三 次 市 森 林 整 備 計 画

計　画　期　間

令和７年４月1日 から 令和１７年３月31日 まで

広 島 県 三 次 市

三次市森林整備計画の策定にあたって

三次市の森林の歴史をさかのぼると、

北部地域では、古くから砂鉄と木炭を使ったたたら製鉄が伝わり、江戸時代から明治時代の終わりにかけて、たたらによる鉄の生産が盛んに行われ、製鉄に必要な薪や木炭を生産するため、ミズナラやコナラ等の広葉樹の森で、短いサイクルで伐採と更新が繰り返されてきました。

農地が多い中南部地域では、農業に必要な肥料や薪等、地域住民の生活資材を供給する里山林が広がっていました。

明治の終わりから昭和の初期までは、瀬戸内の都市に向けた、木炭等の燃料の供給基地としての役割と、地域住民のために利用される里山林の役割を果たしていました。

戦後から高度経済成長期にかけて、いわゆる燃料革命によって生活に必要な燃料は薪や木炭から石油等の化石燃料に変化し、この頃から、北部地域を中心に、戦後の木材需要の高まりも受けて、広葉樹の森は伐採され、スギやヒノキの造林地に変貌しました。ところが、その後の木材価格の下落や高齢化・世代交代等による山離れが進む中で、スギ・ヒノキ人工林は手入れ不足になり、下草の無い真っ暗な人工林が増えています。

中南部地域では、アカマツを主体とする里山林が広がり、マツタケの生産が里山の経済活動の一部になっていましたが、松くい虫の被害によりアカマツ林は少なくなりマツタケも採れなくなる中で、人の手が入らない雑木林に変貌し、イノシシ等の獣害の誘因源となりつつあります。

このように、高齢化、世代交代による山離れ、不在地主の増加などの要因により、今後、森林所有者自らが管理できない森林が増加し、森林の荒廃が進むことが懸念されます。

このような中、ひろしまの森づくり事業を活用して手入れ不足の人工林と荒廃している里山林の整備を進めているところですが、平成３１年４月からスタートした森林経営管理制度を活用し、森林所有者自らが管理できない人工林を市が預かる方法で、市内全域の人工林を適正に経営・管理していく取組を始めています。

具体的には、奥地・急傾斜地等の林業経営に適さない人工林は、針広混交林へ誘導するなど森林の健全性を確保するとともに、林業経営に適した人工林は施業の集約化・路網の整備等により安定的かつ効率的な林業経営の基盤づくりを進めていきます。

広葉樹・マツを中心とした市民生活に身近な里山林については、地域の提案に基づきひろしまの森づくり事業を活用して整備を行い、里山景観や生物多様性を確保していきます。

今回、この三次市森林整備計画を策定することにより、市民の皆様に三次市の森林の現状と課題を知っていただき、その森林の持つ様々な機能を、これからどのようにして高めるか、そして、高められた機能をいかに享受し利用していくか、関係者を含めて考えていきたいと思います。三次市森林整備計画は、５年ごとに見直される１０年の計画です。その期間は、森林のサイクルに比べ短いものですが、５年ごとに様々な新しい技術や考えを吸収し、三次市の森林・林業の将来を見据えたマスタープランとして、より良い計画へ更新していきたいと考えています。

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題……1
2　森林整備の基本方針 ……6
3　森林施業の合理化に関する基本方針 ……9

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1　樹種別の立木の標準伐期齢……10
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 ……10
3　その他必要な事項 ……11

第２　造林に関する事項

1　人工造林に関する事項……13
2　天然更新に関する事項……16
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項…17
4　森林法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準……18
5　その他必要な事項 ……18

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法……19
2　保育の種類別の標準的な方法 ……22
3　その他必要な事項 ……23

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 ……24
2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 ……28
3　森林以外への土砂流出等に注意すべき森林（土砂流出等注意森林）の区域及び当該区域内における施業の方法 ……29
4　その他必要な事項 ……30

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 ……31
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 ……31
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 ……32
4　森林経営管理制度の活用に関する事項 ……32
5　その他必要な事項 ……32

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針 ……33
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 ……33
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 ……33
4　その他必要な事項 ……33

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ……34
2　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 ……35
3　作業路網の整備に関する事項……35
4　その他必要な事項 ……36

第８　その他必要な事項

1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項……37
2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項……38
3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項…38

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

1　鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法…39
2　その他必要な事項 ……39

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1　森林病害虫等の駆除及び予防の方法 …… 39
2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。） …… 39
3　林野火災の予防の方法 …… 40
4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 …… 40
5　その他必要な事項 …… 40

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域 …… 41
2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 …… 41
3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 …… 41
4　その他必要な事項 …… 41

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項 …… 42
2　生活環境の整備に関する事項 …… 43
3　森林整備を通じた地域振興に関する事項 …… 43
4　森林の総合利用の推進に関する事項 …… 43
5　住民参加による森林の整備に関する事項 …… 44
6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 …… 44
7　国有林と連携した森林整備に関する事項 …… 44
8　その他必要な事項 …… 44

【参考資料】

統計資料１
1　人口及び就業構造
(1)　年齢層別人口動態
(2)　産業部門別就業者数等
2　土地利用
3　森林転用面積
4　森林資源の現況等
(1)　保有形態別森林面積
(2)　在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積
(3)　民有林の齢級別面積
(4)　保有山林面積規模別林家数
(5)　作業路網の状況
ア　基幹路網の現況
イ　細部路網の現況
5　市町村における林業の位置付け
(1)　産業別総生産額
(2)　製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額
6　林業関係の就業状況
7　林業機械等設置状況
8　林産物の生産概況
9　森林経営管理制度による経営管理権の設定状況
統計資料２　旧市町村別スギ・ヒノキ人工林齢級別面積等
別表１　公益的機能別施業森林等の区域
別表２　森林施業の方法の区域
別表３　土砂流出等に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）
別表４　基幹路網の整備計画
別表５　森林法施工規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域
図面１～7　森林整備計画概要図
参考　　林産物の流通・加工施設、森林の総合利用施設　位置図

Ⅰ 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

【三次市の自然条件】

本市は、広島県北部の島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置し、三次盆地を中心に標高 150m～200m の平坦地が広がり、その背後には標高 300m～600m の緩やかな枝状の丘陵・山地が位置し、北部の県境周辺部は 800～900m 級の山々が連なる急峻な地形となっています。

また、本市の気象条件は、概して低温多雨で山間地域特有の気象であり、三次地区の年平均気温は 13.2℃、年間降水量は 1、492mm であり、北部山間部は積雪地帯でもあります。

また、三次盆地には県内に降った雨の約３分の１が集まると言われ、豊かな水に恵まれています。また、盆地内への河川の合流により、晩秋から早春にかけて霧が発生しやすく「霧の海」と呼ばれ親しまれています。

地質については、流紋岩類が２分の１以上を占め、次に、表層が風化しマサ土となる花崗岩類が全体の４分の１程度分布しています。

土壌については、マツ林で見られる乾性褐色森林土が２分の１を占めていますが、北部の林業地帯では、黒ボクと呼ばれる黒色土が分布しており、森林作業道の開設の障害となっています。

【森林の概要】

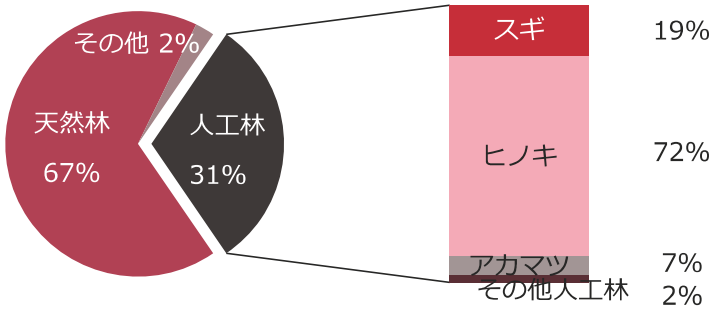
本市の総面積は 77,818ha です。森林面積は 60,233ha あり、総面積の約 ７７％を占めています。森林面積から国有林を除いた民有林面積は 56,696ha で、そのうち人工林は 18,317ha、人工林率は広島県平均値に近い約 32%ですが、君田・布野・作木地域においては、５０％近い人工林率を有しています。

また、本市全ての森林は、中国地方最大の河川である江の川上流域に位置し、三次市だけでなく、下流域市町村の重要な水源地域となっているため、民有林の約３割が水源かん養保安林※に指定されています。

傾斜区分図（準林班平均傾斜）



林種・樹種別森林面積



※保安林とは

森林法に基づき、森林の有する公益的機能を発揮のため指定される森林であり、伐採や土地の形質の変更が制限される。水源かん養のほか、土砂流出防備、なだれ防止、保健などの保安林があります。

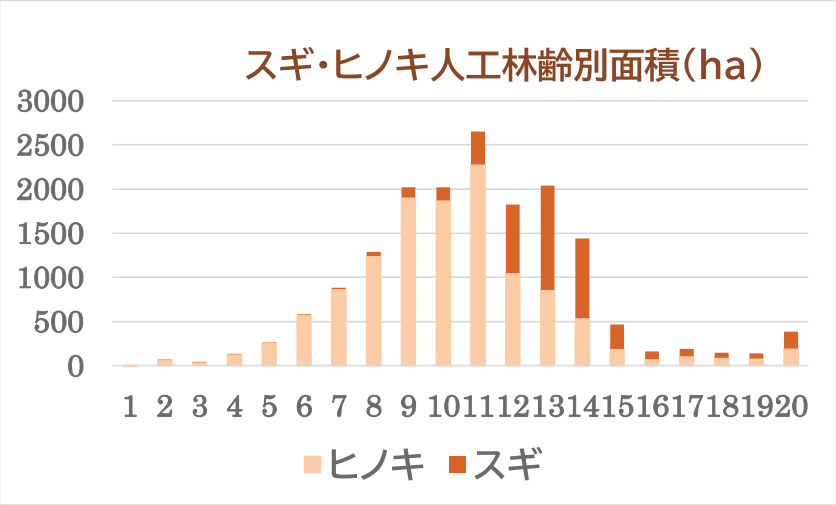
【人工林の状況】

本市の人工林のうち、68%がヒノキであり、23%がスギです。

ヒノキ人工林の割合が高いこともあり、広島県全体の齢級※構成と比較して、10 年程度若い人工林が多い傾向にあります。

また、地形の急峻な北部地域（三次市街地より北のエリアや吉舎町の一部）には比較的齢級の高い人工林が集中しており、一方で、中南部地域には、松くい虫被害跡地に植栽された若い林齢の人工林が、小規模点在している状況です。

そのため、森林整備においては、森林の多面的機能の維持増進の観点から、北部地域等の高齢級の人工林については、集約化による搬出間伐を、中南部地域の若齢林や小規模林分に対しては、保育に主眼を置いた除伐や間伐を、適正に実施することが重要な課題となっています。



※齢級とは

伐採後、植林した年や自然の力で稚樹が発生した年を１年生とし、１から５年生を１齢級とする、５年を単位とした樹木や森林の年齢の数え方です。

スギ・ヒノキ人工林分布図



北部地域は、
まとまった人工林が多い。

中南部地域は、人工林が、
小規模点在している。

【森林の所有形態】

本市の森林の多くは、５ha 未満の森林所有者が３分の２を占め、さらに、不在村森林所有者や森林境界の問題により、森林整備の遅れが懸念されています。

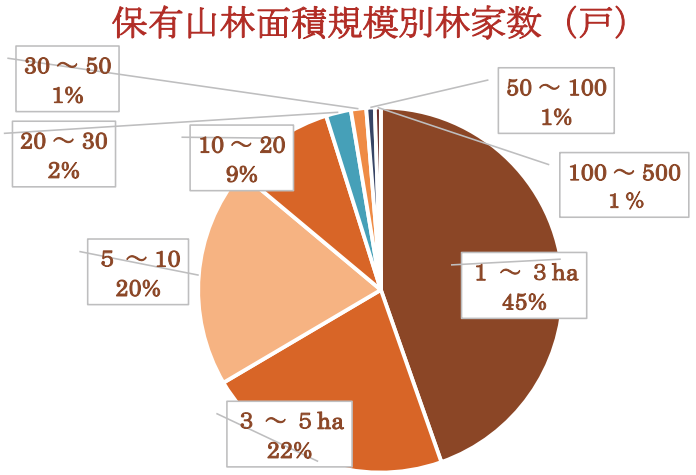
このため、本市では、小規模零細な森林所有者を集約化し、森林組合等の林業事業体による提案型集約化施業※１を推進するとともに、両者が森林経営受委託契約を締結し、面的なまとまりによる森林経営を推進するため、森林経営計画※２の策定を促進しています。

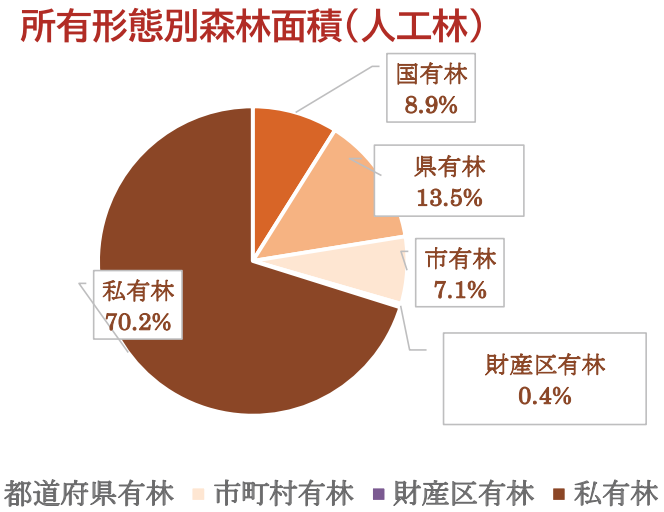
一方、市北部の人工林地帯を中心に県営林・県有林や市有林、市行造林といった公有林、大企業や生産森林組合等によるまとまった人工林が存在しており、本市の木材生産の中心的な役割を担っています。

また、土地の境界を確定する地籍調査の進捗率は、林地で 53%（平成 30 年度末時点）であり、広島県全体と同程度の進捗率です。しかし、北部の林業地帯の一部で未調査の地域があり、森林整備との連携が重要です。

※１提案型集約化施業とは
複数の森林所有者に対し、木材の販売見込み額など、事業を実施した場合の収支を明らかにした見積り（森林施業提案書）を提示して、所有者の施業に対する関心を高め、森林経営受委託契約等を締結しつつ、集約化して施業を行う取組みです。

※２森林経営計画とは
「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する５年を１期とする計画です。





【路網整備の状況】

本市の林内路網密度※1は全国平均値と同程度の１７m/haであり、今後、全ての森林に合わせて基幹路網を整備することは、地形・地質的にも財政的にも困難であり、長期的な視点に立った集中的な整備が求められます。特に、効率的な木材生産が期待できる森林に対しては、林業専用道※2と森林作業道を組み合わせた重点的な路網整備が必要となっています。

【木材生産の状況】

市内業者（6社）のスギ・ヒノキの木材生産量は、搬出間伐を中心に年々生産量が増加しており、令和５年度は平成26年度の２．６倍の55,885m^3となっています。これは、近年、森林組合に加え、民間事業体の生産量が大幅に増加しているためです。

今後は、スギ・ヒノキ人工林が成熟し利用期に入りつつあることから、利用期を迎え伐採した後は、再度植栽（再造林）を行うことで、「伐採する（使う）→植える→育てる」の健全な森林サイクルを維持する仕組みを確立し、森林の持つ公益的機能の高度発揮と森林資源の循環利用に取組んでいくことがと課題となります。

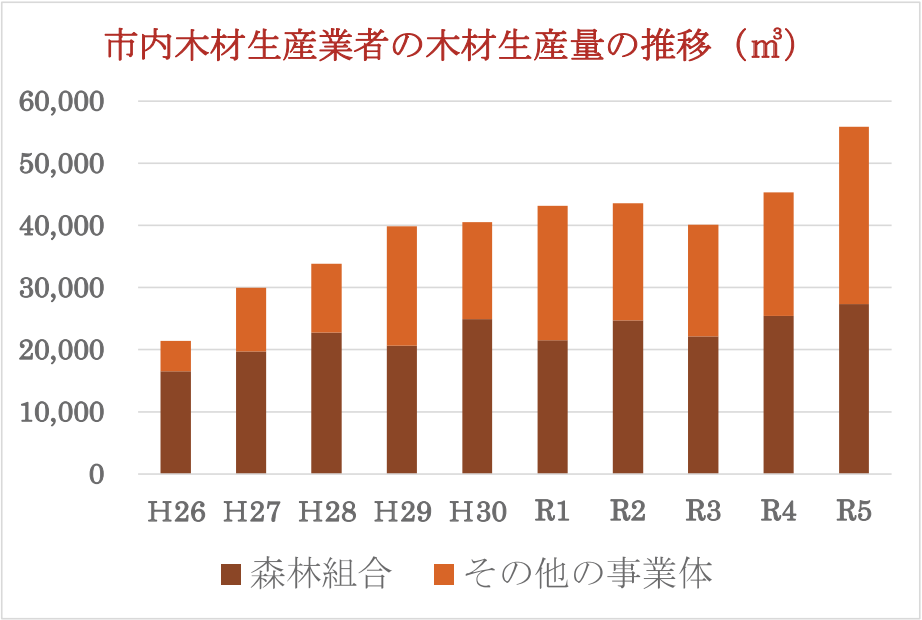
【木材流通の状況】

本市で生産されるスギ・ヒノキの多くは、市中心部にある原木市場に出荷され、市売りなどにより、製材所等に販売されています。

近年では、山土場や中間土場で原木を選別して、大型製材工場等に直接販売されるケース（直送）も多く見られ、今後、この様な取引が増加すると考えられます。

なお、本市には、大規模製材工場や合板工場は有りませんが、国産材を製材する中規模製材工場が2社あります。

また、本市では、市内・市外の素材生産業者により、広葉樹が伐採されていますが、その多くが製紙や木質バイオマス発電用向けの原料として、市外のチップ工場等に出荷されています。



※１林内路網密度とは
森林内の一般道、林道、林業専用道（旧基幹作業道含む）の延長を森林面積で割った数値。欧州のドイツ等では100m/ha前後。

※２林業専用道とは
林道を補完し、森林作業道と組み合せて開設する森林施業用の道。10トン積程度のトラック等が走行可能であり、地形に合わせた丈夫で簡易な路網。

※３車両系作業システムとは
伐倒した木を、ウインチによる直曳きやグラップル等により、林内路網まで引き寄せる（木寄せ）方法を採用した木材生産方法。木寄せの距離が短いため面積当たりの森林作業道の開設延長が長くなります。
また別に、集材機やタワーヤーダを使用する架線系作業システムがあります。

【天然林の状況】

本市の民有林の 67%が天然生のアカマツ林やコナラ等を主体とする広葉樹林であり、戦前には、薪や木炭といった燃料や、農業に必要な肥料の供給源となっていましたが、エネルギー革命以降は、里山林の荒廃が多く見られ、近年では、イノシシやシカ等の野生鳥獣の住処となっており、地域の農林業への被害が発生しています。引き続き、農業と連携した対策が必要となっています。

また、本市中央部、南部を中心に分布するアカマツ林においては、松くい虫被害※1が長期にわたり発生しています。現在は、被害量は減少傾向にありますが、今後は、被害の状況に応じて、天然力を活用した広葉樹林への樹種転換を図るします。

一方、島根県との県境付近の広葉樹林では、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害※2が平成 22 年度に確認されて以来、被害が拡大しており、今後、生物多様性の低下が懸念されるため、被害状況の把握と防除対策が求められています。

【森林の活用】

本市には、君田地区の神之瀬峡県立自然公園、作木地区の常清滝、三良坂町のハイヅカ湖畔の森、吉舎町のとみしの里、酒屋地区憩いの森、甲奴地区の弘法山や品の滝といった、観光や市民の休養の場として利用されている森林があり、施設の活用や森林整備により、保健文化機能の一層の発揮と充実が望まれています。

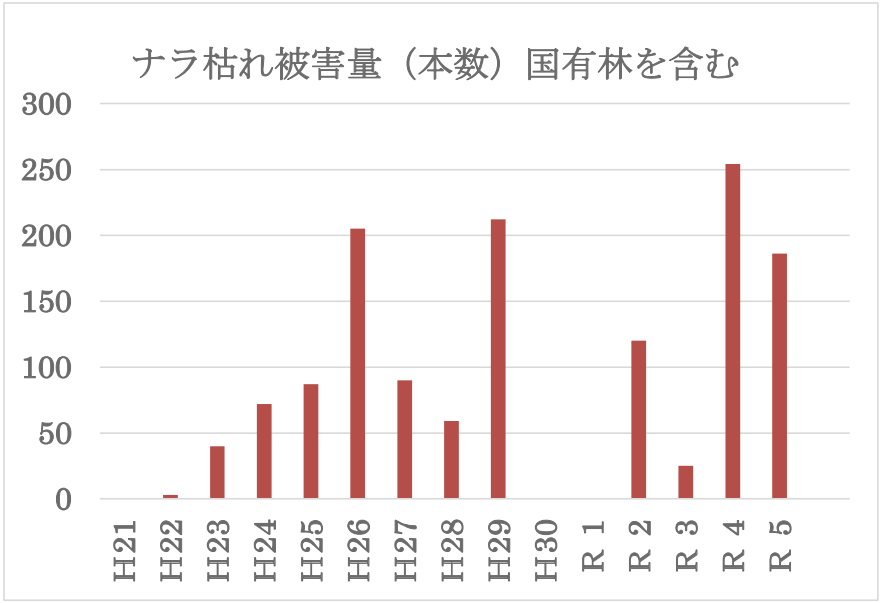
※１松くい虫被害とは

正式な病名は「マツ材線虫病」。病原体であるマツノザイセンチュウによるマツ類の集団枯損被害であり、その媒介には、マツノマダラカミキリが関与しています。昭和５０年代に西日本を中心に大被害が発生しており、ピークは過ぎたものの、現在も被害が発生し続けています。

※２ナラ枯れ被害とは

正式な病名は「ブナ科樹木萎凋病」。カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるブナ科樹木の枯損被害です。

カシノナガキクイムシが特定の樹木（主に大径木）に取りつき、集合フェロモンによる集中加害により枯損を引き起こします。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、本計画の対象とする森林を次の７区分※に分類し、広島県が策定した「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進します。

なお、これらの機能は重複することがあります。

※森林の多面的機能の区分とは

「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（2001 年 11 月 1 日 日本学術会議答申）における、森林の多面的機能の８区分に基づきます。

なお、地球温暖化防止を含む「地球環境保全機能」は、全ての森林にあまねく有する機能であると考えられるため、本計画からは除外しています。

① 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林をめざします。



② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林をめざします。



③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林をめざします。



④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林をめざします。



⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林をめざします。



⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林をめざします。



⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林をめざします。

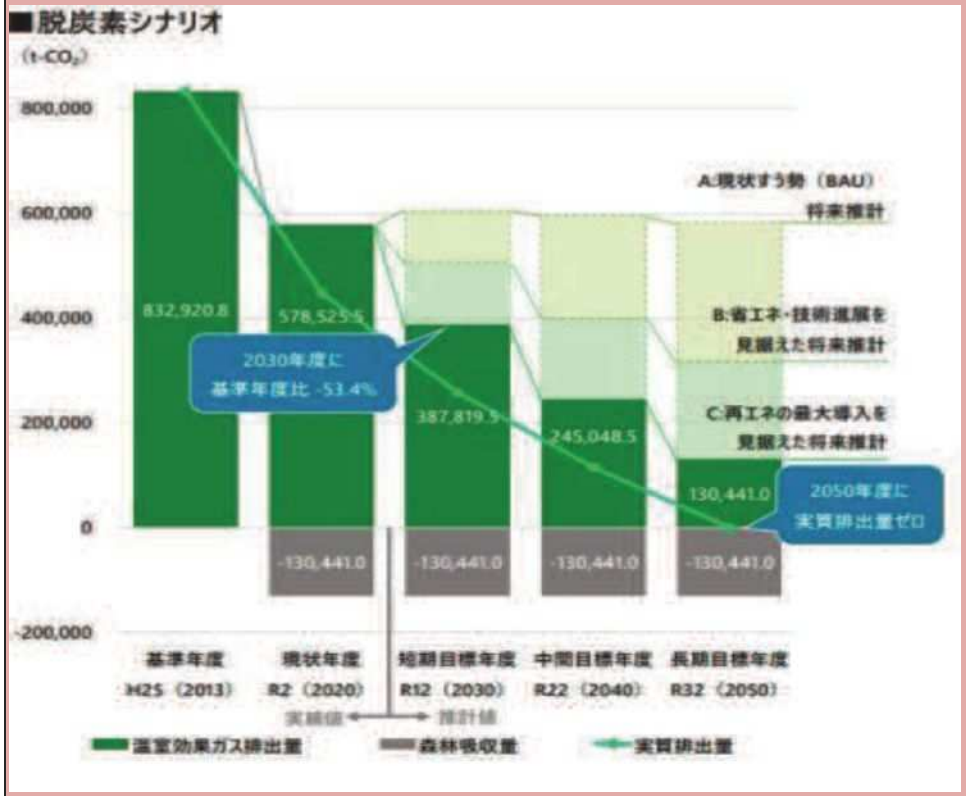


トピックス

三次市の地球温暖化対策における森林の役割

森林吸収量（１３万ｔ/年）を活かし、温室効果ガスの排出量を実質ゼロに

三次市地域再生可能エネルギー導入戦略（２０２４年１月）では、省エネルギーや再生エネルギーの導入に最大限取り組むことで、温室効果ガスの排出量を１３万ｔ/年まで削減し、残りの排出量については、市内の森林吸収量（１３万ｔ/年）によって相殺することで、2050 年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざすこととしています。



（出典：三次市地域再生エネルギー導入戦略）

(2)森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

①　水源涵（かん）養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

②　山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。

③　快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進します。

④　保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

⑤　文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

⑥　生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した、適切な保全を推進します。

⑦　木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。この場合、施業の集団化や機械化を通じた、効率的な整備を推進します。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

効率的で持続的な林業経営の確立をめざして、森林所有者等へ長期の施業の受委託等森林経営の委託を働きかけ、提案型集約化施業を推進します。

また、低コストで効率的な木材生産を実現するため、各地域に適した作業システムの普及・定着、高性能林業機械の導入、作業システムの効率的な運用に必要な路網の整備等を推進するとともに、大型トレーラーの活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化に取り組みます。

さらに、こうした取組は、市、県、森林組合、民間林業事業体、森林所有者等が相互に連絡を密にして、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進します。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１ 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢※１は、江の川上流地域森林計画に基づき、次表のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものでありますが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

標準伐期齢

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹（主としてぼう芽によるものを除く）	主としてぼう芽によって生立する樹種※２	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
全域	35年	40年	30年	40年	20年	45年

※１標準伐期齢とは

立木の年間成長量の平均が最大になる林齢であり、５年単位の林齢で定めるものです。成長量の算定は、広島県森林簿材積表に基づいています。なお、「主としてぼう芽によって生立する樹種」については、シイタケ原木林や薪炭林等の小径木の生産を目的とするため、例外的に 20 年の標準伐期齢を適用します。

※２主としてぼう芽によって成立する樹種について

ぼう芽力が旺盛な若齢林を伐採し、伐根からのぼう芽により林地の更新を図るものです。当地方の主要な落葉広葉樹であるコナラでは、根元径が 40 ㎝を超えると、ぼう芽更新が困難になるといった研究も報告されていますので、高齢林を伐採する場合は、確実な更新を図るため、天然更新補助作業が重要になります。

２ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとします。

① 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯※を設け適確な更新を図ります。

② 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群（群状）を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が、人工造林による場合にあっては 40%以下）とします。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率とします。

なお、立木の伐採に当たっては、次の５項目に留意します。

立木の伐採に当たり留意すべき事項

①森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。

②森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

③森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺の森林における成木の樹高程度の幅の保残帯を確保すること。

④伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

⑤林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

※保残帯について
保安林制度における、立木の伐採による伐採跡地間の距離の基準や、その他、森林の最小単位等に用いられる 20m 幅以上の森林を指します。
20m 未満の幅が 20m 以上連続している場合、一つの伐採跡地として取り扱われます。

3 その他必要な事項

立木の伐採（主伐）は、森林の姿を大きく変えるものだけに、２によるほか、以下のとおり取り扱います。

(1) 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）及び、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン（令和元年８月５日広島県農林水産局林業課）」のほか，次の点に留意して伐採を行います。

① 伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成23 年４月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払います。

② 伐採、搬出、林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないよう留意します。

③ 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は、下層植生の護に努め、人工造林の場合は、地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めます。また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行います。

(2)　伐採の周知について

伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないようにするとともに、伐採面積が１ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は０．５ha）を超える場合には、地域住民などに作業内容を周知します。

また、近年増加している山間部における太陽光発電施設の設置に伴う災害防止の観点から、太陽光発電施設の設置を伴う伐採に当たっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（令和５年１０月最終改定）」に基づき、地域住民に対し計画の初期段階から説明会の開催等適切なコミュニケーションを図り、十分配慮するよう努めます。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法第１９１号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、右表のとおりとします。

なお、例えば、沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）はスギ、斜面中～上部はヒノキとするなど、植栽場所の地形や土壌に留意して樹種を選定します。

また、右表以外の樹種を植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な樹種を選定します。

なお，苗木の選定については、エリートツリー（第 2 世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、小花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の増加に努めます。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、右表に示す本数を標準として、決定します。

なお、右表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な植栽本数の選定に努めます。

人工造林の対象樹種

区　分	樹　種　名	備　考
針葉樹	スギ、ヒノキ、 アカマツ（広島スーパーマツを含む）	
広葉樹	ナラ類、カシ類、カエデ類、 サクラ類、シデ類　等	

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備　考
ス　ギ	中仕立	1,500～3,000	
ヒノキ	中仕立	1,500～3,000	
クヌギ	中仕立	3,000～4,000	
アカマツ	中仕立	3,000～5,000	

注）広島スーパーマツは、アカマツに準じます。

イ　その他人工造林の方法

人工造林は、右表に示す方法を標準として行うものとします。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システム※1の導入や、コンテナ苗※2の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

※1 一貫作業システムとは

伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に使用した林業機械により地拵えや苗木等の資材の運搬を行い、一連の造林作業の効率化を図る伐採・造林の実施システムのことです。

※2 コンテナ苗とは

マルチキャビティコンテナで育成した根鉢付き苗の総称。コンテナを地面等に直接設置しないことにより、根が巻かない苗が育成できる利点があります。

また、通年植栽が可能であることや、コンテナの形状に合わせた専用の植付け器具を使用することにより、一貫作業システムと合わせて、植付け作業の効率化が期待できます。

その他人工造林の方法

区　分	標　準　的　な　方　法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。 コンテナ苗※2等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

トピックス



(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は右表のとおりとします。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

区　分			人工造林をすべき期間
植栽によらなければ、適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地		皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して２年以内
		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して５年以内
植栽によらなければ、適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地	人工造林の場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して２年以内
		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して５年以内
	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年後までに適確な更新がなされない場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して５年後から２年以内
		択伐	

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況, 母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行います。

特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ります。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

また、天然更新を行う場合には、広島県天然更新完了基準により森林の確実な更新を図ります。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、右表のとおりとします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数は、右表に示す期待成立本数に 10 分の３を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。）とします。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、右表に示す方法を標準として行うものとします。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行います。

天然更新の対象樹種

区　分	針　葉　樹	広　葉　樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類　等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類　等

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　　種	期待成立本数
アカマツ、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類　等	6,000 本／ha

天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標　準　的　な　方　法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後２～３年以降に２～３回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

ウ　その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によります。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は植栽により、確実に更新を図ります。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後５年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じます。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

次のような天然更新が期待できない森林※については、植栽による更新の確保を図るものとされていますが、本市においては、近年、再造林放棄地が裸地化した事案がないため、本計画では、指定を見送りました。

※天然更新が期待できない森林とは
①種子を供給する母樹が存在しない森林
②天然稚樹の育成が期待できない森林
③面積の大きな針葉人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
④周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

なお，天然更新の実施の可否は伐区の態様等に左右されるため，５ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合には、本基準に照らして、現地確認等を実施して可否を判断します。

4 森林法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の９第４項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

１の(1)による。

イ 天然更新の場合

２の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

２の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

特にありません。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐※１は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとし、長伐期施業※２を実施する森林については、次の参考表「長伐期施業を実施する場合の間伐の回数」を用います。

なお、次表又は参考表により難い場合は、標準伐期齢未満の森林は 10 年に１回、標準伐期齢以上の森林は 15 年に１回を標準として間伐を実施します。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが、確実であると認められる範囲内で定めます。

トピックス

列状間伐は、木材の生産性の向上等に有効な間伐方法ですが、過度な伐採にならないように注意が必要です。

【写真解説】
高谷山の市分収林における列状間伐実施後、樹冠が閉鎖しつつある状態。



※１間伐とは

林冠がうっ閉し過密状態の森林の一部を伐採して、林分密度を調整する施業であり、残存木の成長促進、劣勢木や被害木の除去、林床の光環境の改善により下層植生を発達させるために実施します。

なお、間伐の種類は、選木を重視する定性間伐と、列状間伐のように、選木を重視しない、あるいは間伐率に基づき機械的に伐採木を決める定量間伐があります。

また、どのような個体を中心に間伐するかで、木材生産に主眼を置いた、上層間伐と、劣勢木や被害木を中心に保育を目的に間伐する、下層間伐があります。なお、近年では、将来木施業などの中層間伐も知られています。

※２長伐期施業とは

森林法施行規則による基準では、「標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において、主伐を行う森林施業を推進すべき森林」と定義づけられています。

長伐期施業により収穫の時期は遅くなりますが、積極的な間伐により、①材価の高い大径木の間伐を行うことが可能となり継続して収入を得られる、③　伐期を長くすることで、植栽・下刈り等の保育の経費を抑えることが出来る等のメリットがあります。一方、立木の状態が長期間にわたるため、象害や病害虫の被害を受ける確率が高くなる等のリスクもあります。

スギ･ヒノ 3,000 本／ｈａ植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期				間伐率(%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		Ⅰ～Ⅱ等地	Ⅰ～Ⅱ等地	Ⅰ～Ⅱ等地	Ⅰ等地		
スギ	Ⅰ等地800本/ha Ⅱ等地1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23～27	林分密度管理図を参考に、収量比数Ｒｙが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	Ⅰ等地800本/ha Ⅱ等地1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16～33	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注：生産目標は、一般建築材（合板･集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、３回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、Ⅰ等地とⅡ等地の中間値とした。

スギ･ヒノ 2,000 本／ｈａ植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期		間伐率(%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		Ⅰ～Ⅱ等地	Ⅰ等地		
スギ	Ⅰ等地800本/ha Ⅱ等地1,100本/ha	樹高17m	樹高21m	27～31	林分密度管理図を参考に、収量比数Ｒｙが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	Ⅰ等地800本/ha Ⅱ等地1,100本/ha	樹高15m	樹高18m	27～31	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注：生産目標は、一般建築材（合板･集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、Ⅰ等地とⅡ等地の中間値とした。

スギ・ヒノキ 1,500 本/ha 植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期	間伐率(%)	間伐の方法
		初回		
		Ⅰ等地		
スギ	Ⅰ等地800本/ha Ⅱ等地1,100本/ha	樹高21m	27	林分密度管理図を参考に、収量比数Ｒｙが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100本		
ヒノキ	Ⅰ等地800本/ha Ⅱ等地1,100本/ha	樹高18m	27	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100本		

注：生産目標は、一般建築材（合板･集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、Ⅰ等地とⅡ等地の中間値とした。

アカマツ

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期			間伐率(%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
			Ⅱ等地	Ⅱ等地	Ⅱ等地		
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

注：広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

※新たな育林技術体系について
　上記、スギ・ヒノキの表については、県が平成 28 年 3 月に定めた「2000 本植栽育林技術体系」により見直されており、その考え方は、「広島県現実林分収穫予想表」と「北近畿・中国地方林分密度管理図」から作成された「収量比数 Ry による管理表」により、林分の混み具合を判定し、適期に間伐を実施することを標準としています。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数（参考表）

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、広島県が定める「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施します。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数（参考表）

樹　種	地位指数※2	間　伐　率
ス　ギ	１８	15 年生から 55 年生まで 10 年ごとに３割、以降 20 年ごとに２割
ス　ギ	１６	20 年生から 50 年生まで 10 年ごとに３割、以降 20 年ごとに２割
ヒノキ	１６	15 年生から 55 年生まで 10 年ごとに３割、以降 20 年ごとに２割
ヒノキ	１４	15 年生から 75 年生まで 15 年ごとに３割、以降 25 年ごとに２割

※２地位指数とは
　林地の生産力を表す指標であり、スギ・ヒノキは 40 年生、コウヨウザンは 30 年生段階での平均樹高で表すものです。

２　保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施します。

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹　種	地位級	植栽本数（本/ha）	実施すべき時期					標準的な方法	備　考
				初　回	２回目	３回目	４回目	５回目		
下刈※1	ス　ギ	Ⅰ～Ⅱ	1,500~3,000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、林地に応じて適時に行うこと。	
	ヒノキ	Ⅰ～Ⅱ	1,500~3,000	1	2	3	4	5		
	アカマツ	Ⅰ～Ⅱ	3,000~5,000	1	2	3	4	5		
除伐※2	ス　ギ	Ⅰ～Ⅱ	3,000	１０～11					造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は、林地に応じて適時に行うこと。	
			2,000	16～21						
			1,500	17～23						
	ヒノキ	Ⅰ～Ⅱ	3,000	11～14						
			2,000	15～20						
			1,500	19～26						
	アカマツ	Ⅱ	3,000~5,000	１０						

※１下刈とは
　樹木の生育を阻害する草本類を刈り払う作業です。

※２除伐とは
　下刈が終了した以降に、樹木の生育に支障となる樹木（不要木等）を取り除く作業です。なお、不要木等には、植栽木も含めることがあります。

3　その他必要な事項

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60 年生で 15 年以上手入れがなされず放置され、緊急に間伐等の森林整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として 40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林に誘導します。

«参考»「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの成育適地における造林の標準的な方法は、次表のとおりとします。

①人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎　仕　立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数			間伐の時期	間伐の方法	
			初回	間伐率	選木の方法
910 本/ha			樹高 16m	30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木する。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17		
		地位指数 24	18		
		地位指数 22	20		
		地位指数 20	22		
		地位指数 18	25		
		地位指数 16	30		
間伐実施前の成立本数			1,300 本/ha		

③保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとします。

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵（かん）養機能維持増進森林）

ア　区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵（かん）養機能が高い森林など水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための、森林施業を推進すべき森林の区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は、本市全域とし、図面１のとおりとします。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとし、その森林の区域を図２のとおりとします。

また、当該森林の伐期齢の下限については、右表のとおり、樹種ごとの標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とします。

水源涵（かん）養機能維持増進を図るための森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
次の何れかに該当する林班とします。 ① スギ・ヒノキの人工林率が３０%以上。 ② 基幹路網（林道・一般道）の延長を林班面積で割戻した値が 25m/ha 以上。 ③ ヒノキの地位指数　14 以上	伐期の延長

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹（主としてぼう芽によるものを除く）	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
本市全域	45 年	50 年	40 年	50 年	30 年	55 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への災害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とします。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存ずる森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とします。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は、図面２-①のとおりとします。

山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
「土砂流出防備保安林」及び「保安施設」に指定されている森林。 布野町大字上布野字湯谷山（不伐の森）の森林。	長伐期施業
「土砂崩壊防備保安林」、「なだれ防止保安林」及び「砂防指定地」に指定されている森林。	複層林施業
「急傾斜地崩壊危険地区」及び「地すべり防止区域」に指定されている森林。	択伐による複層林施業

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

防風保安林や防火保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等とします。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等とします。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は、図面２-②のとおりとします。

快適環境形成機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
市街地に隣接し市民の生活環境に影響を与える、「三次町地域（比熊山）」の森林。	複層林施業

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等とします。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とします。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は、図面２-③のとおりとします。

保健文化機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
「保健保安林」、「県立自然公園第２種特別地域」、「史跡」及び「天然記念物」に指定されている森林。 「仁賀のシラカシ群」、「敷名八幡神社の社叢」及び「甲奴町弘法山の市有林」に該当する森林。	長伐期施業
「自然環境保全条例による特別地区」及び「自然環境保全条例による動植物保護地区」に指定されている森林。	複層林施業
「県立自然公園第１種特別地域」、「名勝」、「緑地環境地域」に指定されている森林。 「酒屋地区憩いの森」の市有林に該当する森林。	択伐による複層林施業

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進します。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林※1施業を推進すべき森林としつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業※2を推進すべき森林として定め、主伐を行う伐期齢の下限については、右表のとおり、樹種ごとの標準伐期齢をおおむね２倍した林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

アの①から③までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、右表に示す伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき区域は、別表２及び図面２のとおりとします。

※１複層林とは

一つの林分で、異なる樹高（または林齢）の樹木が層になり混在している森林。天然林や成熟期以降の森林で、一般的に見られる階層構造ですが、若齢期の人工林では、受光伐や樹下植栽等により人為的に複層状態へ、誘導するための複層林施業が必要です。

なお、上下層による垂直方向の複層林（択伐林）への誘導は、技術的問題や、時間・労力がかかるため、特に公益的機能の発揮が必要な森林に限定して実施されます。

また、帯状やモザイク林といった択伐以外の水平方向の複層（相）林が近年評価されています。この水平方向の複層林へ誘導するための施業は、長期育成循環施業と呼ばれることがあります。

※２長伐期施業とは

人工林（単層林）の主伐時期を延長して、大径材を生産するための施業ですが、長期的に見て伐採による裸地化回数が減ることや、林分の高齢化による下層植生の生育により公益的機能の発揮が期待されます。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹（主としてぼう芽によるものを除く）	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	32年	72年

複層林施業を推進すべき森林及び択伐による複層林施業を推進すべき森林の伐期齢の下限（単層林を複層林に誘導するため、標準伐期齢を適用）

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹（主としてぼう芽によるものを除く）	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
全域	35年	40年	30年	40年	20年	45年

2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、右表のとおり区域を設定します。

なお、その区域の範囲は、図面１-4 のとおりとします。

また，木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち，林地生産力が高く，傾斜が比較的緩やかで，林道等や集落からの距離が近い森林等を，「特に効率的な施業が可能な森林」として，別表１及び図面４のとおり定めるもとのとします。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、右表を目安として決定します。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお，特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち，人工林については，原則として，植栽による更新を行うこととします。

木材等生産機能維持増進森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
①　スギ・ヒノキの人工林率が 30%以上の林班の森林。 ②　基幹路網（林道・一般道）の延長を林班面積で割戻した値が 25m/ha 以上 ③　ヒノキの地位指数が 14 以上 県営林・県有林（旧公社分収林を含む）。 ただし、他の機能と重複し、推進すべき施業の方法が複層林施業又は択伐による複層林施業の場合は、当該機能の指定を除外する。	通常伐期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹　種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の目安（年）
		生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	31（22）	50（35）
		造作材	中仕立	40	50
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	25（22）	50（50）
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	26（22）	55（40）
		造作材	中仕立	34	80
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	21（19）	55
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注　期待級数、主伐時期の目安は、一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書きは柱材を生産目標にする場合とします。

なお、三次市における地位級は、作木・布野・君田の地区においては、Ⅰ等地。それ以外の地区（三次・甲奴・吉舎・三良坂・三和）においては、Ⅱ等地と位置付けられています。

3　森林以外への土砂流出等に注意すべき森林（土砂流出等注意森林）の区域及び当該区域における施業の方法（独自ゾーニング）

(1) 区域の設定

森林の伐採及び伐採に伴う林内路網の開設・利用等により懸念される土砂の流出や落石、濁水の発生等が民家や農地、道路等の公共施設、河川に影響を及ぼす恐れがある森林等とします。

具体的には、(2)のアの①で設定した山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林、土砂災害防止法関係の指定区域の森林、山地災害危険地区関係の指定区域の森林、主要な河川に隣接している森林と、その森林を含み地形や地質等の一体性があり、かつ関連性が高い一定の森林の範囲について定めます。

なお、その区域設定の方法は、右表のとおりとします。

また、その区域の範囲は、別表３及び図面５のとおりとします。

(2) 施業の方法

当該機能は、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等のバッファーゾーンとして指定するものであり、森林の伐採や林内路網を開設・利用する際は、近隣に山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林（主に制限林）や土砂災害や山地災害に関係する指定区域、主要な河川等があり、森林以外への土砂流出等の影響が懸念される区域であることを留意した上で施業を実施し、適切な予防措置を取る必要があります。

なお、森林以外への土砂流出等が発生しないための具体的な例としては、右表のとおりとします。

土砂流出等注意森林の区域設定の方法

区域設定の方法	施業方法
「山地災害防止機能／土壌保全機能増進森林」を含む準林班単位の森林。 土砂災害防止法に関係する指定区域を含む準林班単位の森林。 山地災害危険地区を含む準林班単位の森林。 国土交通省が公表する河川の位置情報から 20mの範囲を含む準林班単位の森林。	通常伐期

森林以外への土砂流出等が発生しないための具体的な例

1　路網開設の方法

①急傾斜地（30 度以上）においては、可能な限り路網開設を避ける。

②路網の切土の崩壊を予防するため、切土法面の高さを 150 ㎝程度までとする。

③路面浸食を予防するため、縦断勾配を 10 度以下に抑える。

④河川等への影響を低減するため、路網のルート選定の際には線形を谷から遠ざける。

⑤路面からの濁水を軽減するため排水の分散や降雨時の作業を避ける。

⑥施業後の路面浸食を予防するために、枝条を利用した路面の保護や、簡易な横断溝により路面水を分散排水する。

2　伐採の方法

①河川等、森林外へ隣接している箇所には、落石や土砂の流出を予防するため保残帯を設定する。

②伐区を小規模分散し、可能な限り表土流出を抑制する。

③手入れ不足の人工林は、伐採幅の大きい列状間伐等、過度の間伐は避ける。

3　伐採後、早期に植生回復を促す方法

①伐採後、天然更新により植生の回復を図る場合、更新状況の確認と、早期の更新を図るため天然更新補助作業を行う。

②伐採後、植栽により更新を図る場合は、崩壊の可能性が高い谷頭等の急斜面や、土石流が発生しやすい谷部には高木性広葉樹の植栽も検討する。

③一時的に使用した路網・土場等は、埋め戻しを行う等、原状回復を促すように配慮する。

4 その他必要な事項

(1) 施業実施協定※の締結の促進方法

特にありません。

(2) その他

特にありません。

※施業実施協定とは
森林法第 10 条の 11 に規定される、森林所有者等と市長の間で締結する森林施業の実施に関する協定。間伐又は保育その他の森林施業の共同化を内容とします。

別表１

区分		森林の区域 [別図参照]	面積(ha)
水源の涵（かん）養の機能維持森林		図面 1	55,835
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林		図面 2-①	2,050
快適環境形成機能維持増進森林		図面 2-②	36
保健文化機能維持増進森林		図面 2-③	368
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林		図面 5	31,062
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		図面 3	38,407
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、「特に効率的な施業が可能な森林」	図面 4	8,666

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、小規模零細な森林経営を集約化し、効率的な木材生産を行うため、森林組合等の林業事業体により、森林所有者が森林組合等に森林の経営を委託する契約（森林経営受委託契約※１）の締結が進められています。

この契約により、森林経営計画が段階的に策定され、森林の経営規模の拡大が図られ、計画的かつ効率的な木材生産体制が進められています。

今後は、基幹路網の開設や新たに森林の境界が明確になった箇所、新たに搬出間伐が可能な林齢に達した林分を中心に、森林経営計画の策定に取り組みます。

また、国有林と隣接する地域については、民有林と国有林が共同で路網開設や効率的な森林施業を実施する「森林共同施業団地※２」の設定も検討します。

２　森林の経営の受託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策

地域の森林資源の現況、地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」等行政計画の目標等を勘案して、森林所有者（不在村※3 を含む）等への長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者への森林経営の受委託等による森林経営計画の作成により、森林経営の規模の拡大を促進します。

また、その取組を支える人材である森林施業プランナー※４については、所属する林業事業体の育成を含め、技術や知識の向上に対して支援します。

※１森林経営受委託契約とは

森林所有者と森林組合等の林業事業体との間で締結する、森林の経営について委託する契約です。森林の経営には、森林整備だけでなく、天然林を含む森林の保護や森林作業道の管理等も含まれます。なお、一般的な契約では、立木の売買権は含まないことが多いです。

また、この契約より強い森林経営権の移転が、地上権登記を行う森林経営信託契約です。

※２森林共同施業団地とは

民有林と国有林とが連携して団地を設定し、施業の集約化、効率的な路網整備及び効率的な作業システムへの移行により低コスト化を図ることを目的に、民有林の所有者と国有林が協定を締結し，民有林と国有林が一体となって、効率的な森林経営を推進する制度です。

※３不在村森林所有者とは

所有する森林とは別の市町村に居住する個人や法人のことでです。最近は、相続登記が行われておらず、所有者の特定が困難な森林も大きな問題になっています。

※４森林施業プランナーとは

提案型集約化施業の業務を行う「森林施業プランナー」は、森林所有者に代わって、水源涵養機能や木材生産機能など市町村森林整備計画におけるゾーニングに基づいた面的なまとまりを持つ計画である森林経営計画を作成します。それとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託します。その後、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行います。このように、プランナーは森林所有者に代わって地域の森林を管理する重要な存在です。

3　森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくため、施業内容やコストを明示した森林施業提案書（森林施業プラン）※1により、森林所有者に施業を提案する提案型集約化施業の拡大を推進します。

4　森林経営管理制度※2の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図ります。

また、経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が市町村森林整備計画に定められた公益的機能施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法の整合性が、図られたものとなるように留意します。

5　その他必要な事項

特にありません。

※1 森林施業提案書（森林施業プラン）とは

森林施業プランナー等が作成し森林所有者に提示するもので、森林の現況や施業内容、事業経費、補助金の額、伐採木の売上金額等の見積りを記入した提案書です。

※２森林経営管理制度とは

森林所有者が森林の経営または管理を行う責務を定めるとともに、経営または管理が行き届かない森林を市町に預ける仕組みを定めることにより、森林資源の適正な管理などを行うことを目的に定められた森林経営管理法（H31.4.1 施行）に基づき、適正な森林の経営・管理を行うための制度です。

トピックス

三次地方森林組合では、信託契約による団地設定に取り組む等、先進的な森林経営をめざしています。

【写真解説】
君田町における森林経営計画の樹立に向けた地元説明会の様子。



トピックス

市内には約２，７００ha の国有林があります。この国有林を管理しているのが広島北部森林管理署です。

【写真解説】
広島北部森林管理署の庁舎エントランス、国産材をふんだんに使用しています。



第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の関係者による地域協議会を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、森林経営管理制度を活用することで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

特にありません。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

特にありません。

４　その他必要な事項

特にありません。

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、右表を目安とします。

(2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道※１」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道※２」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道※３」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた、低コストで効率的な作業システムの導入を推進します。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図ることとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤーダ等を使用する架線系を施業地に応じて適用します。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度（m/ha）	基幹路網
緩傾斜地（０°～15°）	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60〈50〉以上	15 以上
	架線系作業システム	20〈15〉以上	
急 峻 地（35°～）	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注１「車両系作業システム」とは、林内にワイヤロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのことで、運搬にはフォワーダ等を活用します。

注２「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープを取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのことで、タワーヤーダやスウィングヤーダ等を活用し、主に林業専用道を使用します。

注３「急傾斜地」の〈　〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

※１林道とは

効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る目的の恒久的公共施設。林業では、セミトレーラーの車両の通行を想定しています。

※２林業専用道とは

林道を補完し、森林作業道と組み合わせることにより、森林作業道の機能を高め、木材輸送機能を強化・補完する路網。10ｔ程度のトラックや林業用車両の走行を想定した丈夫で簡易な道です。

※３森林作業道とは

導入する作業システムに合わせて開設する森林整備のための道です。主として林業機械の走行を想定しており、車両系作業システムにおいては、高密度に設置されます。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林等が面的なまとまりを持ち、作業システムにより、効率的な森林施業が可能な区域とします。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を推進することとし、「林道規程」（昭和 48 年４月１日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成 23 年８月 31 日広島県制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成 23 年４月１日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成 28 年 11 月７日最終改正）に即して、開設します。

また，林道の整備については，自然条件や社会的条件が良く，将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。

また，既設林道の改築改良に当たっては，走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など、質的な向上を図ります。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画は、表３のとおりとします。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業事業実施要領」（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月 16 日付け８林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「広島県森林作業道作設指針」（平成 23 年４月１日広島県制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成 28 年 11 月７日最終改正）に即して開設します。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次表のとおりとします。

傾斜区分別の規格・構造の考え方

傾斜区分	規格・構造の考え方
傾斜 25°以下	比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。
傾斜 25～35°	中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。
傾斜 35°以上	急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や市の林務担当課と協議するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

広島県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行います。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備、その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおり該当ありません。

森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー及び木材生産や道づくりを担う林業従事者の育成を図るとともに、本市の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の視野の拡大、女性の活躍・定着、外国人材の適正な受入れに県や関係機関と連携して取り組みます。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業体のそれぞれの強みを生かした取り組みが重要であるため、森林組合と民間事業体の連携について、県や関係機関とともに推進します。

トピックス

国や県では、様々な現場技能者の育成研修が実施されています。

【写真解説】
作木町県営林内で実施された森林作業道作設オペレーター研修の様子。



トピックス

三次地方森林組合内にある「ウッドピア三次」では、森林施業プランナー等の研修が実施されています。

【写真解説】
森林施業プランナー基礎研修の様子。



2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入については、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施します。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐　倒 集　材 造　材 運　材	緩傾斜	チェーンソー	ハーベスタ等
		グラップルローダ （ハーベスタ）	グラップルローダ （ハーベスタ） ※ロングリーチ含む
		プロセッサ （ハーベスタ）	プロセッサ （ハーベスタ）
		運材車 フォワーダ	フォワーダ ※ホイールタイプ含む
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		集材機 スイングヤーダ	スイングヤーダ タワーヤーダ 自走式搬器
		プロセッサ （ハーベスタ）	プロセッサ （ハーベスタ）
		―	―
造　林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー	グラップルローダ等
	下　刈	刈払機	刈払機

注：三次市では架線系作業システム（急傾斜）が、ほとんど使用されていないため、県内他地域での一般的なものとしました。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとし、当計画期間での整備計画はありません。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工施設等の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
〔木材流通・加工施設〕							
広島県森林組合連合会三次共販所	西酒屋町	1.6ha 57,026㎥	1				
㈱佐々部材木店	東酒屋町他	3.1ha	2				
宮迫木材㈱	布野町下布野	21,091㎥	3				
㈱フォレストワン	作木町香淀	6,680㎥	4				
〔特用林産物生産・流通・加工施設（原木または菌床１万以上保有のみ記載）〕							
シイタケ等生産施設	山家町	菌床 1,500個					
	三良坂町三良坂	原木 50,000本					

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）の設定については、森林生態系多様性基礎調査において、被害がある区域を基本とし、有害鳥獣駆除や捕獲の実績や、林業関係者や地域住民等から寄せられる情報により、次表及び図面４のとおり定めます。

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	地　区
ニホンジカ	市内全域

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカによる森林被害の防止に向け、植栽予定地を中心に防護柵の新設、既存柵の改良及び食害防止チューブ等の設置、わな、銃器による捕獲等を実施します。また、実施に当たっては農業被害対策等と連携して防除活動を行います。

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況や被害防止効果の確認のため、森林の巡視及び林業事業体や森林所有者からの聞取りを行います。

なお、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対し助言・指導を行い鳥獣害の防止を図ります。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

松枯れについては、被害状況を把握し、被害跡地対策については、被害の状況に応じて天然力を活用した広葉樹への樹種転換を図ります。

ナラ枯れについては、被害の早期発見、早期防除に努めるとともに、国有林や周辺市町村との情報共有を図ります。

スギカミキリ等の穿孔性害虫の被害がみられる場合は、それらの防除にも努めます。

なお、森林病害虫等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要が生じた場合等については、国や県と連携して、伐採の促進に関する指導を行います。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行います。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ、ノウサギ等による森林被害が発生しており、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

３　林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めます。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施しようとするときは、森林法第２１条及び「三次市火入れに関する条例」の規定に基づき、 火入許可申請書を提出し、火入許可証の交付を受けたうえで、火入れを実施します。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により、伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して、更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおり該当ありません。

病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病害虫又は火災の予防その他森林の保護に努めます。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域の指定については、右表のとおり該当ありません。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

１の区域の指定が無いため、右表のとおり該当ありません。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

ア 整備することが望ましい主な森林保健施設

１の区域の指定が無いため、該当ありません。

イ 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

１の区域の指定が無いため、該当ありません。

(2) 立木の期待平均樹高

１の区域の指定が無いため、右表のとおり該当ありません。

4 その他必要な事項

１の区域の指定が無いため、該当ありません。

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

立木の期待平均樹高

樹　種	期待平均樹高（m）	備考
該当なし		

※保健機能森林は

保健機能森林は、江の川上流地域森林計画で定める基準に基づき、湖沼、渓谷等と一体となって、自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存し、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について、設定することになっています

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画します。

ア Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ Ⅲの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めます。

(2) 森林法施行規則第 33 条１号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第 33 条１号ロの規定に基づく区域については、表４及び図面５のとおりとします。

トピックス

森林経営計画とは

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画です。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画の対象森林等

【属地計画】

（１）林班計画
地域森林計画で定める林班又は隣接する複数林班の面積の２分の１以上を占める森林

（２）区域計画
市町村森林整備計画で定める一定区域内において 30 ヘクタール以上の森林

※いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

【属人計画】

自ら所有している森林の面積が 100 ヘクタール以上であって、その森林及び森林の経営を受託している森林の全ての森林

2 生活環境の整備に関する事項

ＵＪＩターン者等が地域に定住するために必要な生活環境施設の整備については、右表のとおり該当ありません。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

きのこや山菜等の特用林産物や竹炭等の林産加工品の生産促進を行うなど、地域森林資源を活用した地域活性化を図ります。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市民が身近に触れ合える森林として整備された施設は、右表及び図面３のとおりです。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
生活環境保全林整備	布野町横谷	森林面積 38ha 遊歩道 3,000m 東屋 1 棟			A
	布野町下布野	森林面積 4ha 遊歩道 400m 東屋 1 棟			B
八千代滝周辺整備	布野町下布野	遊歩道 1,000m 林道 400m,W=3m			C
常清滝周辺整備	作木町下作木	ｷｬﾝﾌﾟ場 3,000 ㎡ 山村広場 4,250 ㎡ イベント広場 駐車場 2,300 ㎡ トイレ 26.4 ㎡ 遊歩道 670m 展望台 28.35 ㎡			D
ハイヅカ湖畔の森	三良坂町仁賀	球技施設 1,400 ㎡ 体験交流ｾﾝﾀｰ 1 棟 駐車場 1,500 ㎡ キャンプ場			E
いこいの森弘法山	甲奴町本郷	1.6ha トイレ 1 棟 山村広場 0.3ha			F
酒屋地区憩いの森	東酒屋町	散策道 1,500m 広場 5,000 ㎡ 駐車場 650 ㎡ 除間伐 6ha			G

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、住民自治組織や森づくり活動団体との協働により森林・林業体験プログラムを組み込むなど、森づくりへの市民の直接参加を推進します。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

江の川は本市をはじめ下流地域の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、流域自治体の連携のもと、流域住民への森づくりに向けた啓発に取り組みます。

(3) その他

特にありません。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画※

区域	作業種	面積等
全域	強度間伐・更新伐による針広混交林化等	経営管理意向調査を順次実施し、市に管理を委託したい旨の回答を踏まえて作成した経営管理集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権が設定された森林について、計画的（場所・時期・施業内容等）に実施する。

※ 市町村森林経営管理事業とは

経営管理意向調査に基づき市町村が経営管理権を取得した森林で、林業経営に適さないために民間事業者に再委託せず、市町村自らが間伐等の請負事業を民間業者に委託して実施する事業です。

7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、広島北部森林管理署・地元林業事業体と連携して取り組みます。

また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民国連携した森林整備等に積極的に取組みます。

8 その他必要な事項

特にありません。

統計資料１

１　人口及び就業構造

（１）　年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上 （ ）内は不明で外数		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 人	平成22年	56,605	26,731	29,874	7,340	3,744	3,596	6,417	3,233	3,184	9,581	4,910	4,671	15,269	7,741	7,528	(209) 17,789	(123) 6,980	(86) 10,809
	平成27年	53,315	25,171	28,144	6,677	3,420	3,257	5,752	2,922	2,830	8,833	4,542	4,291	13,398	6,736	6,662	18,655	7,551	11,104
	令和2年	50,069	23,843	26,226	5,947	3,045	2,902	5,395	2,734	2,661	7,673	3,953	3,720	12,617	6,396	6,221	18,437	7,715	10,722
構成比 %	平成22年	100.0	47.2	52.8	13.0	6.6	6.4	11.3	5.7	5.6	16.9	8.7	8.3	27.0	13.7	13.3	(0.4) 31.4	(0.2) 12.3	(0.2) 19.1
	平成27年	100.0	47.2	52.8	12.5	6.4	6.1	10.8	5.5	5.3	16.6	8.5	8.0	25.1	12.6	12.5	35.0	14.2	20.8
	令和2年	100.0	47.6	52.4	11.9	6.1	5.8	10.8	5.5	5.3	15.3	7.9	7.4	25.2	12.8	12.4	36.8	15.4	21.4

資料：令和２年度国勢調査

（２）　産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第２次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		内木材・木製品製造業	
実数 人	平成22年	28,494	3,245	127	4	3,376	6,144	65	18,974
	平成27年	25,221	2,947	126	12	3,085	5,727	2	16,409
	令和2年	23,639	2,509	113	6	2,628	5,195	52	15,816
構成比 %	平成22年	100.0	11.4	0.4	0.0	11.8	21.6	0.2	66.6
	平成27年	100.0	11.7	0.5	0.0	12.2	22.7	0.0	65.1
	令和2年	100.0	10.6	0.5	0.0	11.1	22.0	0.2	66.9

注：四捨五入のため、内訳が一致しない場合がある。　　資料：令和２年度国勢調査

２　土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積	
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野		
						小計	果樹園	茶園	桑園	その他樹園地					
実数 ha	平成22年	77,819	4,566	4,128	303	136					565	59,324	59,004	320	13,364
	平成27年	77,818	3,768	3,417	237	114					649	59,032	58,714	318	14,369
	令和2年	77,818	3,768	3,417	237	114					649	60,551	60,233	318	12,850
構成比 %		100.0	4.8	4.4	0.3	0.1					0.8	75.9	75.5	0.4	18.5

注：四捨五入のため、内訳が一致しない場合がある。
総土地面積は，国土交通省国土地理院「令和６年全国都道府県市区町村別面積調」による
耕地面積は，農林業センサス2020による
草地面積，原野面積は，農林業センサス2015による
森林面積のうち，国有林は林野庁所管分のみ

３　森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地用地	ｺﾞﾙﾌ場・ﾚｼﾞｬｰ用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
R１～５年		113.30	—	—	—	—	—

（県林業課調べ）

４　森林資源の現況等　　～以下，森林面積については，地域森林計画のデータを使用。

（１）　保有形態別森林面積（令和３年）　　（令和６年４月１日現在）

保有形態		総面積		立木地			人工林率
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A)
総数		ha 60,169.34	% 100.0	ha 57,346.14	ha 19,196	ha 38,150	% 31.9
国有林		2,717.58	4.5	2,669.37	1,795.80	874.62	66.1
公有林	計	5,460.13	9.1	5,423.40	4,205.61	1,217.79	77.0
	都道府県有林	3,340.84	5.6	3,325.25	2,714.00	611.25	81.2
	市町村有林	2,030.23	3.4	2,009.09	1,418.74	590.35	69.9
	財産区有林	89.06	0.1	89.06	72.87	16.19	81.8
私有林		51,991.63	86.4	17,827.81	14,111.64	3,716.17	27.1

（県林業課調べ）

（２）　不在(市町村）者の森林所有面積（令和６年）

	年次	私有林合計	在(市町村）者所有面積	不在(市町村）者の森林所有面積			
				計	県内	県外	不明
実数 ha	令和６年	51,991.63	36,861.86	15,129.77	8,422.34	4,506.56	2,200.87
構成比 %		100.0	70.9	29.1	16.2	8.7	4.2

（県林業課調べ）

（３）　民有林の齢級別面積　　（令和６年４月１日現在）

	総数 ha	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	56,696.2	469.2	140.3	82.2	415.0	376.7	895.5	1,169.2	2,617.0	3,183.0	3,171.2	44,176.9
人工林計	18,317.3	2.5	77.94	60.01	146.78	326.64	646.39	942.48	1,344.6	2,055.2	2,042.1	10,672.6
スギ	4,334.0	2.0	2.0	0.2	0.4	0.6	6.9	15.7	49.4	113.3	150.7	3,992.9
ヒノキ	12,408.8	0.5	65.4	37.9	126.0	259.7	575.0	868.7	1,238.1	1,906.5	1,869.2	5,461.8
マツ類	1,116.5				5.7	7.7	0.2	3.6	2.7	4.9	17.6	1,074.1
広葉樹	458.1		10.6	21.9	14.7	58.6	64.3	54.4	54.4	30.6	4.7	143.9
天然林	38,379.0	466.7	62.3	22.2	268.2	50.1	249.1	226.7	1,272.4	1,127.8	1,129.1	33,504.3
（備考）												

（注1）　四捨五入のため、内訳が一致しない場合がある。　　（県林業課調べ）

（４） 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
１～３ha	1,742	10～20ha	355	50～100ha	20
３～５ha	855	20～30ha	87	100～500ha	9
５～10ha	764	30～50ha	52	500ha以上	－
				総数	3,884

資料： 2020世界農林業センサス

（５） 林道の状況

ア 基幹路網の現況

区分		路線数	延長	備考
			km	
基幹路網		141	201	
	うち林業専用道	2		

（県林業課調べ）

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長	備考
		km	
森林作業道	617	788,127	

（県林業課調べ）

5 市町村における林業の位置付け

（１） 産業別総生産額 単位：百万円

		平成30年	令和3年
総生産額（A）		185,046	196,303
内訳	第１次産業	6,557	5,848
	内林業（B）	409	485
	第２次産業	53,182	57,869
	内木材･木製品製造業（C）	952	2,273
	第3次産業	125,444	125,384
	その他	3,147	7,202
B+C/A（%）		0.7	1.4

注：数値は四捨五入

資料：令和３年度広島県市町民経済計算結果（令和3年3月）

（２） 製造業の事業所数、従事者数（人）、現金給与総額（万円）

	事業所数	従事者数	現金給与総額
全製造業（A）	82	3,675	1,489,085
内木材･木製品製造業（B）	3	76	29,539
B/A（%）	3.7	2.1	2.0

資料：令和３年度経済センサス･活動調査から

6 林業関係の就業状況

区分	組合･事業者数	従事者数	内作業員数	備考
森林組合	2	64	44	（名称：別表）
生産森林組合	4	－	－	（名称：別表）
素材生産者	1	11		
製材業	1	7		
森林管理署	1	20		広島北部管理署
木材卸売業	12			県森連三次共販所
木材･木製品製造業	5	2		
合計	26	104	44	

（別表）

区分	名称	従業者数			備考
			専従職員	雇用労働	
森林組合	甲奴郡	18	5	13	作業員は雇用労働者数
	三次地方	46	15	31	
計	2	64	20	44	
生産森林組合	下布野	－	－		
	横谷	－	－		
	大山	－	－		
	大山第二	－	－		

注：甲奴郡森林組合の管内は，府中市，庄原市にまたがっているが，
組合全体の従事者を計上した。

（別表）木材業登録一覧

第1種のみ	第１，２種	計
10	2	12

資料： 森林組合･生産森林組合･･･森林組合要覧（令和4年事業年度）
資料： 素材生産業者･･･令和元年度経済センサス￥-基礎調査（甲調査）
資料： 製材業･･･経済センサス（令和3年（2021年）（活動調査））
資料： 森林管理署･･･令和5年（令和４年度実行結果）近畿中国森林管理局事業統計書
資料： 木材卸売業･･･（一社）広島県木材組合連合会HPから抽出（第1種及び第１，２種が対象）
資料： 木材･木製品製造業･･･地域森林計画

7 林業機械等設置状況

（令和6年3月31日現在）

番号	機械種名	単位	所有区分別数量 会社	森林組合	その他法人	個人	合計	備考
1	フェラーバンチャ	台						立木を伐倒、集積する自走式機械
2	ハーベスタ	台	2	5			7	伐倒・枝払い・玉切りする自走機械
3	プロセッサ	台						枝払い・玉切りする自走式機械
4	スキッダ	台						牽引式集材専用のトラクタ
5	フォワーダ	台	3	5			8	積載式集材専用車両（ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ付）
6	タワーヤーダ	台						元柱を具備した自走式機械
7	スイングヤーダ	台	1				1	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械
8	グラップルバケット	台	2	4			6	ｻﾞｳﾙｽﾛﾎﾞ等の掘削と掴む両方できるもの（ﾌｪﾗｰﾊﾞﾝﾁｬｰｻﾞｳﾙｽも該当）
9	その他	台						上記以外の高性能林業機械

注：市内に所在地のある事業体のみ計上している。

資料：令和５年度林業機械の保有状況調査

8 林産物の生産状況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ 生	しいたけ 乾	なめこ	その他きのこ
	m3	m3	本	kg	kg	kg	kg
生産量	42,985	6,137	132,859	31,559	578	776	1,665
生産額（百万円）	－	－	－	－	－	－	－

注：数値は四捨五入 資料：令和５年特用林産物生産販売統計（県林業課調べ）等

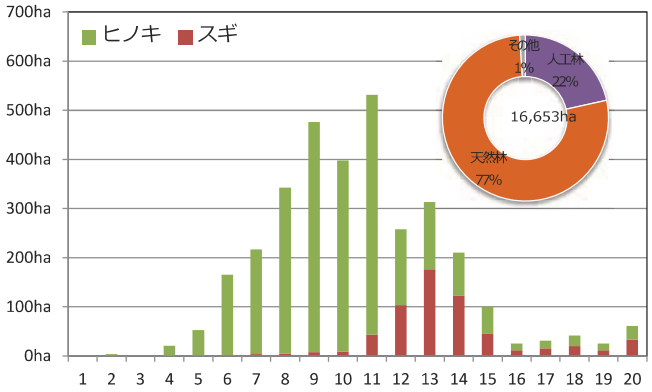
9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

（令和６年12月現在） （市調べ）

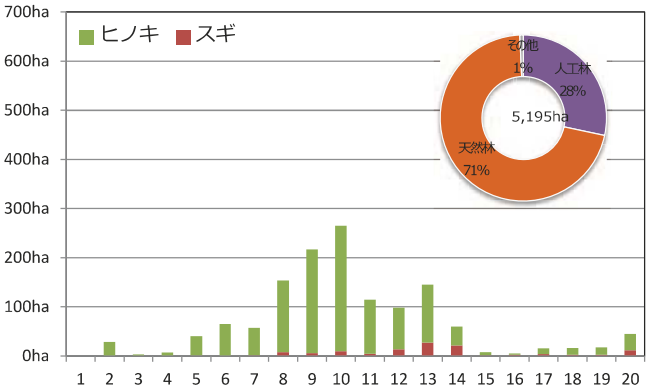
番号	公告日	所在	面積（ha）	経営管理実施権設定の有無
R2-01	令和3年2月16日	三次市三良坂町灰塚字祇園山1091109外	13.30	無
集212090001～2120900032	令和3年5月14日	三次市吉舎町桧10336-8外	17.66	無
集222090017～222090030	令和3年6月1日	三次市甲奴町有田字之木院地山10934外	19.97	無
集222090001～222090016	令和4年2月25日	三次市君田町東入君字大柳10423-1	6.35	無
集222090019～222090036	令和4年2月25日	三次市甲奴町有田1207外	6.72	無
集222090031～222090041	令和5年3月2日	三次市布野町上布野字風越10942外	2.92	無
集222090042～222090076	令和5年3月2日	三次市甲奴町抜湯116外	13.65	無
242090008～242090010	令和6年9月30日	三次市三和町敷名字言立山10893外	0.77	無

統計資料２（旧市町村別スギ・ヒノキ人工林齢級別面積等）

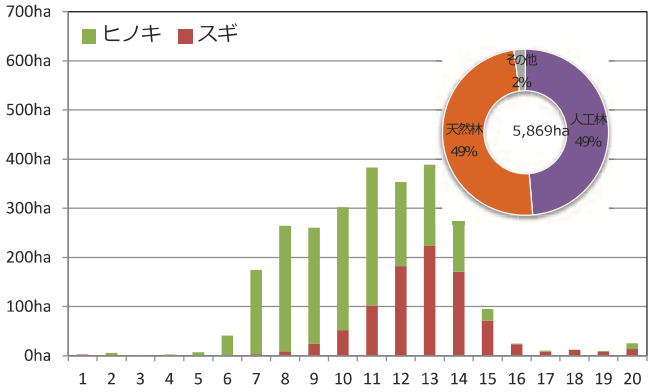
旧三次市



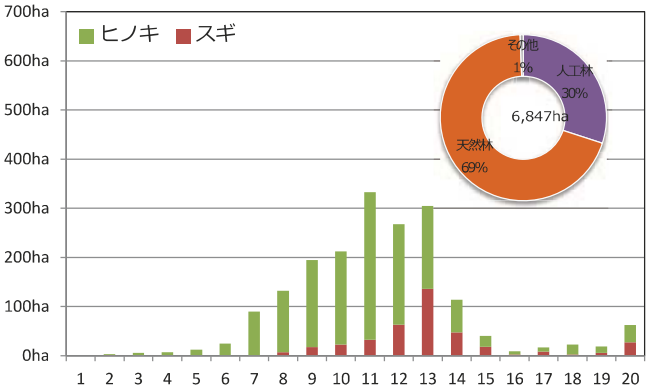
旧甲奴町



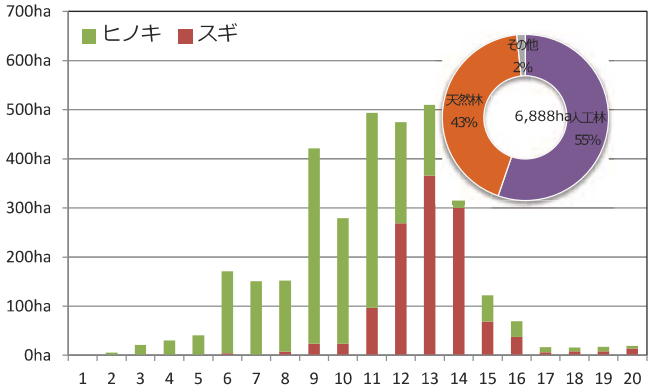
旧君田村



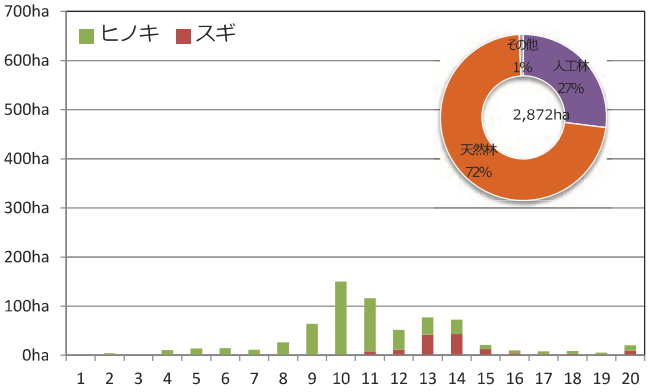
旧吉舎町



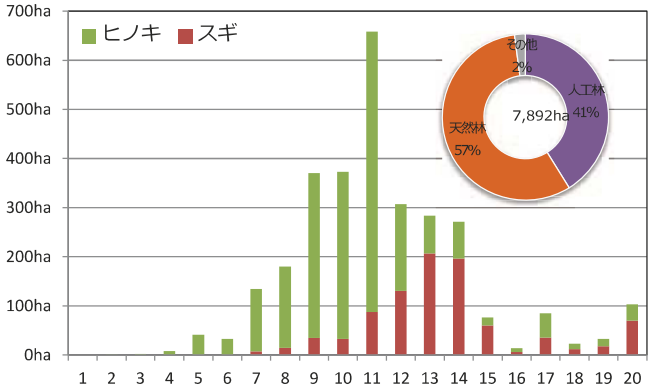
旧布野村



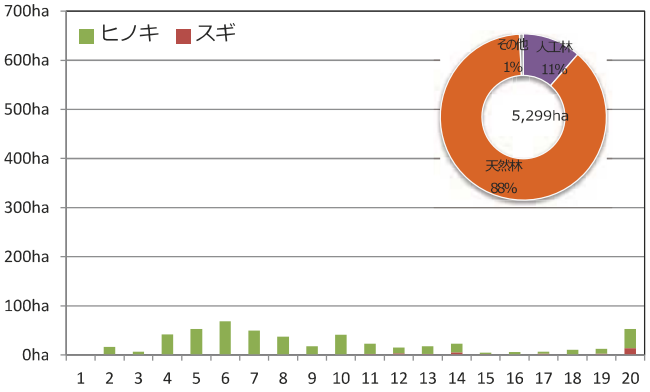
旧三良坂町



旧作木村



旧三和町



別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図参照	54,835
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		2,050
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		36
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		368
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林		31,062
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		38,407
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		8,666

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(三次)

施業の方法	林班	準林班																															面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					85.6
	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18														113.5
	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		15	16	17	18		20												78.8
	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18														110.8
	5	1	2	3																													21.3
	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							66.7
	7	1	2	3	4		6	7																									49.2
	8	1	2	3	4	5																											43.1
	9	1	2	3	4																												29.2
	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							73.5
	11	1	2	3		5	6	7																									57.5
	12	1	2																														5.2
	13	1	2																														20.5
	14		2	3	4	5	6	7	8																								11.7
	15	1	2	3	4	5	6	7		9	10																						11.5
	16	1	2	3	4	5	6																										40.8
	17	1	2	3	4	5	6	7																									58.8
	18	1	2	3	4	5	6	7	8																								46.7
	19	1	2	3	4																												22.9
	20	1	2	3	4	5	6	7	8																								62.6
	21	1	2	3	4	5	6	7																									45.2
	22	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							68.3
	23	1	2	3	4	5	6	7	8																								59.1
	24	1	2																														13.3
	25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						61.5
	26	1	2	3	4																												42.0
	27	1	2	3	4	5	6																										39.9
	28	1	2	3	4	5	6																										49.9
	29	1	2	3	4	5	6																										47.5
	30	1	2	3	4	5	6	7	8																								51.9
	31	1	2	3	4	5	6	7																									45.6
	32	1	2	3		5	6	7	8	9	10	11																					75.2
	33	1	2	3	4																												19.1
	34	1	2	3	4	5	6	7	8																								39.0
	35	1	2	3	4	5																											36.5
	36	1		3		5	6	7	8	9																							27.8
	37	1	2	3	4	5																											41.7
	38	1	2	3	4	5	6	7	8																								37.8
	39	1	2																														10.1
	40	1	2	3	4	5																											24.7
	41	1	2	3		5																											15.3
	42	1	2	3	4	5																											34.0
	43	1	2																														46.6
	44	1	2	3	4	5	6	7																									16.7
	45	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		12		14																		46.1
	46	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				14																		42.6
	47	1	2	3	4	5	6		8	9	10	11	12	13	14	15																	100.8
	48	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						69.5
	49	1	2	3																													7.9
	50	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						83.1
	51	1	2	3	4	5	6	7																									48.6
	52	1	2	3	4	5																											47.6
	53	1	2	3																													23.9
	54	1	2	3	4	5																											45.9
	55	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					81.5
	56	1	2	3	4	5	6	7																									54.9
	57	1	2	3	4	5	6	7																									45.6
	58	1	2	3	4	5	6	7																									37.5
	59	1	2	3	4	5	6	7																									49.3
	60	1	2	3	4	5	6	7																									43.7
	61	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				78.7
	62	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																			96.7
	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						76.6
	64	1	2	3		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																		74.8
	65	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						70.0
	66	1	2		4	5	6	7	8		10	11	12																				65.3
	67	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					72.8
	68	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																			77.1
	69	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							60.0
	70	1	2	3	4																												32.5
	71	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					63.5
	72	1	2	3	4	5	6																										42.7
	73	1	2	3	4	5	6																										40.5
	74	1	2	3	4	5	6	7	8																								65.4
	75	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							70.9
	76	1	2	3	4	5	6	7																									51.7
	77	1	2	3	4	5	6																										48.5
	78	1	2	3	4	5																											32.1
	79	1	2	3	4	5	6	7	8																								55.1
	80	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						66.6
	81			3	4	5	6																										16.4
	82	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				52.0
	83	1	2	3	4	5	6	7	8																								37.0
	84	1	2	3	4		6	7	8	9	10	11																					31.5
	85	1	2	3	4	5	6	7																									30.8
	86	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					96.5
	87	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																		90.5
	88	1	2	3	4	5	6																										35.2
	89	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							74.4

三次市(三次)

施業の方法	林班	準林班																													面積(ha)
	90	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					68.2
	91	1	2	3	4	5	6	7	8																						48.9
	92	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																				74.4
	93	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18												116.2
	94	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					64.5
	95	1	2	3	4	5		7	8	9																					50.5
	96	1	2	3	4	5																									17.9
	97	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15															76.9
	98	1	2	3	4	5																									31.7
	99	1	2	3	4	5	6																								29.0
	100	1	2	3		5			8																						7.0
	101	1	2																												16.3
	102	1	2	3		5			8																						24.9
	104	1																													6.4
	105	1	2	3																											92.2
	106	1	2	3	4	5	6	7																							29.7
	107	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																			68.7
	108	1	2	3	4	5	6	7	8																						45.0
	109	1	2	3	4	5	6																								46.7
	110	1	2	3	4	5	6	7																							41.3
	111	1	2	3																											17.0
	112	1	2	3	4	5	6																								33.4
	113	1	2	3	4	5	6	7																							50.8
	114	1	2	3	4	5	6	7																							52.5
	115	1	2	3	4	5	6																								24.4
	116	1	2	3	4	5	6																								32.8
	117	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																			73.1
	118	1		3	4	5	6																								18.3
	119	1	2	3	4	5																									32.4
	120	1	2	3	4	5	6																								19.4
	121	1		3	4	5	6	7																							23.0
	122	1	2	3		5																									27.4
	123	1	2	3	4	5																									9.6
	124	1	2	3	4																										24.8
	125	1	2	3	4	5																									24.5
	126	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																			78.1
	127	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17													83.9
	128	1	2	3	4																										38.8
	129	1	2	3	4	5	6	7																							42.3
	130	1	2	3	4	5																									31.2
	131	1	2	3	4	5	6																								37.2
	132	1	2	3	4																										21.3
	133	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																83.7
	134	1	2	3																											18.3
	135	1	2	3	4																										43.0
	136	1	2	3	4																										36.9
	137	1	2	3	4	5	6	7																							32.2
	138	1	2	3	4	5	6	7	8																						60.5
	139	1	2	3	4	5	6	7	8																						66.8
	140	1	2	3	4	5	6	7																							47.3
	141	1	2	3	4	5	6	7	8																						56.6
	142	1	2	3	4	5	6																								55.3
	143	1	2	3	4	5	6																								49.3
	144	1	2	3	4	5	6	7																							50.4
	145	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					54.2
	146	1	2		4	5	6	7	8																						36.2
	147	1	2	3																											20.5
	148	1	2	3	4	5	6	7																							44.9
	149	1	2	3	4		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16														109.6
	150	1	2	3	4																										23.4
	151	1	2	3	4																										16.9
	152	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																				61.4
	153	1	2	3	4	5	6																								36.6
	154	1	2	3	4																										30.9
	155	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					68.0
	156		2	3																											7.7
	157		2	3	4	5	6	7	8	9																					48.2
	158	1	2	3	4	5	6																								36.4
	159	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																		81.9
	160	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																				61.1
	161	1	2	3		5	6	7	8	9																					47.1
	162	1	2	3																											21.3
	163	1	2	3	4																										14.4
	164	1																													3.3
	165	1																													9.0
	166	1				5	6																								3.8
	167	1	2	3	4	5																									12.5
	168		2	3	4	5																									2.7
	169	1	2																												7.4
	170	1	2																												19.2
	171	1	2	3																											13.4
	172	1	2	3	4	5	6																								73.7
	173	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																		90.8
	174	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																	91.5
	175	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						137.0
	176	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																				64.9
	177	1	2	3	4	5																									35.1
	178	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					69.7
	179	1	2																												8.2
	180	1	2	3	4	5	6																								54.7

施業の方法	林班	準林班																													面積(ha)	
	181	1	2	3	4	5																									40.9	
	182	1	2	3	4	5	6																									39.8
	183	1	2	3																											44.8	
	184	1	2	3	4	5	6	7																							60.6	
	185	1	2																												23.6	
	186	1	2	3	4	5																									53.1	
	187	1	2	3	4	5	6	7	8																						57.1	
	188	1	2	3	4	5	6																								39.1	
	189	1	2																												19.9	
	190	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					73.6	
	191	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					53.1	
	192	1	2	3																											21.3	
	193	1	2	3	4	5																									43.7	
	194	1	2	3																											28.4	
	195	1	2	3																											29.0	
	196	1	2	3																											25.7	
	197	1	2	3																											22.2	
	198	1	2	3	4	5	6	7																							63.4	
	199	1	2	3	4	5																									51.4	
	200	1	2	3	4	5	6	7	8																						73.7	
	201	1	2	3																											33.9	
	202	1	2	3	4	5	6																								49.0	
	203	1	2	3	4	5	6																								39.4	
	204	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																				61.3	
	205	1	2	3	4	5																									23.1	
	206	1	2	3	4	5	6	7	8																						61.5	
	207	1	2	3			6																								9.9	
	208	1	2	3	4	5																									16.4	
	209	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																61.0	
	210	1		3			6																								15.0	
	211	1	2	3		5	6																								12.6	
	212	1		3	4	5																									17.0	
	213	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					60.6	
	214	1	2	3	4		6	7	8	9	10																				42.6	
	215	1	2	3	4	5	6																								37.0	
	216	1	2	3	4																										22.3	
	217	1	2	3	4																										25.6	
	218	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																		62.8	
	219	1	2	3	4																										28.2	
	220	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																			81.3	
	221	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																			48.0	
	222	1	2		4				8																						10.7	
	223	1	2																												13.2	
	224	1	2	3	4	5	6	7																							44.4	
	225	1	2	3		5	6																								37.6	
	226	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					51.0	
	227	1	2	3																											18.7	
	228	1	2	3	4																										22.1	
	229	1	2	3	4	5	6	7																							31.9	
	230	1	2	3	4	5																									30.1	
	231	1	2	3	4	5	6	7																							39.0	
	232	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					47.3	
	233	1	2	3	4																										26.1	
	234	1	2	3	4	5																									35.4	
	235	1	2	3	4																										24.7	
	236	1	2	3	4	5	6	7																							44.2	
	237	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																				57.2	
	238	1	2	3	4	5	6																								54.3	
	239	1	2	3	4	5																									42.8	
	240	1	2	3	4	5	6	7																							43.3	
	241	1	2	3	4	5	6	7																							57.4	
	242	1	2	3	4																										44.5	
	243	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																			72.4	
	244	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					65.7	
	245	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					51.9	
	246	1	2	3																											24.3	
	247	1	2	3	4	5	6	7																							47.5	
	248	1	2	3	4	5	6	7	8																						37.3	
	249	1	2	3	4	5																									47.0	
	250	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					64.0	
	251	1	2	3	4	5	6																								40.3	
	252	1	2	3	4	5	6																								46.7	
	253	1	2	3	4	5																									37.8	
	254	1	2	3	4																										39.5	
	255	1	2	3	4	5																									33.0	
	256	1	2	3	4	5																									40.4	
	257	1	2	3	4	5																									33.3	
	258	1	2	3	4	5	6	7																							57.7	
	259	1	2	3																											21.0	
	260	1	2	3	4	5	6	7																							40.9	
	261	1	2	3	4																										28.2	
	262	1	2	3	4	5																									31.2	
	263	1	2	3	4	5	6																								36.2	
	264	1	2	3	4	5																									44.6	
	265	1	2	3	4	5																									35.0	
	266	1	2	3	4	5	6																								39.6	
	267	1	2	3	4	5	6																								44.6	
	268	1	2	3																											24.1	
	269	1	2	3	4	5	6																								37.9	
	270	1	2	3	4	5	6	7																							51.1	

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
	271	1	2	3	4	5	6	7																								53.5
	272	1	2																													6.5
	273			3	4		6	7																								3.8
	274			3	4	5																										9.0
	275							7	8	9																						2.8
	276	1			4	5	6	7	8																							27.9
	277	1	2	3	4	5	6	7																								50.3
	278	1	2	3	4	5	6	7																								40.6
	279	1	2	3	4	5	6	7																								83.9
	280	1	2	3	4	5	6	7																								55.9
	281	1	2	3	4	5	6	7																								72.8
	282	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						71.6
	283	1	2																													21.6
	284	1	2	3	4	5	6	7	8	9		11	12																			62.1
	285	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					49.0
	286	1	2	3	4	5	6	7	8																							57.8
	287	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					60.3
	288	1	2	3	4	5	6																									47.1
	289	1	2	3	4	5	6																									61.2
	290	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		22	23								142.0
	291	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						60.6
	292	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					85.7
	293	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					79.3
	294	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			158.0
	295	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																	124.2
	296	1	2	3	4																											26.7
	297	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					84.7
	298	1	2	3	4																											43.8
	299	1	2																													21.9
	300	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			85.1
	301	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						73.2
	302	1	2	3	4	5	6																									33.1
	303	1	2	3	4	5	6																									39.4
	304	1	2	3	4	5	6	7																								48.6
	305	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		53.4
	306	1	2	3	4																											17.6
	307	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					58.6
	308	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						33.6
	309	1	2	3	4	5	6																									26.5
	310	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																	50.9
	311	1	2	3	4	5	6	7	8																							38.2
	312	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						59.6
	313	1	2	3	4	5	6																									49.8
	314	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					55.1
	315	1	2	3	4	5	6	7																								46.2
	316	1	2	3	4	5	6	7	8																							68.0
	317	1	2	3	4	5	6																									41.2
	318	1	2	3	4	5	6	7	8																							47.5
	319	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						35.7
	320	1	2	3	4	5	6																									29.7
	321	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					54.1
	322	1	2	3	4	5	6																									22.6
	323	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						44.4
	324	1	2	3	4	5	6																									57.3
	325	1	2	3	4																											39.0
	326	1	2	3	4	5																										23.4
	327	1	2	3	4	5	6	7	8																							49.9
	328	1	2	3	4	5																										46.3
	329	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18													183.0
	330	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						62.5
	331	1	2	3	4	5	6	7	8																							41.1
	332	1	2	3	4																											16.1
	333	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					68.6
	334	1	2	3	4	5	6																									44.7
	335	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				74.0
	336	1	2	3	4	5																										40.5
	337	1	2	3	4	5	6																									49.2
																															計	15,555.9
長伐期施業を推進するべき森林	1	1								9	10																					4.7
	3		2	3	4						10	11		15	17	20															25.2	
	4	1			4	5							14	15	17																19.3	
	6	1	2	3																												2.6
	17		2					7																								3.3
	18	1	2																													5.5
	20							7																								0.1
	21			3		5																										2.1
	42	1				5																										6.7
	45						6																									3.0
	46				4	5																										5.2
	50							7																								1.3
	55				4	5	6																									5.9
	58	1				5																										1.5
	61	1																														0.2
	67	1				5																										5.0
	68				4	5																										2.3
	93	1																														1.8
	97				4																											2.3
	99		2	3		5	6																									8.7
	100				4	5																										2.0
	115		2																													2.3

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
	119	1			4																											2.5
	121					5	6																									0.6
	122		2	3																												9.0
	140							7																								0.6
	141				4	5																										3.2
	142	1																														0.3
	143					5																										0.3
	148	1	2		4	5																										3.5
	154			3																												0.8
	160		2								10																					2.5
	161								8	9																						7.1
	165	1																														1.0
	169		2																													3.4
	170	1																														2.9
	171	1																														1.2
	172			3																												0.6
	176				4		6	7																								1.9
	186				4	5																										2.9
	201	1																														0.1
	211					5																										2.0
	217	1		3																												4.7
	220		2																													0.3
	224						6																									1.1
	227	1	2																													2.6
	228			3																												5.0
	229	1				5	6																									6.0
	235	1																														1.1
	240	1			4																											2.4
	249	1																														0.2
	260	1	2					7																								7.2
	267					5	6																									11.5
	268	1																														1.6
	272	1	2	3	4	5	6	7																								37.3
	273	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					63.0
	274	1	2	3	4	5	6	7																								35.0
	275	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						67.0
	276	1	2	3	4	5	6	7	8																							23.2
	277		2	3																												6.2
	282									9																						1.7
	291				4	5	6																									19.2
	295									9																						13.8
	301				4																											1.2
	302	1				5	6																									2.9
	303			3																												8.7
	305											11																				2.5
	306		2	3																												6.0
	307	1																														0.8
	320					5																										0.2
	322						6																									0.7
	323	1			4				8																							0.8
	333					5																										0.6
																															計	491.4
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)	3	1							17	18	19	20																				29.9
	20				4																											0.8
	21					5	6																									0.2
	58					5																										0.1
	124	1			4																											0.5
	138		2		4	5																										19.5
	152		2	3																												1.2
	171			3																												0.1
	177		2																													0.4
	184		2																													0.1
	279					5																										3.9
	295							9																								1.5
																															計	58.1
択伐による複層林施業を推進するべき森林	4									18																						0.7
	99		2			5																										1.5
	164	1																														6.5
	166	1	2	3	4	5	6																									16.1
	168	1	2	3	4	5	6	7																								38.7
	210	1	2	3	4	5	6																									34.0
	211	1	2		4																											19.6
	212			3		5																										10.4
	222				4	5	6	7	8																							20.8
																															計	148.2
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし																														

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(甲奴)

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				58.2
	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				59.9
	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					53.5
	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			61.1
	5	1	2	3	4	5	6	7	8																							51.6
	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				47.7
	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					55.3
	8	1	2	3	4	5	6	7	8																							54.2
	9	1	2	3	4	5	6	7	8																							52.0
	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				65.5
	11	1		3																												10.6
	12			3	4																											5.8
	13	1	2	3	4	5	6	7	8																							15.5
	14	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						56.9
	15	1	2	3	4	5	6																									35.5
	16	1	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12	13	14	15																44.5
	17	1	2	3	4	5	6																									37.9
	18	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																53.7
	19	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						43.0
	20	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			32.5
	21	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			55.9
	22	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				64.0
	23	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					52.8
	24	1	2	3	4	5	6																									28.4
	25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				56.3
	26	1	2	3	4	5	6																									34.1
	27	1	2	3	4	5	6																									44.0
	28	1	2	3	4	5	6																									42.3
	29	1	2	3	4	5																										37.5
	30	1	2	3	4	5																										34.6
	31	1	2	3																												17.7
	32	1	2	3	4	5	6																									39.2
	33	1	2	3	4	5	6																									48.4
	34	1	2	3	4	5	6	7	8																							56.8
	35	1	2	3	4	5	6	7																								46.2
	36	1	2	3	4	5	6	7																								48.7
	37	1	2																													14.6
	38	1	2																													8.7
	39	1	2	3	4	5	6	7	8																							62.1
	40	1	2	3																												30.3
	41	1	2	3	4	5	6																									52.1
	42	1	2	3	4	5	6																									48.5
	43	1	2	3	4	5																										35.9
	44	1	2	3																												8.5
	45	1	2		4	5																										12.4
	46			3	4	5	6																									17.2
	47	1	2	3	4																											23.1
	48		2	3	4	5																										15.3
	49	1	2	3	4	5	6																									41.0
	50	1	2	3	4																											30.4
	51	1	2	3	4	5	6																									37.7
	52	1	2	3	4	5	6																									25.7
	53	1	2																													9.7
	54	1	2	3	4	5	6	7																								29.6
	55	1	2	3	4																											32.6
	56	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					61.0
	57	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				50.6
	58	1	2	3	4	5	6	7	8																							48.9
	59	1	2	3	4	5																										25.4
	60	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						64.8
	61	1	2	3	4																											15.6
	62	1	2	3	4																											27.0
	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					77.0
	64	1	2	3	4	5	6																									36.8
	65	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						55.6
	66	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				87.0
	67	1	2	3	4	5																										27.4
	68	1	2	3	4	5	6																									30.6
	69	1	2	3	4																											19.4
	70	1	2	3	4	5																										28.2
	71		2	3	4	5	6	7	8	9		11	12																			57.6
	72	1																														0.2
	73	1	2	3	4	5	6	7		9	10	11	12	13	14																	72.8
	74	1	2	3	4	5																										33.1
	75	1	2	3	4	5	6																									22.5
	76	1	2	3	4	5	6	7																								42.0
	77	1	2	3	4	5	6																									42.9
	78	1	2	3	4	5																										31.7
	79	1	2	3	4	5																										38.7
	80	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		93.2
	81	1	2	3	4	5	6																									39.1
	82	1	2	3	4	5	6	7																								54.2
	83	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				59.9
	84	1	2	3	4	5																										23.3
	85	1	2	3	4	5																										26.0
	86	1	2																													7.7
	87	1	2	3	4	5	6	7																								32.5
	88	1	2	3	4	5			8																							28.2
	89	1	2		4	5																										20.1

三次市(甲奴)

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
	90	1	2	3	4	5	6	7	8																							45.2
	91	1	2	3	4																											16.1
	92	1		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																	40.2	
	93	1	2	3	4	5	6																									38.7
	94	1	2	3	4	5	6																									28.6
	95	1	2	3		5	6	7	8																							40.5
	96	1	2	3	4	5																										37.6
	97	1	2	3	4	5	6																									28.2
	98	1	2	3	4	5	6																									35.6
	99	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						51.6
	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					70.1
	101	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					64.0
	102	1	2																													9.6
	103	1	2	3	4	5	6																									37.1
	104	1	2	3	4	5	6	7	8																							50.5
	105	1	2	3	4	5	6																									34.5
	106	1	2	3	4	5	6	7																								29.6
	107	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						46.0
	108	1	2	3																												21.6
	109	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		71.9
	110	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						48.0
	111	1	2	3	4	5	6																									35.5
	112	1	2	3	4	5	6																									40.0
	113	1	2	3	4	5	6																									41.7
	114	1	2	3	4	5																										26.7
	115	1	2	3	4	5	6	7																								43.1
	116	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			78.3
	117	1	2	3	4	5																										32.2
	118	1	2	3	4	5	6																									50.8
	119	1	2	3	4	5	6	7	8																							37.0
	120	1	2	3	4	5	6																									37.5
																															計	4,786.0
長伐期施業を推進するべき森林	3		2																													2.7
	4							7			10																					0.4
	5	1				5		7																								3.4
	6			3	4	5																										3.6
	7					5																										0.8
	10	1								9																						10.5
	11	1	2		4	5	6	7	8	9																						45.1
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				45.1
	13	1	2	3	4	5	6	7	8																							23.8
	14	1	2					7		9																						5.0
	15	1	2				6																									2.6
	16	1	2	3	4	5	6	7					12																			14.0
	20												12																			0.1
	34	1																														2.1
	41		2	3																												0.8
	43	1		3	4																											4.2
	44		2	3																												6.0
	45	1	2	3	4																											10.5
	46	1	2	3																												14.3
	48					5																										3.4
	52	1																														0.4
	53	1	2																													3.9
	54	1		3		5	6	7																								9.1
	55			3	4																											1.8
	56							7	8		10																					3.3
	57	1	2	3																												6.7
	68	1	2	3	4		6																									8.4
	69	1																														0.5
	76			3																												0.4
	78				4																											0.9
	83		2	3						9		11																				6.0
	86		2																													1.1
	110						6																									0.4
	113		2	3																												1.2
	116	1																														1.3
																															計	243.8
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)	3		2																													0.5
	4							7			10																					2.6
	16											11																				0.1
	48	1	2	3																												7.7
	57					5																										2.5
	58						6																									0.1
	71	1	2	3		5	6		8	9	10																					16.1
	72	1																														1.6
	73			3	4		6		8				12	13																		17.9
																																49.1
択伐による複層林施業を推進するべき森林		該当なし																														
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし																														

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(君田)

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	1	1		3	4	5	6																									17.1
	2	1	2	3	4																											27.5
	3	1	2	3	4	5																										46.4
	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						86.7
	5	1	2	3	4	5	6																									41.6
	6	1	2	3	4																											44.9
	7	1	2	3	4																											33.0
	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						62.9
	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						66.6
	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					65.2
	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					36.2
	12	1	2	3	4																											32.5
	13	1	2	3	4	5																										30.1
	14	1	2	3	4	5	6	7	8																							41.5
	15	1	2	3	4	5																										24.7
	16	1	2	3	4	5	6	7	8																							71.2
	17	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					67.0
	18	1	2	3	4	5																										42.1
	19	1	2	3	4	5	6	7	8																							43.4
	20	1	2	3	4																											32.3
	21	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																95.3
	22	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				77.8
	23	1	2	3																												17.2
	24	1	2	3	4	5	6	7																								82.1
	25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				63.8
	26	1		3	4	5	6	7																								31.8
	27	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				61.7
	28	1	2																													12.2
	29	1	2	3	4	5																										39.5
	30	1	2	3	4	5	6	7	8																							48.2
	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																	132.1
	32	1	2																													21.9
	33	1	2	3	4	5	6																									69.9
	34		2	3	4		6																									30.5
	35	1	2	3	4	5	6																									52.3
	36	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				119.1
	37	1	2	3	4	5																										25.7
	38	1	2	3	4	5	6																									78.5
	39	1	2	3	4	5	6																									56.8
	40	1	2	3	4	5	6	7	8																							57.3
	41	1	2	3	4	5																										87.4
	42	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16															180.2
	43	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	21											109.4
	44	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																84.0
	45	1	2	3	4	5	6	7	8																							43.7
	46	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			81.0
	47	1	2	3	4	5	6																									35.3
	48	1	2	3	4	5	6	7	8																							69.8
	49	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						70.7
	50	1	2	3																												37.5
	51	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		87.4
	52	1	2	3	4	5	6	7	8	9				13	14	15																68.5
	53		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		70.0
	54	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																	89.7
	55	1	2	3	4	5	6		8	9	10	11	12	13	14																	78.9
	56	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				69.4
	57	1	2	3	4	5	6	7	8																							47.6
	58	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				75.2
	59	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			107.0
	60	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			14																	75.4
	61							7	8	9	10	11	12																			52.4
	62	1	2	3	4	5	6	7																								56.2
	63	1	2	3	4	5																										47.4
	64	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					109.4
	65	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	21	22	23	24	25							148.6
	66	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																	106.6
	67	1		3	4	5	6		8	9	10			13	14	15	16	17														69.8
	68	1	2																													15.0
	69	1	2	3																												31.2
	70	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		73.8
	71	1	2	3	4	5	6	7																								56.1
	72	1	2	3	4	5																										37.2
	73	1	2																													23.5
	74	1	2	3	4	5	6	7																								54.8
	75	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					54.0
	76	1	2		4	5																										17.6
	77	1	2	3																												15.4
	78	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		79.6
	79	1	2	3	4	5	6	7	8																							48.8
	80	1	2	3	4	5	6																									51.1
	81	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			78.0
	82	1	2	3	4	5																										46.7
	83	1	2	3	4	5	6	7	8																							68.0
	84	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				78.4
	85	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					62.9
	86	1	2	3	4	5	6	7	8																							67.9
	87	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					49.1
	88	1	2	3	4	5	6	7																								57.1
	89	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		108.4

施業の方法	林班	準林班																																	面積(ha)	
																																			計	5,419.8
長伐期施業を推進するべき森林	4									9																									1.4	
	5	1	2		4		6																												12.4	
	6			3																															0.2	
	9			3	4	5		7																											14.0	
	11	1	2							9	10																								20.8	
	15				4	5																													2.0	
	21													15																					1.6	
	22									9	10																								11.7	
	23		2																																1.2	
	25				4	5		7	8	9																									6.9	
	31							7																											3.6	
	34	1				5	6																												20.3	
	36						6	7	8																										25.9	
	37		2																																0.7	
	55							7	8				14																						7.5	
	56						6			9	10	11																								2.0
	57			3	4	5																													5.3	
	58						6				10	11																								8.8
	62			3	4																														2.4	
	67				4	5																													2.4	
	68	1																																	1.7	
	73	1	2																																11.2	
	75						6	7	8	9																										15.1
	76			3	4	5																													27.6	
	78							7																											1.5	
	83	1	2																																7.7	
																																		計	215.6	
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)	8		3																																0.1	
	10			4	5	6																													12.8	
	11					6																													5.2	
	15				5																														0.5	
	24	2																																	2.1	
	52		3																																1.5	
	75			4																															0.1	
																																		計	22.3	
択伐による複層林施業を推進するべき森林	15		2	3																															10.2	
	26		2																																0.7	
	34	1			5																														3.5	
	35					6																													0.0	
	38		2																																2.8	
																																			17.3	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし																																		

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(布野)

施業の方法	林班	準林班																															面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	1	1	2	3	4	5																											50.3
	2	1	2																														13.9
	3	1	2	3																													14.4
	4	1	2	3	4	5	6																										83.5
	5	1	2	3	4	5	6	7	8																								77.2
	6	1	2	3																													32.3
	7	1	2																														2.0
	8	1	2	3	4	5	6	7																									65.8
	9	1	2	3	4	5	6	7																									66.7
	10	1	2	3	4	5	6																										56.7
	11	1	2	3	4	5	6	7																									72.6
	12	1	2	3	4	5	6	7	8																								37.0
	13	1	2	3																													32.5
	14	1	2																														1.0
	15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				107.6
	16	1	2	3																													24.8
	17	1	2	3	4	5																											38.9
	18	1	2	3	4	5	6	7	8																								73.0
	19	1	2	3																													5.3
	20	1																															1.3
	21	1																															0.5
	22		2																														22.8
	23	1	2	3																													37.0
	24	1	2	3	4	5	6																										55.7
	25	1	2	3	4	5																											61.7
	26	1	2	3	4																												41.3
	27	1	2	3	4	5	6																										64.3
	28	1	2	3																													47.2
	29	1	2	3																													50.2
	30	1	2	3	4	5	6																										72.5
	31	1	2																														10.6
	32	1	2	3	4																												41.8
	33	1	2	3	4	5	6	7	8																								103.4
	34	1	2	3	4	5																											25.5
	35	1	2																														23.0
	36	1	2	3	4	5	6	7	8																								63.4
	37	1	2	3	4	5	6																										55.3
	38	1	2	3	4																												40.9
	39	1	2	3	4	5	6	7																									75.4
	40	1	2	3	4	5	6																										52.5
	41	1	2	3	4	5	6	7																									58.4
	42	1	2	3	4																												54.0
	43	1	2	3	4	5																											56.2
	44	1	2	3	4	5	6																										67.2
	45	1	2	3	4	5	6																										40.2
	46	1	2	3	4	5																											49.9
	47	1	2	3	4	5	6	7																									51.5
	48	1	2	3	4	5	6																										58.8
	49	1	2	3	4																												43.7
	50	1	2	3	4	5	6																										58.7
	51	1	2	3	4	5	6																										115.9
	52	1	2																														13.4
	53	1	2																														13.2
	54	1	2	3	4	5	6	7																									62.3
	55	1	2	3	4																												28.0
	56	1	2																														22.5
	57	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							80.1
	58	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						78.9
	59	1	2	3																													56.4
	60	1	2	3	4	5	6																										45.2
	61	1																															35.5
	62	1																															39.8
	63		2	3	4																												13.5
	64	1	2	3	4	5	6	7	8																								55.8
	65	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						73.9
	66	1	2	3	4	5	6	7																									80.8
	67	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					82.3
	68	1	2	3																													29.4
	69	1		3	4	5																											16.0
	70	1	2	3																													15.1
	71	1		3	4	5																											35.4
	72	1	2	3	4																												20.7
	73	1	2	3	4																												14.1
	74			3	4	5	6																										20.2
	75	1	2	3																													31.6
	76	1	2	3	4																												32.2
	77	1		3	4																												46.4
	78		2	3	4	5																											207.9
	79	1	2	3																													48.8
	80	1																															23.0
	81	1	2	3	4	5																											41.3
	82	1	2	3	4	5	6	7																									62.2
	83	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																			114.7
	84	1																															20.3
	85	1	2	3	4	5	6	7	8																								86.1
	86	1	2		4																												45.8
	87	1	2																														11.0
	88	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20												203.7
	89	1	2					7	8																								7.9

施業の方法	林班	準林班																																	面積(ha)	
	90	1	2	3	4	5	6	7																											24.8	
	91	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																				156.4	
	92	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																					101.8	
	93	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																							79.6	
	94	1	2	3	4	5	6	7	8		10																								81.0	
	95	1	2	3	4	5	6	7																											48.0	
	96	1	2	3	4	5	6			9																									79.3	
	97	1	2	3	4	5																													47.9	
	98	1	2	3	4	5																													32.1	
	99	1	2	3	4	5		7	8	9																									33.5	
	100	1		3																															3.8	
	101		2	3	4		6		8																										37.6	
	102	1	2	3	4	5	6																												31.4	
	103	1	2	3	4	5	6	7																											68.2	
	104	1	2	3	4																														35.9	
	105	1	2	3	4	5	6	7	8																										90.8	
	106	1																																	29.7	
	107	1	2	3	4	5	6																												61.8	
	108	1	2	3	4	5	6	7																											78.3	
	109	1	2	3	4	5	6	7	8																										98.3	
	110	1	2	3	4	5	6	7																											63.6	
	111	1	2	3																															26.2	
	112	1	2	3	4																														44.3	
	113		2	3	4	5	6	7																											53.5	
	114	1	2	3	4	5	6																												62.1	
	115	1	2	3	4	5																													53.4	
	116	1	2	3	4	5	6	7																											66.5	
																																	計		5,961.1	
長伐期施業を推進するべき森林	1	1																																	0.1	
	3	1	2																																3.6	
	6	1																																	3.5	
	10			3	4	5																													13.7	
	12		2	3	4	5	6	7																											26.4	
	16			3																															9.9	
	17	1	2	3	4																														13.1	
	23	1																																	1.4	
	34		2	3	4	5																													10.9	
	38			3	4																														13.3	
	39	1			4																														1.3	
	40						6																												0.0	
	45	1	2			5																													12.9	
	46		2		4																														3.2	
	47			3																															0.4	
	48					5																													0.4	
	54		2			5	6																												5.1	
	55		2		4																														0.9	
	56		2																																0.4	
	57	1																																	0.7	
	58							7	8																											2.1
	68		2																																1.8	
	69	1																																	1.2	
	73			3																															1.3	
	85					5																													1.3	
	96	1	2																																6.4	
	98	1		3	4	5																													24.6	
	99	1	2	3					8																										10.7	
	100	1	2	3	4	5	6	7																											48.0	
	101	1	2	3	4	5	6	7	8	9																									50.1	
	102	1																																	3.4	
	103		2	3																															9.2	
	104	1		3	4																														14.6	
	110					5	6																												3.2	
																																			298.8	
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)	2	1	2																																2.7	
	3	1	2	3																															15.0	
	4	1																																	6.8	
	9			3			6																												2.3	
	10	1	2																																11.3	
	11						6	7																											3.5	
	12	1																																	0.5	
	13	1																																	4.7	
	15	1									12																								2.1	
	16	1																																	2.2	
	17					5																													2.1	
	18	1			4	5																													12.4	
	23		2																																2.5	
	25					5																													0.1	
	72				4																														6.8	
	92								8	10																									3.1	
	103	1																																	2.3	
																																			80.4	
択伐による複層林施業を推進するべき森林		該当なし																																		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし																																		

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(作木)

施業の方法	林班	準林班																															面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	1	1	2	3																													24.1
	2	1	2		4	5	6	7																									53.3
	3	1	2	3	4																												48.6
	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				84.0
	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																		98.7
	6	1	2	3	4	5			8	9	10	11																					57.8
	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																			71.1
	8	1	2	3	4	5																											43.3
	9	1	2	3	4																												30.5
	10	1	2	3	4	5	6	7																									54.7
	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							56.1
	12	1	2	3	4	5																											46.0
	13	1	2	3	4	5	6																										45.0
	14	1	2	3	4	5	6	7	8																								73.6
	15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																	140.3
	16	1	2	3		5																											108.0
	17	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						70.7
	18	1	2	3		5	6	7																									36.0
	19	1	2	3	4	5	6	7	8																								43.7
	20	1	2	3	4	5																											48.1
	21	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						73.3
	22	1	2	3		5	6	7																									44.9
	23	1	2	3	4																												55.7
	24	1	2	3	4	5																											54.6
	25	1	2	3																													46.1
	26	1	2	3	4	5	6																										35.2
	27	1	2	3	4	5																											30.3
	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						50.8
	29	1	2	3	4	5		7	8	9																							36.7
	30	1	2	3	4	5																											42.1
	31		2	3	4	5				9	10																						53.5
	32					5																											8.4
	34	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				83.3
	35	1				5	6																										0.4
	36		2	3	4	5	6	7	8																								56.2
	37	1	2	3	4	5	6	7																									64.9
	38												12																				0.0
	39	1	2	3	4	5	6	7																									44.2
	40	1	2	3	4	5	6																										40.1
	41	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						54.1
	42	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						65.4
	43	1		3	4	5	6																										53.4
	44	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17															101.9
	45	1	2	3	4		6	7	8	9	10	11																					72.7
	46	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					65.4
	47	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				97.9
	48	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				83.5
	49	1	2	3	4	5	6	7																									37.7
	50	1	2	3	4	5																											27.9
	51	1	2	3	4				8	9																							65.6
	52	1	2	3	4	5																											31.7
	53	1	2																														29.8
	54	1	2	3	4	5	6																										53.9
	55	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						92.4
	56	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						100.8
	57	1	2	3	4	5	6	7																									63.4
	58	1	2	3	4	5	6																										28.2
	59	1	2	3	4	5	6																										39.9
	60	1	2	3	4	5	6	7																									54.1
	61	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																		105.1
	62	1	2	3	4																												65.5
	63	1	2	3	4	5	6	7		9	10	11	12	13	14	15	16																86.3
	64	1	2	3	4	5		7																									54.0
	65	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						34.1
	66								8	9																							17.5
	67	1	2	3	4	5	6																										74.9
	68	1	2	3	4	5	6																										30.3
	69		2	3	4	5	6	7	8																								14.5
	70	1		3	4	5		7	8	9																							28.4
	71	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				99.3
	72	1	2	3	4	5																											55.6
	73	1	2	3	4	5	6																										48.3
	74	1	2	3																													23.6
	75	1	2	3	4	5	6		8	9	10	11																					92.7
	76	1	2	3	4	5	6																										51.9
	77	1	2	3	4		6	7	8	9	10	11																					51.6
	78	1	2																														57.9
	79	1	2	3	4	5																											47.0
	80	1	2	3	4	5	6	7	8																								61.3
	81	1	2	3	4																												30.4
	82	1	2	3	4	5	6		8	9																							65.5
	83	1	2	3	4			7	8	9																							43.6
	84	1	2	3	4	5		7	8	9	10																						50.0
	85	1		3	4																												20.0
	86	1	2	3	4	5	6	7																									49.6
	87	1	2	3	4	5																											42.1
	88	1	2	3	4		6	7	8	9																							48.5
	89	1	2																														45.6
	90		2	3																													47.8

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
	91	1	2	3	4	5																										46.6
	92	1	2	3	4	5	6	7																								48.2
	93	1	2	3	4	5																										54.0
	94	1	2	3	4																											65.1
	95	1		3	4	5	6	7	8	9																						41.0
	96	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						40.9
	97	1	2	3	4	5	6	7	8																							62.9
	98	1	2	3																												29.2
	99	1	2	3																												19.3
	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						46.0
	101	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						50.3
	102	1	2	3	4	5	6																									40.9
	103	1	2	3	4	5	6	7	8																							63.5
	104	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		17														98.2
	105	1	2	3	4		6	7	8																							72.5
	106	1	2	3	4																											25.3
	107	1		3	4	5	6	7	8	9																						56.6
	108	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					54.5
	109	1	2			5	6	7																								52.8
	110	1	2	3	4	5																										37.7
	111	1	2	3	4																											64.4
	112	1	2	3	4																											34.7
	113	1	2	3	4		6	7	8	9																						62.6
	114	1	2	3	4	5																										34.2
	115	1																														51.6
	116	1	2	3	4																											70.3
	117	1																														73.3
	118	1			4																											9.9
	119	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					82.2
	120	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				74.6
	121	1	2	3	4	5	6	7																								30.9
	122	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																103.4
	123	1	2	3	4	5	6	7	8																							46.4
																															計	6,560.5
長伐期施業を推進するべき森林	1		2																													0.2
	7					5		7																								1.7
	11				4	5																										1.5
	12	1																														0.7
	31				4																											0.8
	40		2																													1.1
	41						6		8	9																						10.4
	58				4		6																									1.0
	61		2																													0.5
	62				4																											1.0
	63											12																				0.3
	66									9																						0.1
	71	1			4																											2.1
	77		2	3	4						10																					5.1
	79	1																														0.3
	84						6																									0.2
	88	1	2	3																												9.9
	91					5																										0.2
	92	1																														0.0
	95									9																						3.8
	99		2																													1.8
	100				4			7																								4.2
	102						6																									1.8
	103	1	2			5																										6.0
	113					5																										5.1
	120				4		6																									6.0
																															計	65.6
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)	1		2	3																												1.7
	5												14																			1.8
	6			3																												0.5
	7		2	3	4						10																					3.1
	11		2	3					8																							14.5
	15	1	2																													1.5
	25			3																												0.4
	27				4																											0.3
	28	1			4																											2.8
	59	1	2																													1.5
	63											13																				0.6
	65		2					7																								2.0
	66									9																						0.2
	67					5	6																									1.7
	70									9																						0.1
	74	1																														2.5
	77		2		4	5		7	8																							13.8
	79	1																														1.1
	86		2	3																												2.4
	87					5																										1.6
	95								8	9																						2.9
	96	1								9																						1.1
	97						6	7																								3.4
	99	1																														1.1
	100		2							9																						1.0
	101	1	2	3						9																						2.7
	106	1																														0.4
																															計	66.6

施業の方法	林班	準林班	面積(ha)
択伐による複層林施業を推進するべき森林	41	5 6	1.3
	74	1	0.3
	77	5	3.2
		計	4.8
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし	

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(吉舎)

施業の方法	林班	準林班																																面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	1	1			4	5																												7.1
	2	1	2		4	5																												12.5
	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								52.5
	4	1	2	3	4	5																												32.7
	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																							73.5
	6	1	2	3		5	6																											5.9
	7				4	5	6																											10.5
	8	1	2	3	4	5	6	7																										47.9
	9	1	2		4																													22.1
	10	1	2	3	4	5	6	7																										40.8
	11	1	2	3	4	5	6	7																										37.4
	12	1	2	3			6	7																										29.0
	13	1	2	3	4	5	6																											49.3
	14	1	2	3	4	5	6	7		9	10	11																						66.5
	15	1	2	3	4	5	6	7																										35.2
	16	1	2	3	4	5		7	8																									43.0
	17	1	2	3	4	5	6																											29.9
	18	1	2		4	5	6	7																										18.3
	19	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																77.2
	20	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																				70.5
	21	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								41.5
	22	1	2	3	4	5	6	7	8																									56.6
	23	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		12	13																				66.2
	24	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								47.6
	25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																							37.1
	26	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																							43.7
	27	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								38.1
	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																					69.0
	29	1	2	3	4	5	6	7		9	10	11	12	13	14	15																		76.4
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																						40.9
	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																					64.9
	32	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								45.9
	33	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																					78.8
	34	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																			66.0
	35	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																						56.1
	36	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								59.3
	37	1	2	3	4	5	6	7	8																									82.1
	38	1	2	3																														41.7
	39	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																				87.6
	40	1	2	3	4	5																												45.4
	41	1	2	3	4																													60.2
	42	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																					68.8
	43	1	2	3	4	5																												64.0
	44	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																					71.4
	45	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																						69.7
	46	1	2	3	4	5																												33.0
	47	1	2	3	4																													32.4
	48	1	2	3	4	5																												36.8
	49	1	2	3	4																													37.0
	50	1	2	3	4	5	6																											54.5
	51	1	2	3	4																													32.0
	52	1	2	3	4	5	6	7																										43.5
	53	1	2	3	4	5	6																											33.1
	54	1	2	3	4	5	6	7	8																									56.2
	55	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																					71.6
	56	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																							50.7
	57	1	2	3	4	5	6																											51.4
	58	1	2	3	4	5																												41.4
	59	1	2		4	5	6	7	8	9																								46.1
	60	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								47.6
	61	1	2	3	4	5	6	7	8																									45.6
	62	1	2	3	4	5	6																											22.8
	63	1	2	3	4	5	6	7		9	10	11	12	13																				74.3
	64	1	2	3	4	5	6		8	9	10	11	12	13	14																			66.6
	65	1	2	3	4	5																												24.9
	66	1	2																															47.3
	67	1	2	3	4	5	6	7	8																									44.2
	68	1	2	3	4	5																												60.8
	69	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																						77.7
	70	1	2	3	4	5	6																											43.3
	71	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16																	46.0
	72	1	2	3	4	5	6	7																										41.9
	73	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								42.0
	74	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								41.4
	75	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								64.2
	76	1	2	3	4	5	6	7	8																									48.9
	77	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																			63.5
	78	1	2	3	4	5	6	7	8		10	11	12	13	14	15	16																	64.1
	79	1	2	3	4																													45.9
	80	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								65.0
	81	1	2	3	4	5	6	7																										52.8
	82	1	2	3	4	5		7	8	9	10																							62.3
	83	1	2	3	4	5	6																											79.3
	84	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								69.2
	85	1	2	3	4	5	6																											34.6
	86	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																				97.9
	87	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																							66.1
	88	1	2	3	4	5	6																											49.0
	89	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																			100.8

三次市(吉舎)

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
	90	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				58.5
	91	1	2	3	4	5	6	7	8	9		11	12	13																		56.1
	92	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		71.2
	93	1	2	3	4	5	6	7	8																							58.8
	94	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																			60.4
	95	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						60.8
	96	1	2	3	4	5	6	7																								39.3
	97	1	2	3	4		6	7	8	9	10																					67.4
	98	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						54.3
	99	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					67.0
	100	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					48.5
	101	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17														98.8
	102	1	2	3	4	5																										48.5
	103	1	2	3	4	5	6																									42.1
	104	1	2	3	4	5	6	7	8																							44.7
	105	1	2	3	4	5	6																									30.6
	106	1	2	3	4	5																										30.1
	107	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						41.2
	108	1	2	3	4	5	6	7	8																							45.6
	109	1	2	3	4	5	6	7																								31.4
	110	1	2	3	4	5	6																									39.0
	111	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					53.0
	112	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				60.6
	113	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						42.8
	114	1	2	3	4	5	6	7	8																							43.2
	115	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																		69.3
	116	1		3	4	5	6	7																								29.9
	117	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					73.0
	118	1	2	3	4	5	6	7	8																							61.4
	119	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						69.8
	120	1	2	3	4	5	6	7	8																							47.8
	121	1	2	3																												23.9
	122	1	2	3	4	5	6																									50.3
	123	1	2	3	4	5	6	7																								53.9
	124	1	2	3	4	5	6	7	8																							74.9
	125	1	2	3																												19.1
																															計	6,417.4
長伐期施業を推進するべき森林	2	1	2		4	5																										8.1
	3	1	2					7	8																							1.9
	6	1																														0.8
	7				4	5	6																									9.6
	14	1	2									11																				5.6
	15		2	3	4																											13.2
	16						6	7																								4.9
	17					5	6																									1.0
	18	1	2	3	4																											15.0
	25			3	4	5					10																					6.4
	27							7	8																							3.7
	28				4	5			8				12																			7.8
	29	1	2																													5.8
	30						6		8	9	10																					10.1
	31			3					8	9																						3.3
	32		2																													0.2
	33					5	6				10	11																				3.6
	34	1	2	3		5	6	7			10																					17.7
	35					5	6	7	8																							3.4
	42						6	7	8				12																			5.2
	44									9																						2.4
	47		2	3	4																											1.3
	48					5																										1.1
	49	1																														0.2
	52				4																											1.4
	60		2																													1.5
	63						6	7	8	9			12																			7.2
	65	1				5																										4.1
	66	1																														1.9
	76							7																								3.3
	77		2	3			6																									4.3
	80			3																												0.1
	81		2																													0.3
	82									9																						1.1
	91			3	4	5	6																									8.7
	92	1																														0.3
	103				4		6																									4.4
	104	1																														0.1
	105	1	2	3	4	5																										19.4
	106		2	3																												7.5
	107	1																														1.4
	110	1																														0.4
	112						6	7																								1.8
	113	1		3																												0.8
	116							7																								0.1
																															計	202.7
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)	2		2																													0.4
	4					5																										0.8
	6	1	2																													5.2
	14										10	11																				6.3
	31										10																					0.1
	32								8																							2.3
	82							7		9	10																					6.6

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
	83	1																														3.2
	84			3	4					9																						3.0
	87									9																						0.2
	93				4																											3.2
	94												12																			0.1
	96	1																														3.7
	104					5	6																									3.8
	105				4																											0.1
	106	1			4																											0.1
	111							7																								0.9
																															計	39.7
択伐による複層林施業を推進するべき森林		該当なし																														
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし																														

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(三良坂)

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林	1	1	2	3	4	5	6	7																								38.2
	2	1	2	3	4	5	6																									70.2
	3	1	2	3	4	5	6																									46.7
	4	1	2	3	4	5	6	7																								33.1
	5	1	2	3	4	5	6																									36.0
	6	1	2	3	4	5	6	7																								34.9
	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						61.9
	8	1	2	3	4	5																										18.4
	9	1	2	3	4	5	6																									30.0
	10	1	2	3	4																											22.5
	11	1	2	3	4	5	6	7																								36.8
	12	1	2	3	4	5	6	7																								34.3
	13	1	2	3	4	5	6	7	8																							47.9
	14	1	2	3	4	5																										38.0
	15	1	2	3	4	5	6	7	8																							46.9
	16	1	2	3	4	5																										22.2
	17	1	2	3	4																											20.4
	18	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					63.8
	19	1	2	3	4	5	6																									38.5
	20	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						46.6
	21	1	2	3	4	5	6																									20.8
	22	1	2	3	4	5																										24.2
	23	1		3	4	5	6																									30.8
	24	1	2	3	4	5	6																									17.4
	25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				49.7
	26	1	2	3	4																											23.4
	27	1	2	3	4	5	6	7	8																							41.4
	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					62.8
	29	1	2	3	4	5	6																									30.4
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						54.6
	31	1	2	3	4	5	6																									40.2
	32	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																					54.2
	33	1	2	3	4																											23.1
	34	1	2	3	4																											24.6
	35	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						43.3
	36	1	2	3	4	5	6	7																								38.5
	37	1	2	3	4	5	6																									41.5
	38	1	2	3	4	5																										44.7
	39	1	2	3	4	5	6																									86.5
	40	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						39.5
	41	1	2	3	4	5	6	7	8																							39.0
	42	1	2	3	4	5	6	7																								36.2
	43	1	2	3	4	5	6																									31.8
	44	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						43.0
	45	1	2	3	4																											33.9
	46	1	2	3	4	5	6																									30.7
	47	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						45.3
	48	1	2	3	4	5	6	7																								43.3
	49	1	2	3	4	5	6																									37.6
	50	1	2	3	4	5	6	7	8																							58.7
	51	1	2	3	4	5																										28.4
	52	1	2	3	4	5	6																									33.1
	53	1	2	3	4	5	6	7	8																							38.7
	54		2	3	4	5																										21.1
	55	1	2	3	4	5	6	7																								33.7
	56	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																				26.9
	57	1	2	3	4	5	6	7																								30.9
	58	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						47.0
	59	1	2	3	4	5																										29.4
	60	1	2	3	4	5	6	7																								69.9
	61	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						50.3
	62	1	2	3	4	5	6	7	8																							36.7
	63	1	2	3	4	5	6																									30.9
	64	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						40.9
	65	1	2	3	4	5																										34.0
	66	1	2	3	4	5	6	7	8																							32.5
	67	1	2	3		5	6	7	8	9	10	11																				42.7
	68	1	2	3				7	8	9																						16.9
	69			3	4	5		7	8	9																						34.1
	70	1	2	3	4	5																										24.7
	71	1	2	3	4	5	6	7																								38.0
	72	1	2	3	4	5	6	7			10	11	12	13																		62.3
	73	1	2																													3.3
																															計	2,784.7
長伐期施業を推進するべき森林	1		2																													1.8
	8				4																											1.4
	10	1																														0.6
	11							7																								0.3
	12							7																								0.6
	17		2																													0.6
	21			3	4	5																										11.6
	27			3			6																									2.8
	32		2	3	4																											4.1
	36					5																										0.9
	41			3	4																											0.4
	44									9																						0.8
	46	1					6																									3.0
	53			3			6																									2.8
	57	1																														3.0

施業の方法	林班	準林班	面積(ha)
	58	8 9	1.7
	62	6 8	0.4
	64	1 2 3 8	4.5
	65	3 4	3.4
	66	1	1.2
		計	45.8
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)		該当なし	
択伐による複層林施業を推進するべき森林		該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし	

別表2　　森林の施業方法の区域

三次市(三和)

施業の方法	林班	準林班																															面積(ha)	
伐期の延長を推進するべき森林	1	1	2	3	4	5	6																										41.0	
	2	1	2	3	4	5	6	7	8																								55.4	
	3	1	2	3	4	5																											26.6	
	4	1	2	3	4	5	6																										56.7	
	5	1	2	3																													24.3	
	6	1	2	3	4																												26.1	
	7			3		5	6	7	8	9																								29.0
	8	1	2	3	4	5	6																										55.9	
	9	1	2	3	4	5	6																										58.5	
	10	1	2	3																													19.7	
	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							70.7	
	12	1	2	3	4																												43.0	
	13	1	2	3	4	5	6																										45.0	
	14	1	2	3																													20.1	
	15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																			117.0	
	16	1	2	3																													29.6	
	17	1	2	3	4	5	6																										51.0	
	18	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				120.6	
	19	1	2	3	4	5	6	7																									58.3	
	20	1	2	3	4	5	6																										50.8	
	21	1	2	3	4	5	6	7	8																								45.8	
	22	1	2	3	4																												36.5	
	23	1	2	3	4																												25.6	
	24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						77.0	
	25	1	2	3	4																												36.4	
	26	1	2	3	4	5	6	7	8																								70.2	
	27	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					98.9	
	28	1	2	3	4	5	6	7	8																								94.1	
	29	1	2																														15.2	
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							73.0	
	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							96.9	
	32	1	2	3	4																												22.6	
	33	1	2																														24.8	
	34	1																															8.2	
	35	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					112.3	
	36	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							73.6	
	37	1	2	3	4																												40.5	
	38	1	2	3	4	5	6	7																									50.7	
	39	1	2	3	4	5																											54.9	
	40	1	2	3	4																												20.5	
	41	1	2	3	4																												39.3	
	42		2	3	4	5	6	7	8	9																							72.5	
	43	1	2	3	4	5																											20.0	
	44	1	2	3	4	5																											68.1	
	45	1	2	3	4	5																											11.2	
	46	1	2		4	5	6																										11.0	
	47	1	2	3	4	5	6	7	8																								41.8	
	48	1			4	5		7	8	9																							35.8	
	49	1	2	3	4	5	6	7	8																								74.2	
	50	1	2	3	4																												21.4	
	51	1	2		4	5																											32.2	
	52	1	2	3	4	5	6	7	8																								55.1	
	53	1	2	3	4	5	6	7	8																								76.2	
	54	1	2	3	4	5	6		8	9	10																						63.9	
	55	1																															22.2	
	56	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																						82.6	
	57	1	2	3	4	5																											54.6	
	58	1	2		4	5	6			9	10																						24.3	
	59	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							65.7	
	60	1	2	3	4	5		7	8																								44.8	
	61	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							62.0	
	62	1	2	3	4	5	6																										49.8	
	63	1	2	3	4																												23.4	
	64	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							83.0	
	65	1	2	3	4	5	6																										35.9	
	66	1	2	3	4																												35.8	
	67	1	2	3	4																												24.8	
	68	1	2	3	4	5	6																										48.1	
	69	1	2	3	4	5	6																										57.8	
	70	1	2	3	4	5	6	7																									54.3	
	71	1	2	3	4	5	6	7																									51.7	
	72	1	2	3	4	5	6	7																									47.1	
	73	1	2	3	4	5		7																									33.4	
	74	1	2	3	4	5																											43.6	
	75	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																				79.6	
	76	1	2	3	4	5																											50.4	
	77	1	2	3																													11.6	
	78	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																					57.0	
	79	1	2	3	4	5																											17.7	
	80	1	2	3	4	5																											40.9	
	81	1	2	3	4																												26.2	
	82	1	2	3	4	5	6																										19.8	
	83	1	2	3	4	5																											35.2	
	84	1	2	3																													29.0	
	85	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							37.2	
	86	1	2	3																													36.3	
	87	1	2	3	4																												21.8	
	88	1	2	3	4	5	6	7	8																								50.7	
	89	1	2	3	4	5	6	7																									40.7	

施業の方法	林班	準林班																														面積(ha)
	90	1	2	3	4	5	6																									45.0
	91	1	2	3	4	5																										49.7
	92	1	2	3	4	5																										23.1
	93	1	2	3																												14.8
	94	1	2	3	4	5																										35.4
	95	1	2																													26.3
	96	1	2	3	4																											40.4
	97	1	2	3	4	5	6	7	8																							76.1
	98	1	2	3																												24.7
	100	1	2	3	4	5	6	7																								65.3
	101	1	2	3	4	5	6	7	8																							63.2
	102	1	2	3	4	5																										26.0
	103	1	2	3	4	5	6																									45.2
	104	1	2	3	4																											31.7
	105	1	2	3	4	5	6																									50.6
	106	1	2	3	4			7	8																							36.8
	107	1	2	3	4	5	6																									45.2
																															計	4,897.7
長伐期施業を推進するべき森林	2						6	7																								0.6
	4	1			4																											3.1
	7	1		3	4	5	6	7																								43.5
	10	1	2																													5.3
	11						6																									0.3
	12	1	2		4																											3.0
	13						6																									1.5
	15							7	8	9	10	11	12	13																		14.0
	21			3				7	8																							5.9
	23				4																											3.1
	24			3		5	6	7																								4.4
	34		2																													7.0
	36						6																									1.6
	48					5	6	7																								18.9
	57	1	2																													5.1
	58		2	3	4		6	7		9	10	11																				61.3
	59	1	2					7	8																							10.4
	61						6																									0.1
	63			3	4	5	6	7	8	9																						42.4
	66		2	3																												1.6
	67		2																													6.0
	70	1				5	6																									11.5
	71					5		7																								2.7
	73						6	7																								11.8
	83			3	4																											5.4
	85	1																														0.6
	92					5																										0.9
	93	1	2	3																												10.2
	94	1	2	3																												6.3
	97			3	4																											3.4
	99	1	2	3	4	5	6	7	8																							68.9
	100					5																										13.6
	103					5																										1.5
																															計	375.8
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)	47			3																												1.0
	48	1		3	5																											14.4
	52	1																														0.4
	65		2																													2.5
	66			3																												2.2
	69				5																											3.5
	90					6																										0.3
	91	1																														1.1
	94			3																												0.4
																															計	25.6
択伐による複層林施業を推進するべき森林		該当なし																														
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林		該当なし																														

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（旧三次市）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															89.77
	002	01	02	03		05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18								110.28
	003	01	02	03	04					09	10	11	12			15	16	17	18	19	20						121.55
	004	01	02		04	05	06	07			10		12	13	14	15	16	17	18								93.41
	005	01																									8.93
	006		02	03		05			08	09																	32.72
	007	01			04																						19.75
	008	01	02	03	04																						35.72
	009	01																									7.04
	010	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	73.10
	011	01	02	03		05	06																				45.45
	014				04																						7.78
	015	01	02	03	04	05	06																				41.31
	016					05	06																				16.24
	017	01	02	03	04	05	06	07																			63.21
	018	01	02	03	04	05																					35.75
	020	01	02	03	04	05		07																			47.51
	021	01	02	03	04	05	06	07																			47.24
	022	01																									7.99
	023						06																				7.63
	025			03																							3.01
	026		02																								7.63
	027					05	06																				15.78
	030								08																		8.47
	031						06																				4.96
	033	01																									2.95
	037		02	03	04																						24.83
	038				04																						5.23
	040				04																						2.95
	041	01																									6.21
	042			03	04	05																					36.52
	044	01	02			05	06	07																			30.26
	045	01	02	03	04	05	06	07		09	10	11	12														42.40
	046	01		03	04	05	06	07		09		11			14												53.44
	047											11	12														20.37
	048				04					09																	17.09
	049			03																							5.78
	050	01						07	08	09																	29.29
	051	01	02	03	04	05																					37.19
	052			03	04	05																					36.90
	053	01	02	03																							23.93
	055	01	02	03	04	05																					24.26
	056			03	04	05	06	07																			37.60
	057					05	06																				14.91
	058	01	02	03	04	05	06	07																			36.96
	059	01	02				06	07																			28.04
	060	01		03	04	05	06	07																			40.13
	061	01					06			09	10	11	12														41.41
	062		02	03	04	05																					33.43
	063				04	05	06	07	08																		32.22
	064	01						07	08																		17.17
	065					05	06	07	08	09																	34.49
	066					05						11	12														26.32
	067	01	02	03	04	05																					32.21
	068				04	05				09		11	12														27.93
	070		02	03																							17.93
	071		02	03	04	05	06																				28.74
	072				04	05	06																				20.31
	073	01	02																								14.44
	074		02	03	04	05	06		08																		51.48
	076			03	04	05		07																			31.28
	077			03	04	05																					25.53
	078					05																					6.27
	079				04			07	08																		24.01
	080				04		06																				10.18
	081				04	05	06																				14.56
	082								08																		3.53
	083	01																									4.37
	084							07	08		10																7.58
	085	01				05	06																				15.96
	086		02	03	04	05	06	07			10																56.51
	088	01				05	06																				20.32
	090				04	05	06			09																	23.20
	091	01	02		04	05			08																		29.18
	092					05	06	07	08																		30.11
	093			03			06				10	11		13		15		17	18								52.28
	094		02	03	04	05	06	07	08	09																	53.23
	097				04									13	14	15											26.97
	098	01																									2.87
	099		02			05																					16.07
	100	01			04				08																		5.79

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（旧三次市）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	101		02																								12.03
	102	01		03																							12.30
	103	01	02	03																							33.54
	105	01	02	03																							88.12
	106					05																					0.78
	107					05	06	07			10																21.79
	108	01		03			06																				13.89
	109	01	02	03			06																				28.27
	110			03																							6.52
	111	01		03																							12.03
	112	01	02	03																							17.29
	113		02	03	04																						22.63
	114					05																					9.19
	115	01	02																								6.77
	117			03	04					09		11															23.32
	119	01	02	03	04	05																					37.29
	121					05	06																				8.77
	122		02	03		05																					28.23
	124	01	02	03	04																						25.18
	126	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																69.21
	128			03	04																						17.90
	129					05	06																				12.90
	130	01	02	03	04	05																					30.92
	131	01		03	04		06																				24.32
	132	01	02	03	04																						22.27
	133	01	02		04	05	06	07	08				12		14												50.27
	134	01	02	03																							16.70
	135	01	02	03	04																						38.57
	136	01	02	03																							28.03
	137					05	06																				6.18
	138		02	03	04	05	06	07	08																		67.02
	139	01	02	03		05	06		08																		45.77
	140							07																			5.95
	141	01			04	05																					18.56
	142		02	03	04	05	06																				42.45
	143	01																									8.18
	145				04	05	06																				27.19
	146			03			06																				13.98
	147		02	03																							16.14
	148		02	03	04	05	06	07																			46.42
	149	01									10																17.62
	151		02																								4.08
	152		02			05	06	07		09	10																36.31
	153	01	02	03	04																						24.76
	154		02	03	04																						22.31
	156		02	03																							11.16
	157		02	03	04	05			08	09																	52.95
	158		02	03	04		06																				26.63
	159	01	02		04		06					11	12														40.02
	160		02							09	10																22.35
	161		02	03	04	05		07	08	09																	62.83
	162	01																									5.44
	163	01	02	03	04																						12.02
	164	01																									10.99
	165	01																									9.52
	168	01	02					07																			25.75
	169	01	02																								10.54
	170	01																									6.03
	171			03																							5.80
	172	01	02	03	04																						48.81
	173	01	02			05	06	07		09			12														52.98
	174	01	02		04	05				09	10		12	13													52.96
	175	01	02				06	07							14		16				20				24		42.96
	176	01			04		06		08	09																	39.52
	177		02	03																							14.57
	179	01	02																								8.73
	180	01	02		04		06																				32.48
	181	01		03																							10.10
	182			03		05	06																				26.12
	184		02	03	04																						25.22
	185		02																								12.66
	186	01	02	03	04	05																					51.37
	187	01																									4.65
	188		02																								12.74
	189	01	02																								18.80
	190	01																									12.56
	191							07	08																		8.02
	193				04	05																					30.32
	194	01																									9.41
	198					05																					5.95
	199	01	02			05																					36.37

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（旧三次市）

区分	区域																											合計（ha）
	林班	準林班																										
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	200							07																				6.95
	201		02																									6.27
	206					05	06	07	08																			36.53
	207						06																					2.20
	208				04																							5.48
	209						06							13														16.56
	210	01	02	03	04																							39.22
	211					05																						1.87
	212				04	05																						12.55
	213	01	02						08																			19.00
	214				04				08		10																	6.67
	215	01	02				06																					15.95
	216	01	02																									13.99
	217	01	02	03																								22.27
	218	01											12															12.55
	219			03	04																							16.17
	220	01	02		04				08		10																	35.39
	221	01		03	04		06			09		11																21.09
	222							07	08																			11.75
	223	01	02																									13.87
	224	01					06	07																				21.30
	225	01					06																					17.77
	226	01	02			05	06	07	08	09																		41.54
	227	01	02	03																								21.73
	228			03	04																							14.57
	229	01					06																					11.57
	232					05	06	07	08	09																		25.44
	233	01		03																								12.92
	234	01	02	03	04	05																						34.57
	235	01	02	03	04																							25.40
	237					05	06	07			10																	26.21
	238	01				05	06																					27.81
	239	01	02		04	05																						28.72
	240	01	02	03	04	05	06	07																				45.36
	241			03	04			07																				24.80
	242	01	02	03	04																							35.39
	243	01	02	03		05	06		08			11																38.41
	244	01	02	03	04																							27.32
	245			03	04	05	06	07	08	09																		41.94
	246	01	02																									20.72
	247	01	02																									12.23
	249	01	02	03		05																						39.29
	250	01	02	03	04	05	06	07	08	09																		65.42
	251	01	02	03	04	05	06																					49.56
	252	01		03																								15.24
	253		02	03	04	05																						27.74
	254	01		03	04																							27.08
	255	01	02	03																								22.24
	256	01	02																									15.08
	260	01	02					07																				22.39
	262		02	03	04	05																						21.59
	263	01	02																									14.74
	264	01																										2.04
	266	01	02			05	06																					26.17
	267	01	02	03	04	05																						49.42
	268	01		03																								16.61
	269		02				06																					12.78
	270			03				07																				15.96
	271	01	02	03			06																					27.88
	272	01	02	03	04	05	06	07																				39.28
	273	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																	62.65
	274	01	02	03	04	05	06	07																				44.99
	275	01	02	03	04	05	06	07	08	09																		68.93
	276	01	02	03	04	05	06																					37.09
	277	01	02	03	04	05	06	07																				54.30
	278	01			04	05	06	07																				25.89
	279	01	02			05	06	07																				59.62
	280	01	02		04																							24.09
	281	01	02																									18.38
	282				04	05				09																		27.10
	284	01	02	03	04	05						11	12															29.42
	285	01	02	03	04		06	07			10																	32.93
	286	01	02	03	04																							28.05
	287	01	02	03	04	05		07	08	09																		43.66
	289	01	02			05																						25.36
	290				04	05			08	09	10	11		13		15	16	17	18	19		21	22	23				89.00
	291		02	03	04	05	06	07	08																			61.17
	292	01			04	05																						31.18
	293				04	05	06	07	08	09	10																	50.08
	294					05		07	08	09	10																	39.01
	295					05	06	07		09	10	11	12		14													87.56

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（旧三次市）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	296		02	03	04																						13.21
	297	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	68.39
	298	01	02	03	04																						41.46
	299		02																								9.17
	300	01	02		04	05	06	07	08	09	10	11	12														70.05
	301		02	03	04				08	09																	38.88
	302		02	03	04	05	06																				26.23
	303	01	02	03			06																				29.14
	305	01	02	03	04	05	06	07	08	09			12														35.63
	306	01		03																							13.78
	307	01	02	03	04		06	07																			33.85
	308	01	02	03	04	05	06		08																		22.50
	310			03	04		06	07	08				12	13	14												27.71
	311		02	03	04																						17.35
	312							07	08	09																	21.86
	313	01		03	04		06																				23.16
	314	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																51.99
	315	01	02	03				07																			19.43
	316			03	04	05	06	07	08																		48.41
	317	01	02	03	04	05																					24.46
	318				04																						6.21
	319		02		04	05																					8.41
	320					05	06																				7.96
	321	01	02	03			06		08																		24.98
	322	01	02	03	04	05	06																				20.31
	323	01	02	03	04		06	07	08																		44.02
	324						06																				9.49
	326		02		04																						8.39
	327							07	08																		12.15
	328				04																						6.59
	329							07					12				16	17									47.78
	330	01	02																								15.26
	331					05																					3.67
	332			03																							4.58
	333	01	02	03		05	06	07																			37.42
	334	01	02																								19.41
	335							07			10																14.24
	336	01	02	03		05																					24.96
	337	01	02	03		05	06																				36.16
	計																										

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（旧甲奴町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001		02	03		05	06	07																			27.54
	002			03																							4.46
	003	01	02																								10.75
	004	01		03	04	05	06	07	08	09	10	11	12														51.12
	005	01	02	03	04	05	06	07	08																		52.57
	006	01	02	03	04	05	06	07	08	09		11															40.30
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																52.36
	008	01	02	03			06	07																			27.95
	009			03	04	05	06																				28.15
	010						06	07	08	09		11															33.59
	011	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	53.68
	012	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															50.83
	013	01	02	03	04	05	06	07	08																		37.77
	014	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	55.28
	016	01				05	06			09	10		12			15											30.89
	017	01	02	03	04	05																					30.02
	018										10	11	12	13	14	15											19.59
	020	01	02	03	04	05	06	07																			20.52
	021	01	02	03			06	07	08	09	10	11	12														43.03
	022	01				05	06	07																			26.94
	023	01	02	03	04	05	06		08	09	10																47.29
	024	01			04	05	06																				17.61
	025		02	03	04	05	06	07	08			11															44.83
	027					05	06																				15.05
	028	01					06																				15.52
	031	01	02	03																							16.45
	032		02	03	04	05	06																				28.17
	033	01	02		04	05																					28.59
	034	01	02	03	04	05			08																		42.03
	036		02																								6.88
	037	01	02																								15.90
	038	01	02																								7.98
	039		02	03	04	05																					27.67
	040	01																									7.10
	041						06																				6.01
	042	01	02																								12.75
	043	01	02	03	04	05																					37.04
	044	01	02	03																							22.78
	045	01	02	03	04																						21.35
	046	01	02	03																							21.15
	047			03	04																						9.29
	048	01	02		04	05																					24.49
	049	01	02	03		05																					26.18
	050	01			04																						12.46
	051	01					06																				13.00
	052	01		03	04	05																					14.52
	053	01	02																								8.08
	054	01	02	03	04	05	06	07																			35.35
	055	01	02	03	04																						32.73
	056	01	02			05	06	07	08	09	10																46.04
	057	01	02	03	04	05	06				10	11															41.69
	058				04	05	06	07	08																		27.65
	060		02	03	04	05	06																				33.71
	061	01	02																								8.16
	062	01		03	04																						16.90
	063	01		03	04	05			08	09																	48.72
	064	01	02	03	04	05	06																				35.51
	065	01	02	03	04		06		08	09																	40.75
	066				04	05			08	09																	34.22
	068		02		04		06																				13.84
	069		02																								3.39
	070	01	02	03																							14.16
	071	01	02	03			06				10		12														31.28
	072	01																									3.40
	073			03	04	05	06		08				12														43.10
	075			03	04	05																					13.72
	076		02	03			06	07																			27.16
	078	01	02	03																							18.55
	079	01	02	03	04	05																					35.73
	080	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																68.46
	081	01	02	03	04		06																				35.37
	082	01	02	03	04	05	06	07																			52.06
	083		02		04		06	07		09	10	11															39.70
	084	01				05																					10.21
	085	01				05																					7.56
	086	01																									5.42
	087		02	03		05																					11.15
	089	01	02																								14.19
	090		02	03	04	05	06	07	08																		44.57
	091	01	02																								8.48
	092	01	02	03	04	05			08	09		11	12														46.38

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（旧甲奴町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	093	01	02	03	04	05																					31.74
	094	01	02	03	04	05	06																				28.24
	095	01	02		04		06	07	08																		34.50
	096	01																									6.74
	097				04		06																				7.42
	098				04																						4.41
	099						06																				9.79
	100			03							10																18.69
	101	01	02	03		05	06	07	08	09	10																48.09
	102	01																									5.53
	103	01	02	03	04	05	06																				32.42
	104		02	03		05																					14.23
	106	01			04		06																				12.82
	107	01	02																								7.98
	108	01		03																							15.42
	109		02	03	04	05	06																				22.54
	110	01	02				06	07	08	09																	27.58
	111	01	02	03		05																					25.52
	112	01	02																								11.43
	113	01	02	03																							17.66
	115				04	05	06	07																			21.44
	116	01	02			05				09	10	11															36.83
	118	01	02	03																							24.73
	119	01				05		07	08																		29.37
	120		02																								7.64
	計																										2,699.58

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（君田町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001	01																									5.02
	002			03	04																						12.67
	003	01	02	03																							28.82
	004			03	04	05	06	07	08	09																	76.67
	005	01	02		04	05	06																				48.26
	006		02	03	04																						29.15
	007			03	04																						15.71
	008			03	04		06	07	08																		49.59
	009				04	05		07	08	09																	32.75
	010				04	05	06	07			10																37.71
	011		02	03	04	05	06	07	08		10																48.67
	013	01																									6.87
	014					05		07																			9.52
	015	01	02	03		05																					29.42
	016	01		03	04	05		07																			33.01
	019	01		03			06	07	08																		20.71
	021					05	06		08																		20.01
	022									09	10	11															21.46
	024	01	02			05		07																			55.12
	025	01	02	03		05																					21.23
	026	01		03		05	06																				20.29
	027	01						07		09	10																23.40
	028	01	02																								10.06
	029	01	02	03	04	05																					35.09
	030	01	02	03	04	05	06	07	08																		51.90
	031			03	04		06	07	08		10				14												69.15
	032	01	02																								20.89
	033	01					06																				15.35
	034	01	02	03	04	05	06																				46.36
	035	01		03	04	05	06																				41.93
	037		02	03																							9.48
	038	01	02	03	04	05	06																				83.66
	039	01		03	04	05																					41.13
	040	01	02			05	06		08																		39.59
	041	01	02	03																							69.11
	042				04																						16.62
	043			03	04	05						11	12	13				17	18	19		21					43.41
	044	01												13	14												18.76
	045	01	02		04																						16.17
	046		02				06		08	09	10	11	12														50.99
	047	01	02	03	04	05	06																				50.31
	048								08																		3.62
	049	01		03				07	08	09																	35.71
	050	01	02																								22.61
	051						06																				5.86
	052	01	02	03			06	07	08	09	10	11	12	13	14	15		17									85.71
	053					05					10	11															12.69
	054							07	08	09	10	11	12	13	14												47.10
	055			03				07					12		14												23.50
	056	01	02	03				07	08	09	10	11															48.28
	057	01	02	03	04	05	06	07	08																		51.80
	058	01	02		04						10																26.34
	059	01		03	04						10	11	12														37.93
	060	01	02	03	04	05																					37.46
	061											11															11.47
	062	01	02		04	05	06																				37.87
	063	01	02	03	04	05																					59.40
	064		02		04	05	06	07	08		10																76.58
	065	01		03	04	05		07	08											19		21				25	58.13
	066	01	02	03																							20.62
	067	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12		14												90.17
	069	01																									16.99
	070						06																				3.27
	071						06	07																			25.42
	073		02																								8.15
	074			03		05		07																			21.01
	075			03	04	05	06	07	08	09	10																70.02
	076	01	02	03	04	05																					40.76
	077		02	03																							12.59
	079	01	02	03	04																						24.95
	080			03	04		06																				22.71
	081	01		03						09																	17.38
	082		02	03		05																					26.96
	083						06		08																		13.21
	084											11															11.66
	085	01	02	03		05																					34.32
	086		02		04																						24.54
	087			03		05	06	07	08	09	10																54.38
	088	01		03		05																					20.98
	089			03	04							11		13													42.10
	計																										2,660.27

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（布野町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001	01	02	03																							33.26
	002	01	02																								17.47
	003	01	02	03																							32.12
	004	01			04	05	06																				54.75
	005	01	02			05	06																				32.15
	006	01																									9.33
	009	01		03		05	06																				36.22
	010	01	02	03	04	05	06																				81.90
	011		02	03	04	05	06	07																			66.10
	012	01	02	03	04	05	06	07																			56.05
	013	01	02	03																							36.14
	015	01		03	04		06				10		12														62.43
	016	01	02	03																							36.05
	017	01	02	03	04	05																					56.48
	018	01			04	05			08																		39.09
	019	01																									13.39
	023	01	02	03																							40.31
	024	01	02	03	04																						41.56
	025		02	03	04	05																					58.77
	027	01	02	03	04																						50.16
	028	01																									21.00
	030				04	05																					24.92
	032				04																						7.09
	033	01	02	03				07	08																		66.63
	034			03	04	05																					26.45
	037			03			06																				19.57
	038	01	02	03	04																						55.84
	039	01	02	03	04	05	06																				62.64
	041				04	05	06	07																			43.05
	042		02	03	04																						41.56
	043	01	02	03	04	05																					59.51
	044		02	03																							24.82
	045	01			04	05	06																				39.40
	046	01	02	03	04	05																					53.44
	047	01	02	03				07																			30.28
	048	01	02	03	04	05	06																				59.89
	049	01	02	03																							35.24
	050	01		03	04	05																					36.59
	051					05	06																				19.18
	052	01	02																								14.14
	053	01	02																								11.62
	054	01	02	03	04	05	06	07																			63.55
	055	01	02		04																						20.05
	056		02																								8.65
	057	01			04			07																			38.50
	058							07	08	09																	29.08
	059		02																								43.53
	060		02	03	04																						15.75
	061	01																									32.28
	063		02	03	04																						22.99
	064	01		03	04		06																				26.75
	065	01	02	03		05			08																		33.26
	066		02	03		05	06																				36.12
	067	01	02	03								11															44.28
	068	01		03																							19.36
	069	01	02	03																							30.20
	070	01		03																							11.91
	071	01				05																					15.48
	072	01	02	03	04																						36.40
	073	01			04																						62.10
	076			03	04																						21.23
	077	01			04																						34.39
	078	01	02	03	04	05																					224.21
	079	01	02	03																							46.94
	080	01																									23.31
	081	01	02																								15.66
	082							07																			9.15
	085	01	02	03	04	05		07	08																		75.90
	086	01	02																								39.77
	089	01	02					07	08																		39.84
	090	01	02	03	04			07																			50.25
	091	01		03	04	05	06	07		09	10	11	12	13													133.54
	092	01	02	03	04	05	06	07	08		10		12	13													88.85
	093	01			04	05	06	07	08	09	10	11															72.93
	094	01	02	03	04			07	08		10																67.25
	095		02	03	04	05	06	07																			46.60
	096	01	02	03			06			09																	55.71
	097				04	05																					17.73
	098	01	02	03	04	05																					57.91
	099	01	02	03	04	05		07	08	09																	63.88
	100	01	02	03	04	05	06	07																			52.37

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（布野町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	101	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	86.70
	102	01	02	03			06																				30.76
	103	01	02	03				07																			52.12
	104	01	02	03	04																						45.18
	105	01	02		04	05	06	07	08																		83.50
	106	01																									31.43
	107	01	02	03																							31.46
	109			03	04	05																					43.63
	110					05	06	07																			25.10
	111		02	03																							19.08
	112	01	02		04																						31.54
	113	01	02	03	04	05	06																				68.94
	115		02																								11.21
	116	01	02																								13.08
	計																										4,007.98

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（作木町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001	01	02	03																							21.98
	002	01			04	05	06																				29.08
	003		02																								10.10
	004		02	03	04	05		07			10	11	12														66.25
	005	01	02											13	14												24.40
	006	01		03	04				08	09	10	11															58.51
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13													71.55
	008	01	02	03	04	05																					44.19
	009	01		03	04																						19.88
	010	01	02		04	05	06	07																			41.02
	011	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	72.50
	012	01	02	03	04	05																					42.82
	013				04	05																					9.77
	014	01	02	03	04	05		07	08																		62.68
	015	01	02	03	04	05		07	08	09	10	11	12	13	14	15											132.04
	016	01	02	03		05																					108.66
	017	01	02	03						09	10																58.18
	018	01																									6.02
	019	01	02						08																		12.16
	020	01	02	03	04	05																					38.56
	021	01	02						08	09	10																28.64
	022						06	07																			17.44
	025			03																							10.17
	026	01		03		05																					13.31
	027	01	02		04																						18.02
	028	01	02	03	04	05	06	07		09	10																45.97
	029	01	02	03	04	05	06	07	08																		66.87
	030	01	02	03																							31.48
	031				04	05		07	08	09	10																46.17
	032		02			05																					24.88
	033		02	03		05	06	07																			43.39
	035						06	07	08	09	10	11															48.79
	036	01	02		04	05	06	07																			47.99
	037	01	02	03																							26.03
	039				04	05	06	07																			33.03
	040		02	03	04	05																					24.28
	041			03	04	05	06	07		09	10																36.16
	042	01	02	03		05	06		08	09	10																43.97
	043	01		03	04	05	06																				44.81
	044		02	03				07	08			11		13	14	15	16										50.26
	045	01	02	03	04					09	10	11															43.03
	046	01	02				06																				15.32
	047	01	02	03	04	05	06	07		09	10	11	12														93.58
	048	01	02	03	04	05				09	10	11	12														70.69
	049	01	02	03	04	05		07																			37.26
	050	01	02	03	04	05																					53.87
	051							07	08	09																	57.01
	052	01																									10.85
	053	01	02																								36.59
	054	01	02		04	05																					34.26
	055		02	03		05	06				10																48.16
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																102.35
	057	01	02	03	04		06	07																			54.11
	058		02	03			06																				17.04
	059	01	02	03		05	06	07																			49.99
	060	01	02		04		06	07																			38.94
	061	01	02			05				09	10																36.22
	062			03	04																						46.90
	063	01	02	03	04	05	06	07		09		11	12	13	14	15	16										96.77
	064	01	02	03	04			07																			39.08
	065	01	02				06	07	08	09	10																43.97
	066						06		08	09																	21.61
	067	01	02	03			06																				47.66
	068	01	02		04		06																				30.48
	069		02	03	04	05	06	07	08	09																	38.01
	070	01	02	03		05		07	08	09																	44.66
	071	01			04	05	06	07	08	09	10	11	12														83.02
	072	01	02		04	05																					41.99
	073	01	02	03	04	05	06																				46.30
	074	01	02	03																							28.28
	075			03	04	05						11															34.28
	076	01	02	03	04	05	06																				53.04
	077	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															86.87
	078	01	02																								57.76
	079	01	02	03	04																						80.31
	080	01	02	03	04	05	06	07	08																		60.51
	081	01	02	03	04																						30.28
	082	01		03	04		06		08	09																	48.98
	083	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	71.23
	084	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																63.88
	085	01	02	03	04																						41.07

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（作木町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	086	01	02	03	04	05		07																			39.87
	087	01	02	03	04	05																					47.83
	088	01	02	03	04				08	09																	40.01
	089	01	02																								48.36
	090		02																								37.16
	091	01	02	03		05																					39.56
	092	01	02		04	05	06	07																			44.13
	093	01	02	03	04	05																					61.87
	094	01	02	03	04																						61.25
	095	01	02	03	04				08	09																	49.92
	096	01	02	03	04	05	06		08	09																	44.99
	097	01	02			05	06	07	08																		38.95
	098	01		03																							25.18
	099	01	02	03																							20.35
	100	01	02	03	04	05	06		08	09																	45.75
	101	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	51.30
	102	01	02	03	04	05	06																				43.31
	103		02	03	04	05	06	07	08																		56.41
	104	01	02	03				07	08	09		11	12	13	14	15	16	17									93.33
	105	01		03			06	07	08																		60.98
	106	01	02	03	04	05																					34.28
	107	01		03	04	05	06	07	08																		49.96
	108			03	04	05	06																				21.32
	109						06	07																			15.82
	110	01	02	03	04	05																					51.73
	111	01																									4.68
	112	01	02	03																							33.97
	113				04	05	06	07																			52.31
	114			03																							4.12
	116			03	04																						46.15
	118		02	03																							20.19
	119		02	03	04	05		07	08	09	10																55.62
	120	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															75.42
	121	01	02	03		05	06																				19.04
	122			03	04	05	06		08	09	10	11	12		14	15											73.21
	123					05			08																		8.86
	計																										5,185.41

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（吉舎町）

区分	区域																										合計（ha）
	林班	準林班																									
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001	01		03	04	05																					27.79
	002	01	02	03	04	05																					35.67
	003	01	02	03	04		06	07	08	09																	49.94
	004	01		03	04																						18.81
	005	01	02		04	05		07	08	09	10																67.25
	006	01	02	03	04	05	06																				43.94
	007	01		03	04	05	06																				33.32
	008	01		03	04	05	06	07																			42.67
	009	01	02			05																					35.39
	010	01	02	03	04	05	06	07																			36.77
	011	01	02	03	04	05		07																			30.20
	012					05	06	07																			15.56
	013			03	04																						9.64
	014	01	02	03		05	06	07			10	11															59.83
	015	01	02	03	04	05	06	07																			43.98
	016	01	02	03				07																			25.79
	017		02	03	04	05	06																				25.25
	018	01	02	03	04	05	06	07																			32.00
	019		02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17									73.34
	020	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13													70.47
	021	01	02	03	04	05	06		08																		32.90
	022		02	03	04	05	06																				24.27
	023		02		04	05	06																				14.65
	024				04	05		07	08																		18.48
	025		02	03	04	05	06		08	09	10																33.63
	026	01	02	03	04	05	06	07		09	10																36.59
	027	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	42.91
	028	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12														74.08
	029	01	02	03			06			09	10			13	14	15											54.96
	030	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11															50.31
	031	01						07	08	09	10	11	12														29.75
	032	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	44.74
	033	01	02	03	04	05	06	07			10		12														55.45
	034	01	02	03		05	06	07	08	09	10	11															58.72
	035					05	06	07	08	09																	24.68
	036			03	04	05	06	07																			21.67
	037						06	07	08																		45.24
	039			03		05					10	11	12	13													46.37
	040	01	02	03		05																					36.04
	041	01	02	03																							49.08
	042	01	02				06	07	08		10	11	12														45.92
	043	01		03																							19.24
	044											11	12														14.35
	045		02	03	04	05	06	07	08		10	11															58.63
	046		02	03	04	05																					25.67
	047	01	02	03	04																						34.36
	048	01	02	03	04	05																					34.06
	049	01	02	03																							26.44
	050	01	02	03																							21.63
	051		02	03	04																						24.44
	052	01	02	03	04	05	06																				40.26
	053		02																								3.21
	054	01				05	06		08																		27.73
	055	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12														70.09
	056	01			04	05					10																21.42
	057					05	06																				10.57
	058	01	02	03	04																						38.28
	059	01	02		04	05				09																	33.17
	060	01	02		04	05			08	09																	30.72
	061		02				06																				20.67
	062		02	03																							8.20
	063	01	02				06		08	09				13													37.10
	064		02		04	05	06		08	09	10																32.76
	065	01				05																					14.59
	066	01	02																								44.00
	067	01	02		04	05	06																				34.01
	068				04																						11.25
	069	01	02	03	04	05	06				10	11															48.07
	070		02	03	04																						17.50
	071	01	02	03	04	05		07	08																		24.63
	072		02	03	04	05																					18.04
	073	01	02	03	04	05	06	07	08	09																	40.72
	074	01																									7.17
	076							07	08																		23.64
	077	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12														54.55
	078		02	03	04		06		08		10	11	12	13	14	15	16										54.14
	079	01	02	03	04																						44.72
	080	01	02	03	04		06			09																	40.90
	081						06	07																			17.71
	082	01	02	03	04	05		07	08	09	10																67.62
	083	01	02	03	04		06																				75.94

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（吉舎町）

区分	区域																											合計（ha）
	林班	準林班																										
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	084	01	02	03	04	05		07		09																		53.85
	085					05	06																					14.63
	086		02	03	04	05	06	07	08	09	10																	63.80
	087	01	02						08	09																		29.63
	088		02	03	04	05																						29.37
	089		02											13	14													30.87
	090				04	05	06	07		09		11																32.00
	091	01	02	03	04	05	06	07	08	09		11																46.36
	092	01					06		08	09		11	12	13														41.04
	093			03	04																							16.20
	094	01	02								10	11	12															24.86
	095									09																		12.73
	096	01	02	03	04	05	06																					37.46
	097			03	04		06	07	08	09	10																	50.85
	099	01	02		04	05	06	07	08		10																	53.16
	100	01		03	04	05																						19.26
	101	01																										5.54
	102				04	05																						20.72
	103	01	02	03	04		06																					40.54
	104	01	02	03	04	05	06	07	08																			44.40
	105	01	02	03	04	05	06																					50.05
	106	01	02	03	04	05																						37.08
	107	01	02	03	04	05	06		08	09																		37.34
	108	01	02	03	04	05	06	07	08																			44.25
	109		02	03		05																						14.88
	110	01		03																								14.92
	111		02	03	04	05	06		08	09	10																	40.42
	112	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11																60.34
	113	01	02	03	04																							14.67
	115			03																								2.51
	116					05	06	07																				21.93
	117	01	02	03	04	05	06	07																				46.77
	118			03		05	06	07	08																			34.16
	119	01	02	03	04					09																		35.78
	120					05																						9.78
	121	01	02																									14.62
	122		02	03		05																						22.59
	123		02	03	04	05	06																					38.09
	124	01	02	03	04		06	07	08																			60.22
	125	01	02	03																								17.72
	計																											4,175.64

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（三良坂町）

区分	区域																											合計（ha）
	林班	準林班																										
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001		02																									3.48
	003	01	02	03			06																					29.70
	004	01	02	03	04	05	06																					27.37
	005		02	03	04																							17.99
	006		02	03		05	06	07																				24.66
	007			03			06	07	08																			24.15
	008		02	03	04	05																						21.76
	009		02	03	04	05	06																					26.96
	010	01			04																							15.59
	011	01	02	03			06	07																				27.70
	012	01		03	04			07																				23.08
	013	01		03	04	05		07																				29.33
	014	01	02	03	04																							27.30
	015		02			05	06	07	08																			25.69
	016	01		03	04																							12.74
	017	01	02	03																								11.98
	019				04	05																						13.31
	020						06	07																				12.50
	021			03	04		06																					10.54
	024	01																										5.21
	025						06	07			10	11																13.42
	026	01	02																									11.60
	027						06	07	08																			17.10
	028	01	02							09	10																	28.43
	029				04																							7.17
	030	01				05	06	07	08																			25.80
	031	01				05	06																					12.53
	032	01	02	03																								18.87
	033	01																										8.29
	036			03	04	05	06																					21.24
	038			03	04	05																						26.38
	040	01			04	05																						19.87
	041	01	02	03	04	05	06																					32.93
	042	01																										6.07
	043				04	05	06																					17.78
	044	01	02						08	09																		20.58
	045				04																							12.59
	046	01	02																									11.70
	047							07																				3.69
	048	01																										9.05
	053						06		08																			11.43
	056								08																			5.10
	057	01	02			05																						17.39
	058									09																		4.11
	060	01			04	05	06																					31.77
	061		02					07		09																		23.01
	062				04	05	06	07	08																			23.84
	064	01	02	03	04				08	09																		28.11
	065	01	02	03	04																							29.16
	068			03																								2.33
	072											11	12															8.44
	073	01																										1.45
	計																											902.27

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（三和町）

区分	区域																											合計（ha）
	林班	準林班																										
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	001	01																										8.80
	002	01				05	06		08																			34.65
	003	01	02	03																								17.02
	004	01	02		04	05	06																					46.66
	007	01		03	04	05	06	07	08																			65.57
	009						06																					3.11
	010	01	02																									15.86
	011							07		09																		16.73
	012	01	02	03	04																							40.45
	013		02	03																								15.81
	014		02																									3.62
	015	01		03	04			07	08	09	10	11	12															82.29
	016		02																									8.78
	018									09																		8.98
	019	01	02	03	04		06																					47.58
	020	01	02	03																								17.64
	021	01	02	03	04	05		07	08																			46.02
	022	01	02	03																								27.64
	023	01		03	04																							20.58
	024	01	02	03	04		06	07	08	09	10																	70.01
	025			03	04																							20.78
	028	01	02	03	04																							43.86
	029		02																									7.80
	030								08																			9.00
	033	01																										11.36
	034	01	02																									16.45
	036	01	02	03		05	06	07																				57.57
	038		02			05	06																					16.61
	039			03	04	05																						25.89
	041		02	03	04																							28.19
	042		02	03		05				09																		42.49
	043	01	02		04	05																						16.97
	044	01																										16.49
	045	01	02	03																								9.62
	046					05	06																					8.21
	047		02	03	04																							20.07
	048	01		03	04	05	06	07	08	09																		70.93
	049	01						07	08																			32.54
	050	01																										2.40
	051		02																									13.76
	052	01	02	03	04			07																				41.62
	053	01	02					07	08																			43.27
	054					05	06																					13.43
	055	01																										18.41
	056				04	05		07	08	09	10																	53.19
	057	01	02	03	04																							53.47
	058		02	03	04		06	07		09	10	11																78.70
	059	01	02	03			06	07	08	09																		58.51
	060		02																									5.36
	061				04	05	06																					22.53
	062	01	02	03	04	05	06																					46.45
	063	01	02	03	04	05	06	07	08	09																		64.15
	064	01	02	03	04		06	07	08																			68.65
	065	01	02	03	04	05																						32.42
	066		02		04																							10.71
	067	01	02	03																								27.11
	068	01	02		04	05	06																					44.31
	069	01		03		05	06																					39.91
	070	01		03	04		06	07																				49.18
	071	01		03	04			07																				34.04
	072	01	02			05	06	07																				31.55
	073	01	02	03		05																						22.57
	074			03	04																							23.31
	075		02				06	07	08		10																	36.98
	076	01			04	05																						25.87
	077	01	02	03																								11.20
	078	01	02	03	04							11																21.02
	079	01	02	03	04																							14.36
	080	01																										9.36
	083	01	02	03		05																						32.19
	084	01	02																									22.12
	085			03	04	05	06																					19.85
	086	01	02	03																								34.90
	088	01		03					08																			21.43
	089						06	07																				8.50
	090	01	02	03		05																						32.38
	091	01		03	04	05																						30.76
	093	01	02																									12.92
	094	01	02	03	04	05																						41.15
	095	01	02																									26.88
	096	01	02	03	04	05																						47.46

※準林班の一部を含む。

【別表3】 土砂の流出に注意すべき森林の区域（独自ゾーニング）　　三次市（三和町）

区分	区域																									合計（ha）
	林班	準林班																								
森林以外への土砂流出等に注意すべき森林	098	01	02	03																						25.56
	099	01	02	03	04	05	06	07	08																	73.70
	100				04																					9.61
	101	01			04	05	06																			31.07
	102	01	02	03	04																					20.31
	103						06																			9.55
	104	01	02																							16.82
	105	01	02	03	04																					32.73
	計																									2,620.32

※準林班の一部を含む。

別表４　基幹路網の整備計画

単位　延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

	種類（区分）		位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	対図番号	備　　考
開　設	自動車道	林業専用道	旧三次市	山　家	1,620	68	○		
			旧君田村	伊久利	3,300	365			
		指定林道		比和新庄	3,900	600	○		
		指定林道		横谷高暮	3,799	335	○		
		林業専用道		マナショ山線	3,200	330	○		
		林業専用道		宮　東　線	4,000	120			
			旧作木村	熊見線	2,000	110			
		指定林道	旧布野村	比和新庄線	2,053	363			
			旧吉舎町	天狗岩線	2,300	61			
拡　張	自動車道		旧三次市	岩屋寺線	2,000	181			
			旧君田村	黒　口	3,500	150			
				比和新庄	20	870	○		
			旧作木村	比和新庄	100	1,723	○		
				熊見線	2,000	110	○		
				高丸線	1,450	195			
			旧三良坂町	細　谷	3,000	96			
			旧吉舎町	黒　鞘	2,627	216			
				鹿　谷	1,500	45			

別表5 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

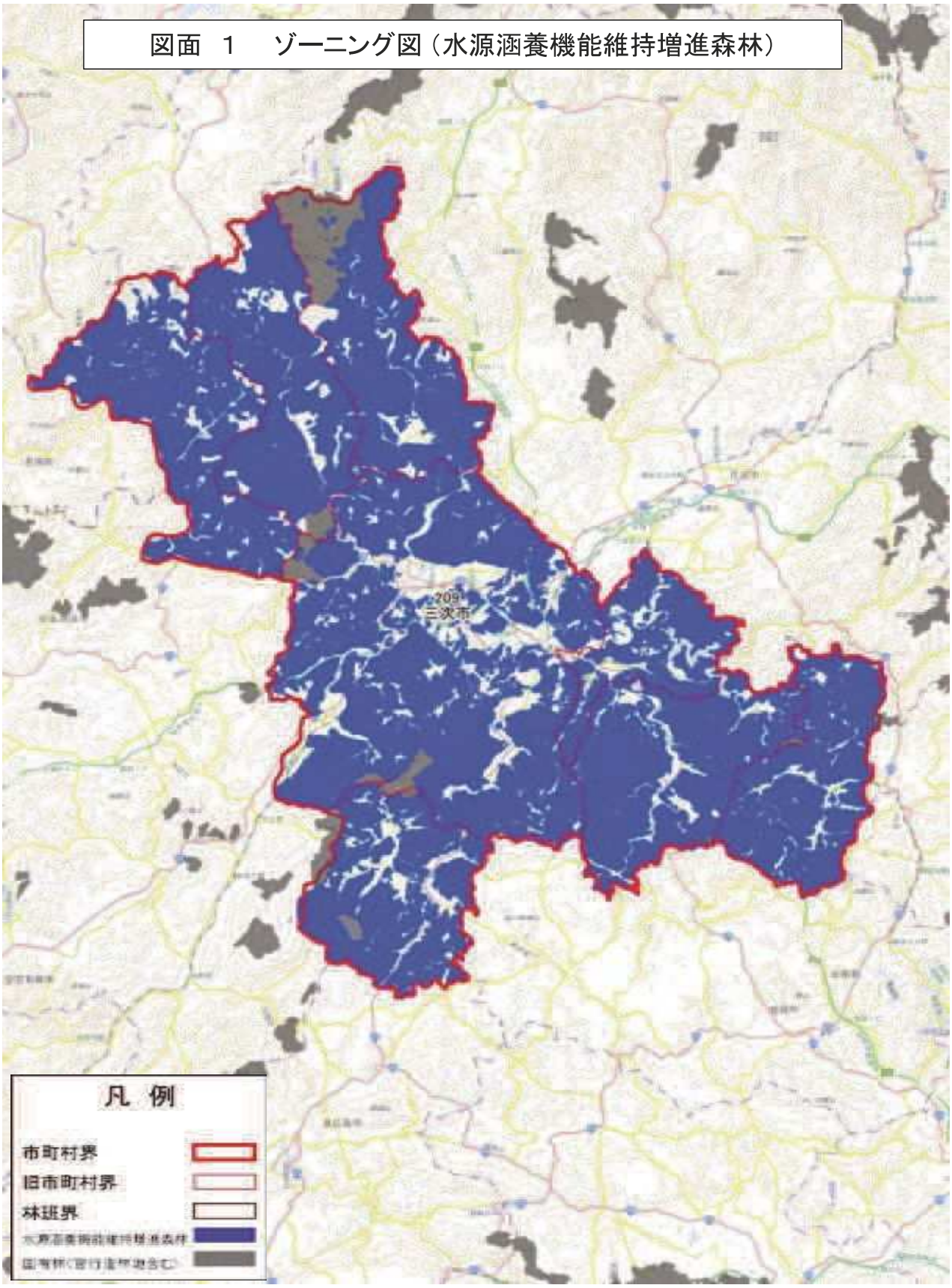
地区名	区域名	林班	面積（ha）
旧三次市	河内	1 2 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80	1,580.55
	山家	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57	1,466.33
	後山	17 18 19 20 21 22 23 25 26 27 28 29 30 31 32	800.64
	和知	24 33 34 35 36 37 38 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200	1,153.93
	酒屋	39 40 41 42 43 44 45 46 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104	1,421.71
	秋町	105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 120 123 125 127 129 228 229 230 231	1,011.39
	粟屋	119 121 122 124 126 128 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162	1,818.09
	神杉	163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 202 203 204 205 206 207 208 209 222 302 303 304	1,186.70
	田幸	201 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 223 224 225 226 227 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314	1,125.73
	三若	279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301	1,466.88
	志和地	232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263	1,371.24
	川立	264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278	692.68
	上田	315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337	1,060.13
旧甲奴町	本郷・梶田	1 2 3 4 5 6 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	1,020.79
	有田	7 8 9 10 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 117 118 119 120	830.84
	小童Ｂ	26 27 28 29 30 31 32 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	671.22
	小童Ａ	33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49	613.73
	宇賀	62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83	969.60
	太郎丸	84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 116	786.01

ここにテキストを入力

旧君田村	石原	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1,541.19
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	68	69	
		70	71	72	73	74								
	櫃田	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	38	1,713.45
		39	40	41	42	43	44	45	46	47	52	53	54	
	君田	1	2	3	37	64	65	75	76	77	78	79	80	1,402.22
		81	82	83	84	85	86	87	88	89				
	泉吉田	48	49	50	51	55	56	57	58	59	60	61	62	1,176.30
		63	66	67										
旧布野村	戸河内	1	2	3	4	107	110	111	112	113	114	115	116	631.27
	下布野	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	1,424.47
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		29	30	31										
	布野	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	717.99
	上布野	44	45	46	47	48	93	94	95	96	97	98	99	1,400.67
		100	101	102	103	104	105	106	108	109				
	横谷３	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	948.45
		61	62	63	64	65	66							
	横谷２	67	68	69	70	71	72	73	74	75	90	91	92	774.95
	横谷１	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	1,189.08
		88	89											
旧作木村	森山西	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1,491.95
		13	14	15	16	27	40	41	42	43	44	45	46	
	岡三渕	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	28	29	1,433.35
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	52		
	光守	47	48	49	50	51	53	54	55	56	57	58	59	1,085.81
		60	61	62	64									
	作木	63	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	1,572.97
		76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	
		88												
	作木南	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1,124.74
		101	102	103	104	105	106	107	108					
	大山	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	915.36
		121	122	123										
旧吉舎町	桧	1	19	20	21	22	23	24	25	26	27	33	34	1,762.15
		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
		47	49	50	51	52	79	80	81					
	清綱	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1,434.30
		14	15	16	17	18	28	29	30	31	32	48	82	
		83	84	85	86									
	矢井	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	1,291.38
		65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	
		77	78											
	三玉	87	88	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	1,049.29
		105	106	107	108	109	110	111	112	113				
	安田	89	90	91	92	93	94	114	115	116	117	118	119	990.13
		120	121	122	123	124	125							

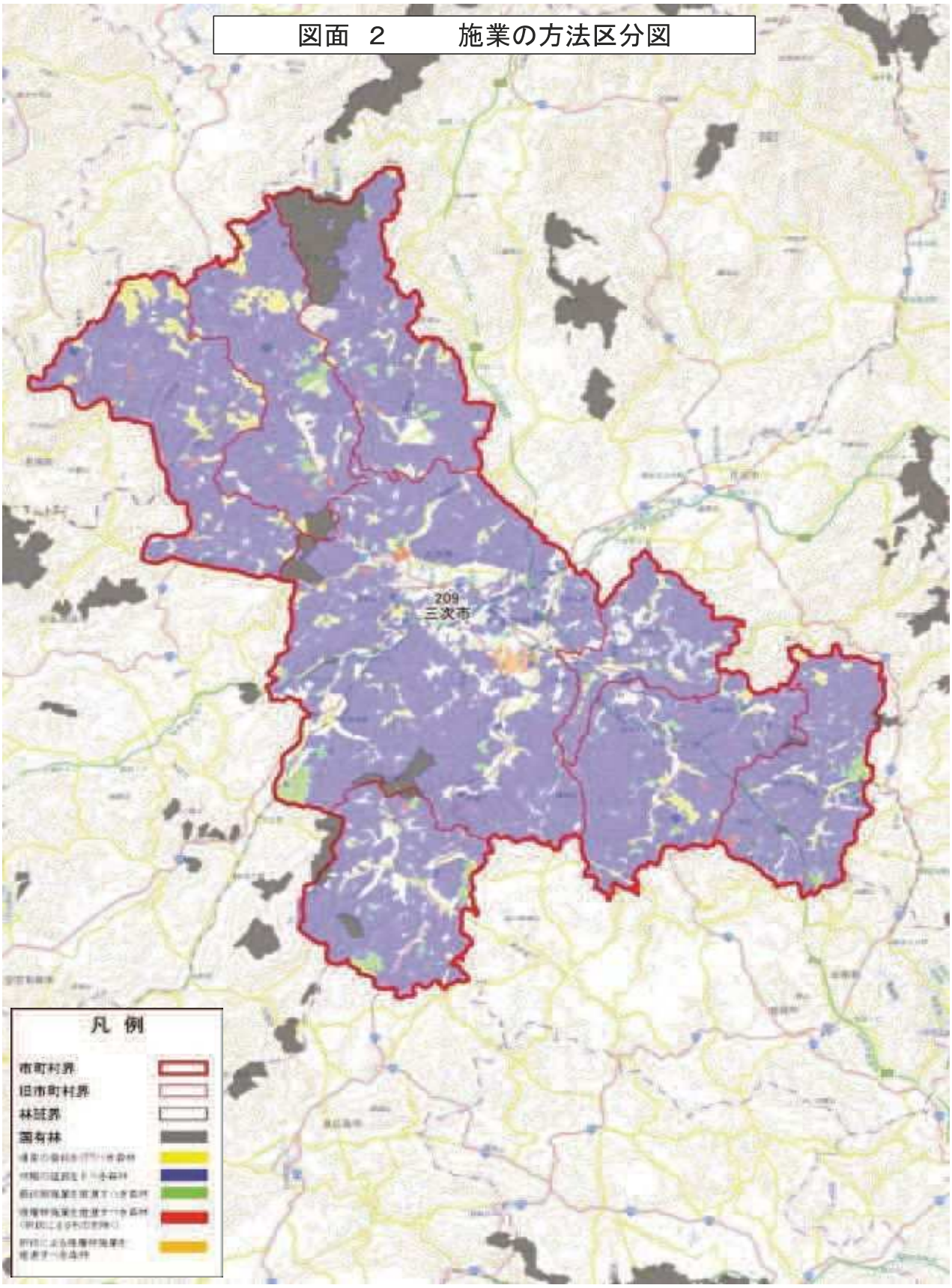
旧三良坂町	三良坂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	945.51
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	68	
		69	70	71										
	灰塚	24	25	26	27	28	30	36	51	52	53	54	55	956.92
		56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	
		72	73											
	仁賀	29	31	32	33	34	35	37	38	39	40	41	42	829.32
		43	44	45	46	47	48	49	50					
旧三和町	上板木	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1,030.39
		13	14	15	16	17	18	19	20					
	羽出庭	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	1,266.24
		33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
	下板木	45	46	48	49	50	51	52	53	54	56	57		549.30
	敷名	47	55	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	914.21
		68	69	70	71	72	73							
	上壱	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	1,381.63
		86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	
		98	99	100	101	102	103	104	105	106	107			

図面　１　　ゾーニング図（水源涵養機能維持増進森林）



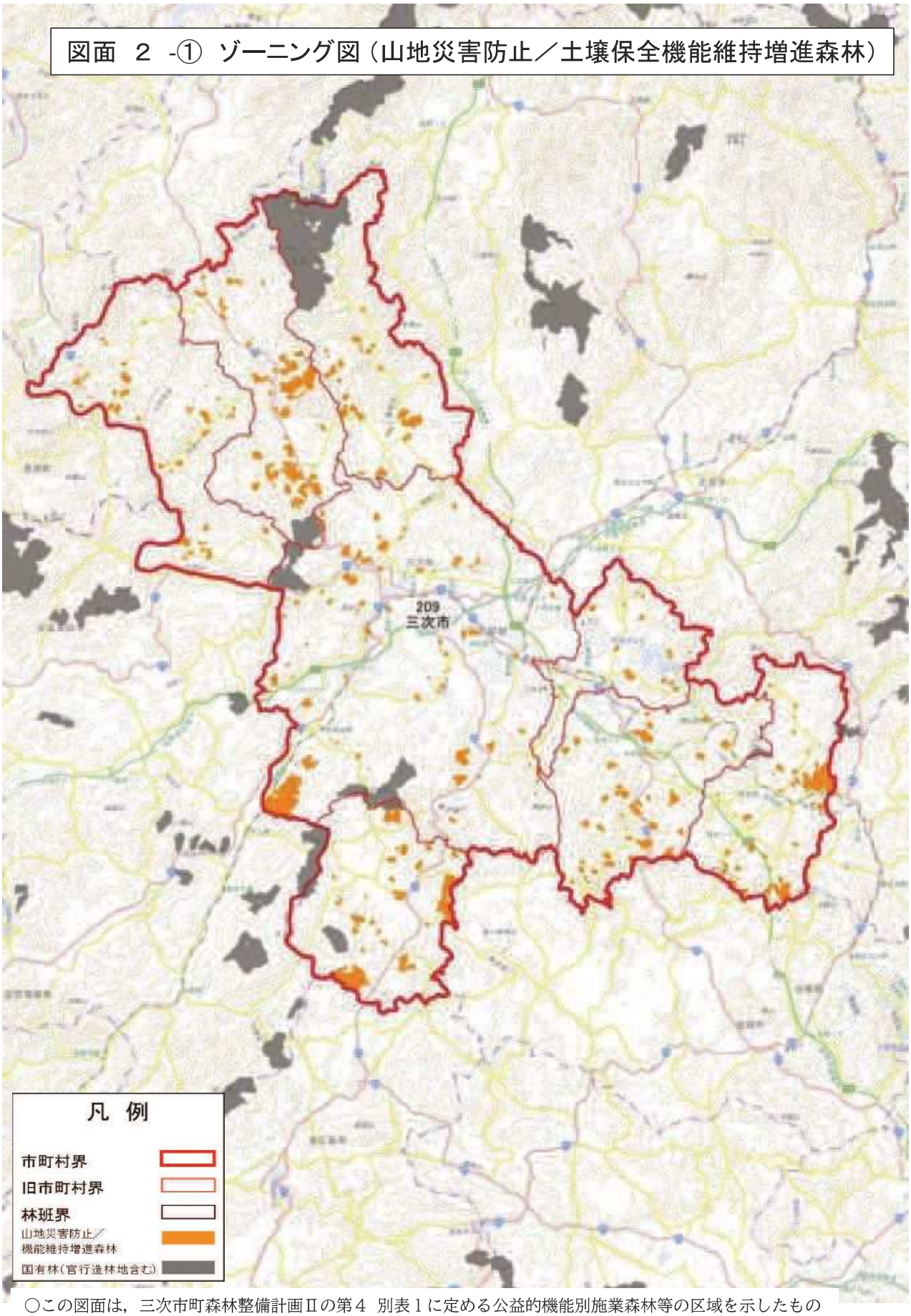
○この図面は，三次市町森林整備計画Ⅱの第４　別表１に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面　２　　施業の方法区分図



○この図面は，三次市町森林整備計画Ⅱの第４ に定める施業の方法の区域を示したものです。

図面　２　-①　ゾーニング図（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）



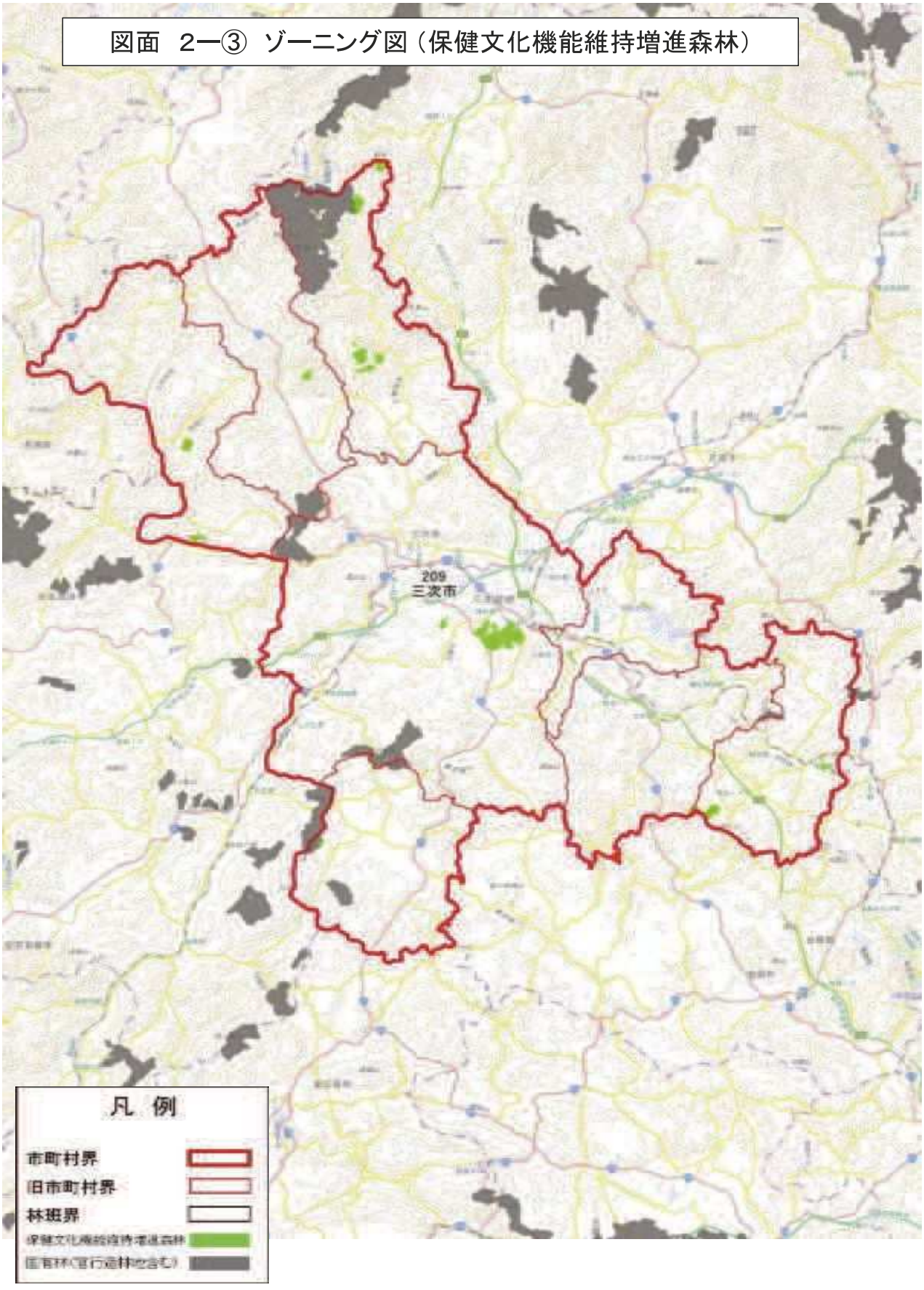
○この図面は，三次市町森林整備計画Ⅱの第４　別表１に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面　２－②　　ゾーニング図（快適環境形成機能維持増進森林）



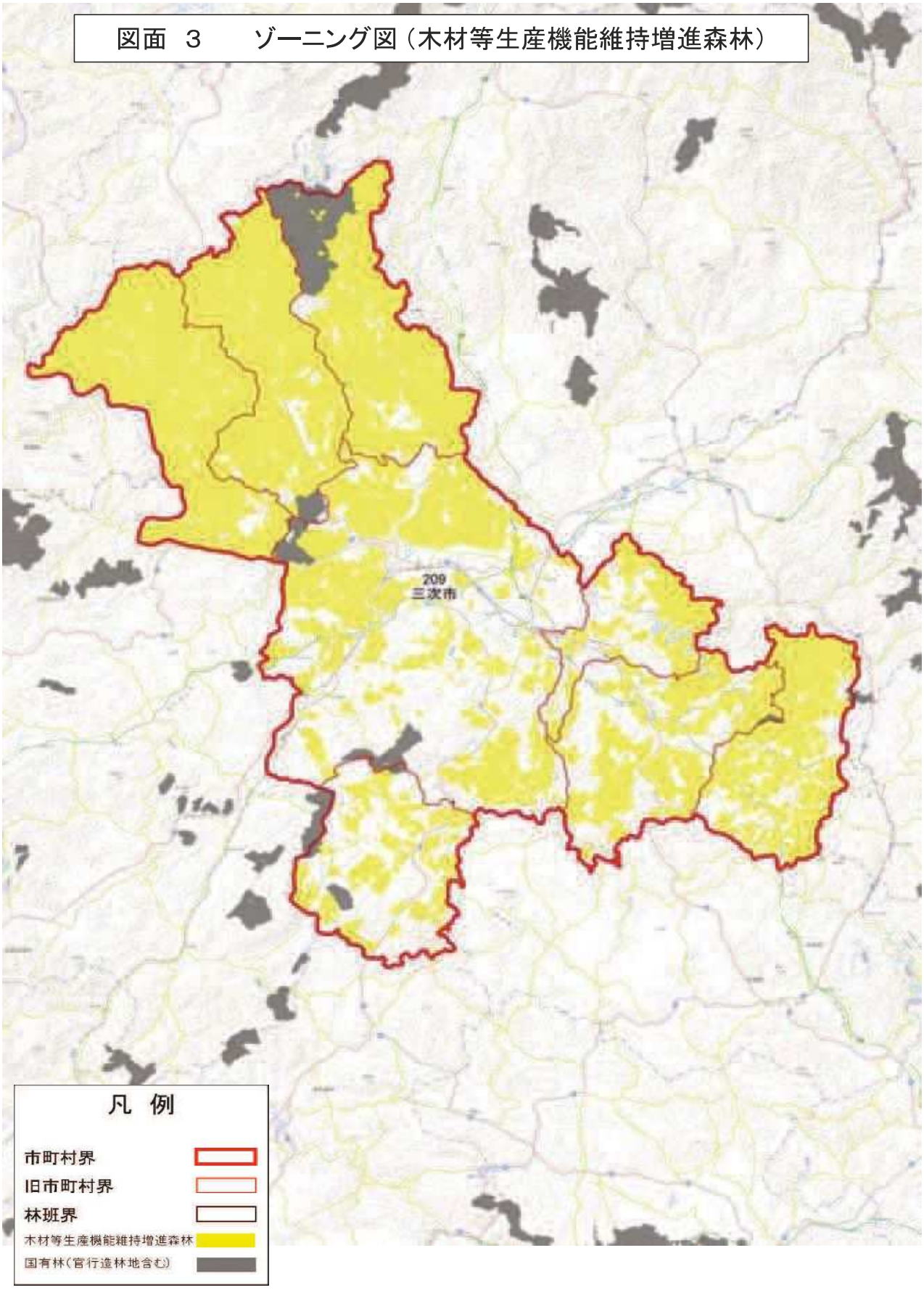
○この図面は，三次市町森林整備計画Ⅱの第４　別表１に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面　2ー③　ゾーニング図（保健文化機能維持増進森林）



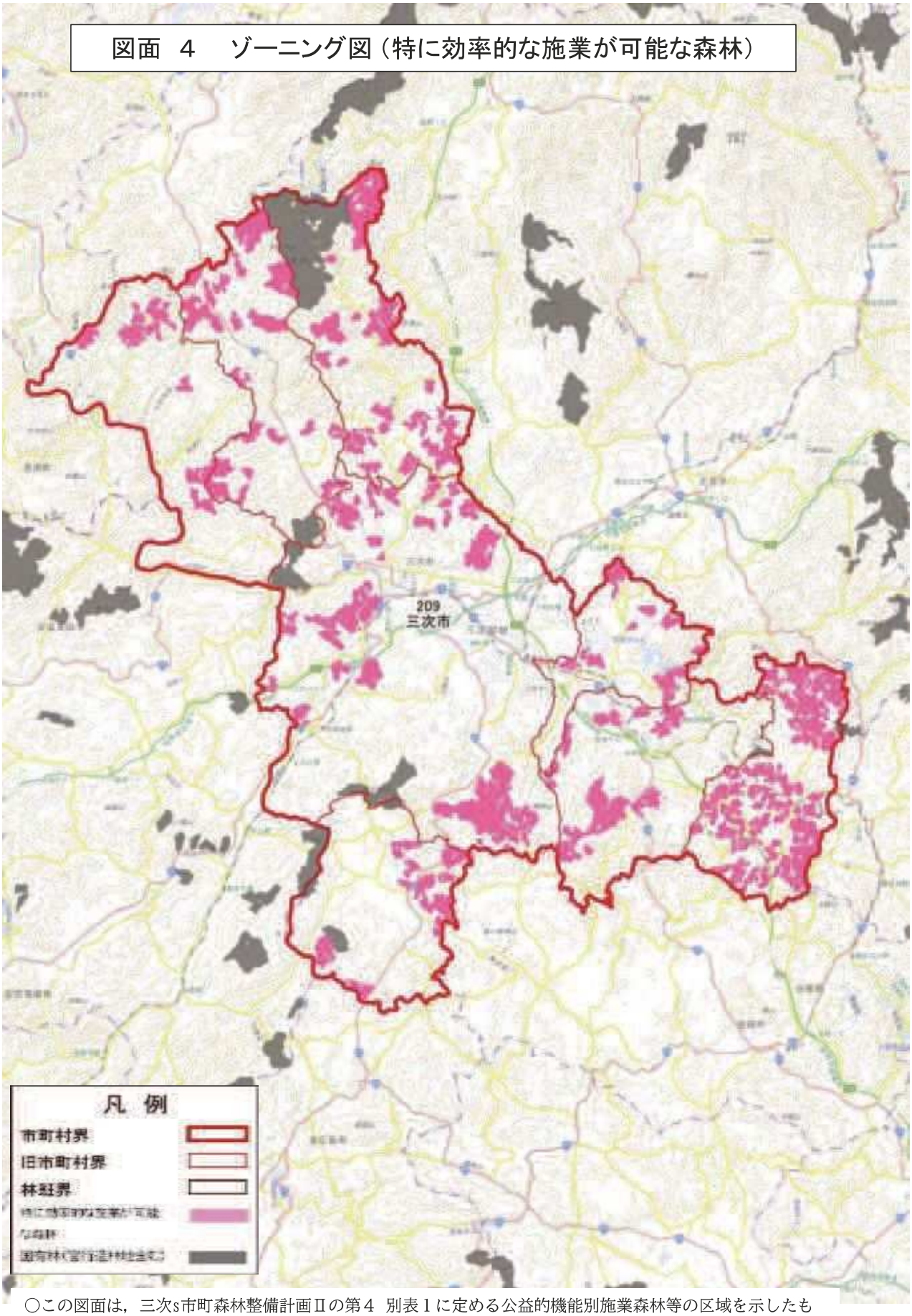
○この図面は，三次市町森林整備計画Ⅱの第４　別表１に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面　３　　ゾーニング図（木材等生産機能維持増進森林）



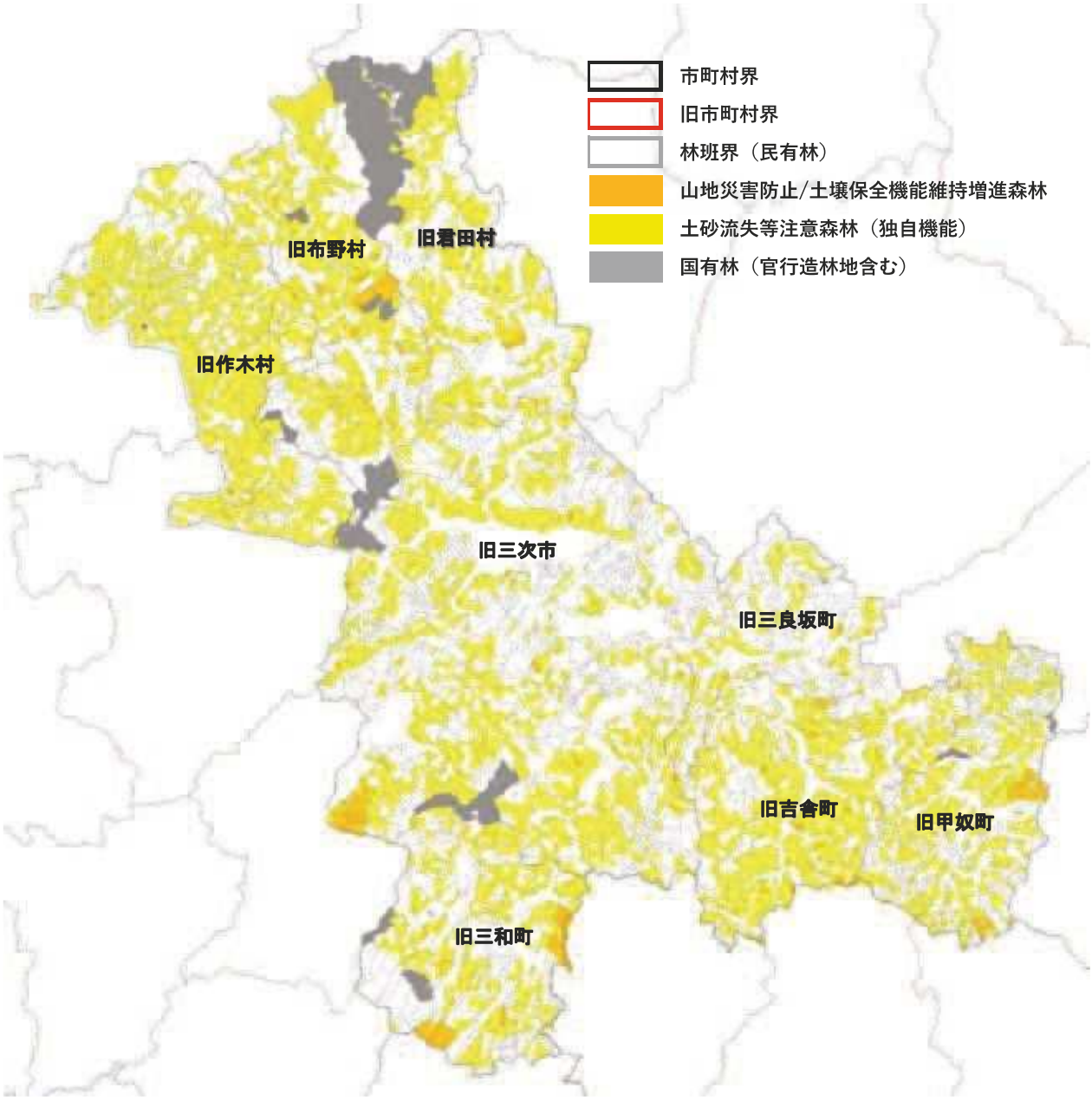
○この図面は，三次市町森林整備計画Ⅱの第４　別表１に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図面　４　　ゾーニング図（特に効率的な施業が可能な森林）



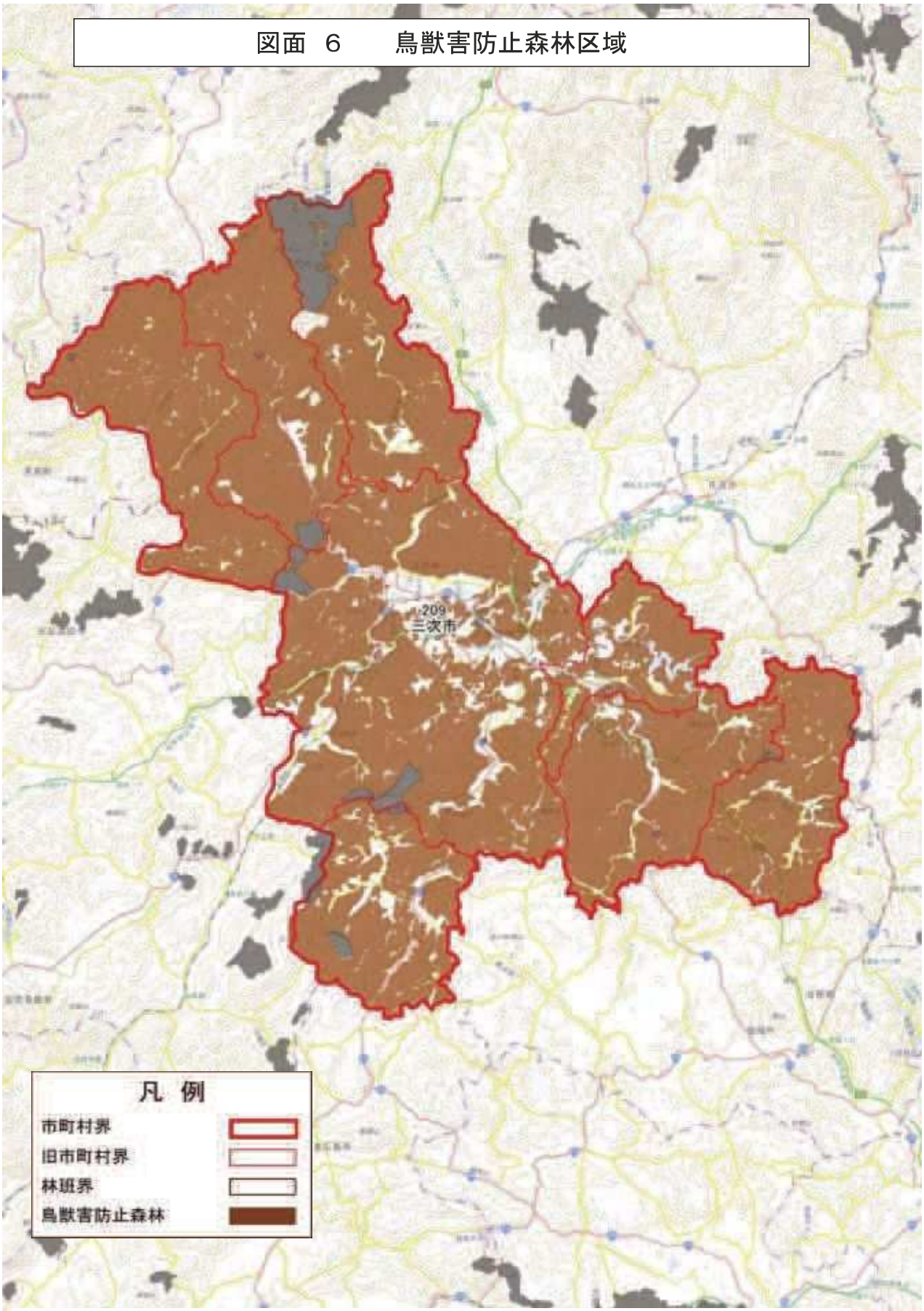
○この図面は，三次s市町森林整備計画Ⅱの第４　別表１に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

図―５　ゾーニング図（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、土砂流出等注意森林）



○この図は、三次市森林整備計画Ⅱの第４に定める公的機能別施業森林等の区域を示したものです。

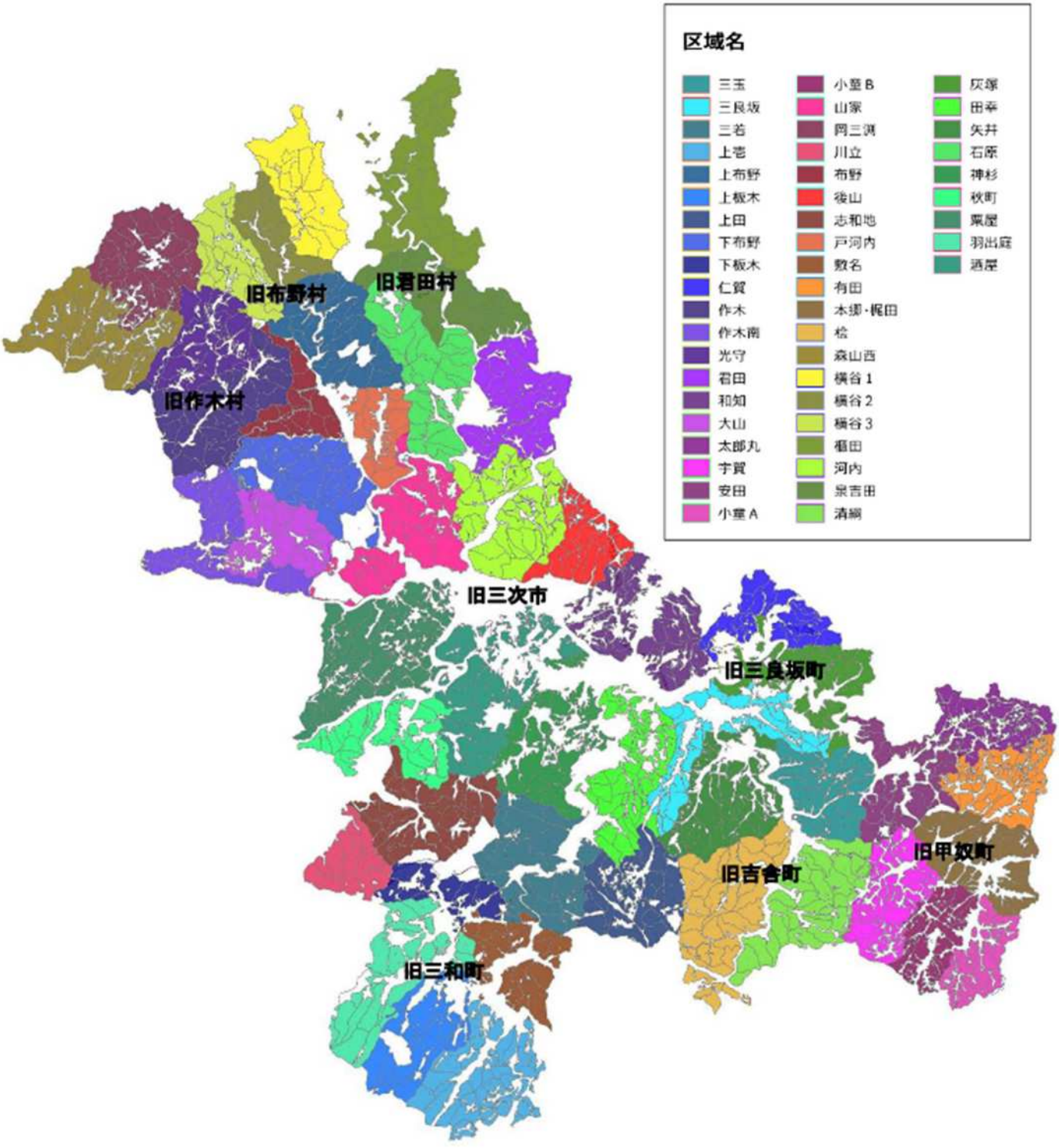
図面　６　　鳥獣害防止森林区域



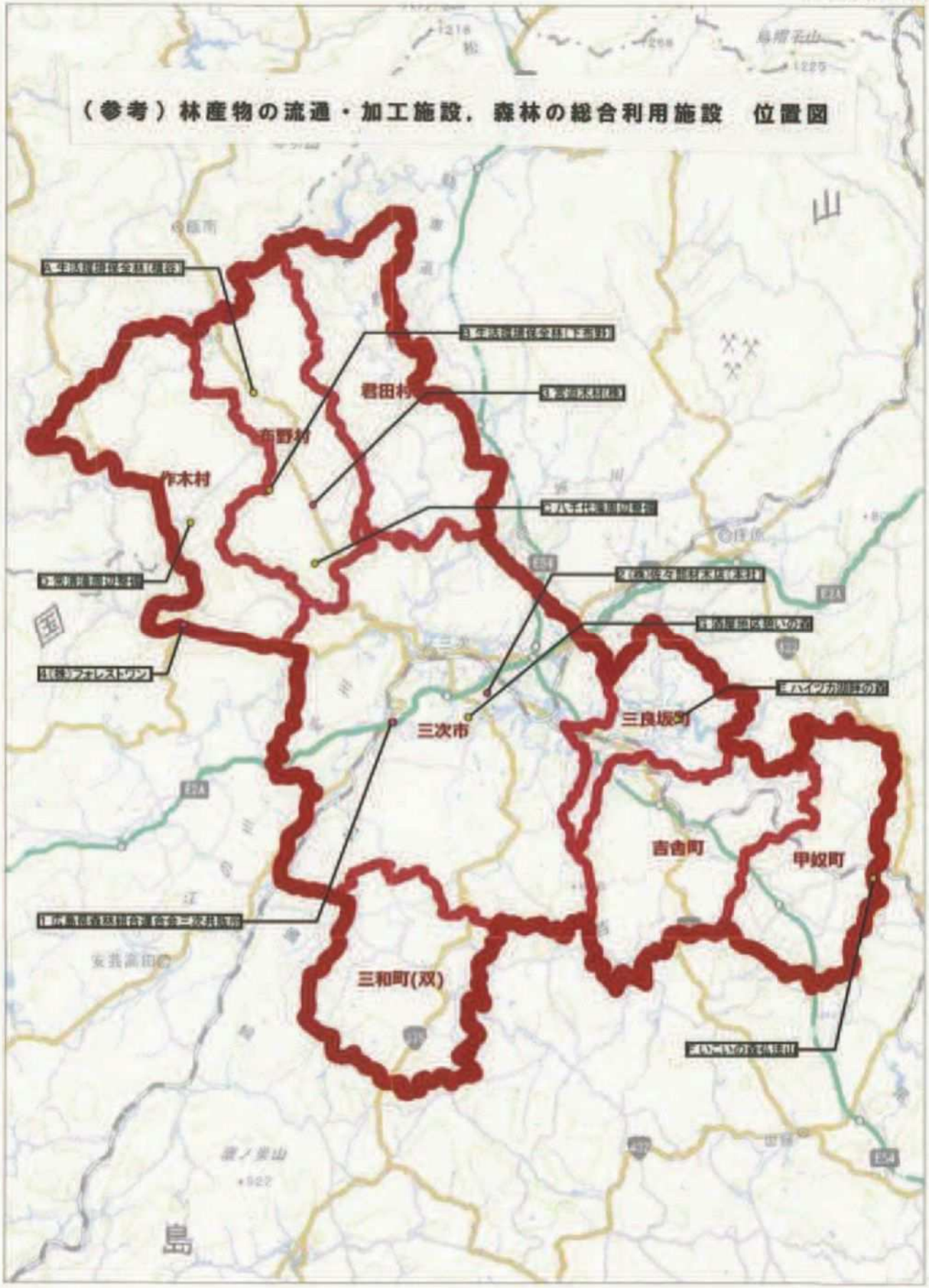
○この図面は，三次市町森林整備計画Ⅲの第1－1(1)の表に定める区域を示したものです。

図面 7

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域（森林経営計画区域図）



1:250000


（参考）林産物の流通・加工施設，森林の総合利用施設　位置図
君田村
布野村
作木村
三次市
三良坂町
吉舎町
甲奴町
三和町(双)